

中国のエネルギー・環境税制に関する研究

2007年3月 北京

財団法人 日中経済協会

国家税務総局税収科学研究課題組

KEIRIN



<http://keirin.jp>

この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

中国のエネルギー・環境税制に関する研究

課題組メンバー

課題組顧問 : 許善達

課題組長 : 劉 佐

課題組副組長 : 靳東昇

課題組メンバー : 劉佐 靳東昇 彭寧 魏志梅

龔輝文 陳琍 劉馨穎

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

目次

序文	1
1. 中国のエネルギーと環境の状況	2
1.1 中国のエネルギー消費水準と供給について	2
1.1.1 中国のエネルギーの消費水準	2
1.1.2 エネルギーの供給と消費の状況	4
1.2 中国の環境状況	5
1.2.1 中国の環境汚染の状況	6
1.2.2 中国の環境汚染対策	7
1.3 中国のエネルギー・環境分野の主な課題	11
1.3.1 エネルギー分野が直面する主な課題	11
1.3.2 環境分野が直面する主な課題	12
2. 中国のエネルギー・環境政策の変遷	14
2.1 省エネと環境保全：中国政府の職責	14
2.2 中国の省エネ・環境保全政策の回顧	17
2.2.1 中国の各「5カ年発展計画綱要」の省エネと環境保全に関する詳述	17
2.2.2 中国の省エネ・環境保全政策の発展の道筋	20
3. 中国のエネルギー・環境税制の現状	27
3.1 中国で徴収しているエネルギー・環境関連の税金・課徴金科目	27
3.1.1 汚染物質排出課徴金制度	27
3.1.2 環境・エネルギー関連の税目	35
3.1.3 環境・省エネ関連のその他の課徴金	37
3.2 エネルギー・環境関連の税制政策	39
3.2.1 資源の総合利用を奨励する優遇措置	39
3.2.2 不用物資の回収を促進する優遇措置	40
3.2.3 省エネ・環境保全型の技術・製品・投資に対し実施する優遇政策	41
3.2.4 高エネルギー消費製品と高汚染製品に対しては消費税を徴収	42
3.2.5 省エネ・環境保全型産業に対して実施される所得税優遇措置	43
3.2.6 奨励類産業目録の条件に合致する優遇	45
3.2.7 環境事業の発展を支援する税制措置	46
4. 中国のエネルギー・環境税制に関する評価と改善提案	48
4.1 中国のエネルギー・環境税制に関する評価	48
4.1.1 汚染物質排出課徴金制度の意義と不足点	48

4.1.2 現行のエネルギー・環境税制の役割と問題点.....	49
4.2 中国のエネルギー・環境税制の整備に関する提案.....	55
4.2.1 税金・課徴金の関係を調整し、タイミングを見て環境税を導入.....	55
4.2.2 持続可能な発展理念を確立し、省エネ・環境保全を奨励するための措置を全面的に講じる.....	56
5. 資料：省エネルギー・環境保護関連法規及び税收政策規定.....	59

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

序文

1978年の改革開放以来、中国経済は高度成長を続けているが、その著しい経済成長の陰で、資源の無駄使い、エネルギー需要の急増、環境汚染などの問題も生まれ、それが今、関心の的になっている。特にここ数年、世界の原油価格の高止まり、環境悪化による地球温暖化問題などが取り沙汰される中、政治家や経済学者のみならず、一般の人々も環境問題や省エネ問題に関心を寄せるようになってきている。このような状況の中で、中国政府は資源節約型社会と環境友好型社会の構築を明確に表明し、環境保全及び省エネ事業を一層重視していく姿勢を示していることから、中国政府の環境とエネルギー問題に対する注目度の高さがうかがえる。このような背景の下、いかに税制政策を運用して環境保全及び省エネ事業を推進していくかは、資源節約型社会と環境友好型社会の構築を促進する上で極めて現実的かつ重要な研究課題の一つと言えよう。

本レポートは以上の研究課題についてのわれわれの研究成果である。

省エネと環境保全は密接に係わる二つの分野であり、省エネによって環境保全が促進される一方、省エネ自身もいわゆる環境保全(資源の節約及びその利用効率の向上)の重要な一環である。ただ、税制政策の視点から見た場合、省エネの促進と資源の総合利用(いわゆる環境保全の促進)に共通点も存在する。このようなことを踏まえ、本レポートでは省エネと環境保全を分けて論述するのではなく、資源の有効利用と生態環境への保護の促進という大きな背景に立脚し、税制政策が省エネ及び環境保全の両方に与える影響を研究するものとする。

同レポートは以下の4章から構成されている。即ち、

1. 中国のエネルギーと環境の状況
2. 中国のエネルギー・環境政策の変遷
3. 中国のエネルギー・環境税制の現状
4. 中国のエネルギー・環境税制に関する評価と改善提案

1. 中国のエネルギーと環境の状況

中国は世界最多の人口を擁する発展途上国である。1970年代末以来、中国経済の急成長に伴い、先進諸国が百年以上にわたる産業化プロセスの中で段階的に直面してきたエネルギー問題と環境問題が、今、中国で集中的に噴出し始めている。エネルギー、環境、経済成長の対立がますます激化している。資源不足、脆弱な生態環境及び環境キャパシティの不足が中国の経済成長を制約する重大な問題になりつつある。

1.1 中国のエネルギー消費水準と供給について

改革開放以来、中国経済は高度成長を続けている。2006年1月9日に中国国家统计局がこれまでのGDPデータについての修正結果を公表したが、それによると1979年～2004年の中国GDPの年平均成長率は9.6%になるという。2006年現在、中国のGDP総額は20兆9400万億元に達し、世界第4位、輸出入総額は1兆7,000万億ドルを超え、世界第3位となった。1人当たりGDPは1,714ドルで、世界第110位(2005年)である¹。一方、一次エネルギーの消費量は年平均5.16%の伸び率で増え、エネルギー自給率は90%以上で、OECD諸国の平均値を20ポイント以上、米国より約30ポイント上回っている。総じて言えば、中国は主に自力で経済発展におけるエネルギー問題を解決してきたと言える。²

1.1.1 中国のエネルギーの消費水準

この20年間、中国経済は年平均9.6%の伸び率で急成長してきたが、一次エネルギーの消費は省エネ努力により年間5.16%の伸び率に抑えることができてきている。しかしながら、中国経済の成長方式が未だに粗放型であるために経済構造の非合理性が顕在化し、GDP原単位も先進諸国を大きく上回り、エネルギー消費総量が生産総量を上回り、エネルギーの消費構造も合理的であるとは言い難い状況にある。

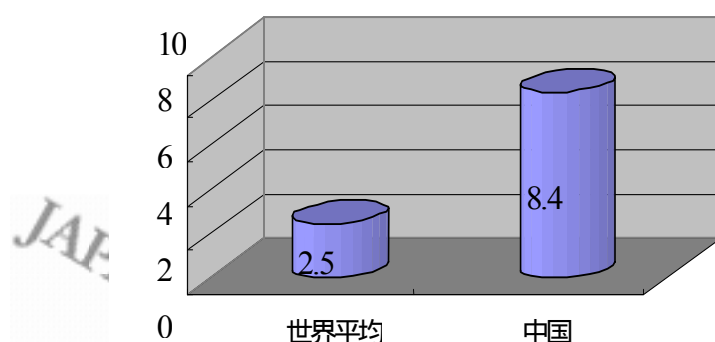
(1) エネルギー消費強度と一人当たりエネルギー消費

国家发展改革委員会エネルギー局の資料によれば、2004年に世界のエネルギー消費強度(単位GDPを産出するのに消費するエネルギー量)は1万ドルGDP当たり石油換算で2.5トンだったが、中国のそれは1万ドルGDP当たり石油換算で8.4トンで、世界平均の3.36倍(図1-1を参

¹李鉄映:「発展には節約が必要で、節約してこそ発展がある 節約・省エネについて」、『求是』2007年第4期。

照)、米国の4倍強、日・英・独・仏の8倍近くに上る。世界の1人当たりGDPは6,444ドルだが、中国のそれは1,272ドルで、世界の20%にも満たない。一方、世界1人当たりエネルギー消費量が石油換算で1.61トンであるのに対し、中国は1.07トンで、世界の66.46%、米国のおよそ1/8、日・英・独・仏の1/4になっている。

図 1-1 中国と世界のエネルギー消費強度の比較 石油換算トン/万ドル GDP



(2)エネルギー消費総量

2004年、世界のエネルギー消費総量は石油換算で102.24億トン、前年度比4.32%の伸びを示した。そのうち中国のエネルギー消費総量は13.86億トンで15.11%増、世界の13.56%を占めており、米国に次いで世界第二のエネルギー消費大国となっている。

2004年の世界の状況を見た場合、エネルギー生産総量とその伸び率ともにエネルギー消費総量を上回っていたが、中国はその逆で、エネルギー生産総量とその伸び率が消費総量のそれを下回る結果になっている。エネルギー消費の伸び率だけをとってみても、中国は世界で唯一の二桁成長の国であると同時に、最大の伸び幅を示している。

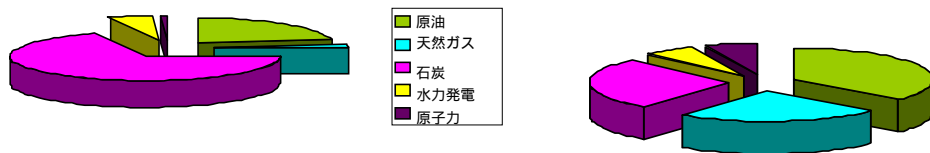
(3)エネルギーの消費構成

2004年の中国と世界のエネルギー消費の構成を見てみよう。中国の場合、原油22.3%、天然ガス2.5%、石炭69.0%、水力発電5.4%、原子力0.8%となっている。世界のそれは、原油36.8%、天然ガス23.7%、石炭27.2%、水力発電6.2%、原子力6.1%となっている。中国では石炭の消費が大きなウェートを占めているが、それに比べ天然ガスと原子力のウェートが非常に低く、世界の平均的水準との格差が著しいことが分かる(図1-2を参照)。

図 1-2 中国と世界のエネルギー消費の構成

中国のエネルギー消費の構成

世界のエネルギー消費の構成



1.1.2 エネルギーの供給と消費の状況

(1) エネルギー生産総量

2004年、世界の一次エネルギーの生産総量は石油換算で102.81億トン、前年度比4.81%伸びている。そのうち中国の一次エネルギー生産総量は石油換算で12.87億トン、12.11%増で世界の12.51%を占めており、米国に次いで世界第二のエネルギー生産国となっている。

(2) 石炭の生産と消費

2004年、世界の石炭の生産量は55.38億トン、前年度比6.81%増であった。そのうち中国の石炭生産量は19.56億トンで13.19%増、世界の35.32%を占めている。一方、2004年の世界の石炭消費量は55.64億トンで前年度比6.30%増であった。そのうち中国の石炭消費量は19.17億トンで14.64%増、世界の34.40%を占めている。中国の石炭生産量と消費量ともに世界の1/3を占め、それぞれ世界第一位である。

(3) 石油の生産と消費

2004年、世界の原油生産量は38.68億トンで、前年度比4.45%増であった。そのうち中国の生産量は1.75億トンで2.90%増、世界シェア4.51%であった。一方、世界の石油消費量は37.67億トンで前年度比3.44%増、そのうち中国の消費量は3.09億トンで15.83%増、世界シェア8.19%、世界第二位の消費量であった。世界の原油生産量とその伸び率はいずれも消費量とその伸び率を上回っているが、中国はその逆で、原油生産量とその伸び率は消費量とその伸び率を大きく下回り、しかも中国の消費量の増加分と伸び率が高く、対外依存度は48.5%で、50%の大台に近づきつつある。

(4) 世界の石油貿易

2004年、世界の石油貿易量は23.81億トンに達したが、そのうち原油貿易量は18.55億トン、それぞれ世界原油の生産量と貿易量の47.96%と77.91%を占めている。製品油貿易量は5.26億ト

ンで、それぞれ世界の石油の消費量と貿易量の13.96%と22.09%を占めている。一方、中国の石油の輸入量と輸出量はそれぞれ1.68億トンと0.18億トン(純輸入量1.5億トン)で、それぞれ世界の石油貿易量の7.0%と0.76%を占めている。そのうち原油と製品油の純輸入量はそれぞれ1.17億トンと3,300万トンで、それぞれ世界の原油と製品油貿易量の6.39%と6.30%を占めている。

(5)天然ガスの生産と消費

2004年、世界の天然ガスの生産量は26,916億 m^3 で前年度比2.85%増、そのうち中国の天然ガスの生産量は408億 m^3 、18.50%の伸び率で世界シェア1.51%である。一方、世界の天然ガスの消費量は26,893億 m^3 で前年度比3.29%増、そのうち中国の天然ガスの消費量は390億 m^3 、19.00%の伸び率で世界シェア1.45%である。総じて言えば、中国の天然ガス生産量と消費量はともに急速に伸びているが、その基数が小さいために世界シェアはわずか1.5%にとどまり、世界第16位となっている。

(6)発電量及び水力発電・原子力発電の消費量

2004年、世界の発電量は174,524万億kWhで前年度比4.09%増、そのうち中国の発電量は21,870億kWhで14.79%増、世界発電量の12.53%、米国のおよそ1/2強で世界第二位を占めている。

世界の水力発電消費量は28,032億kWhで5%増、世界の発電量の16%を占めている。原子力発電消費量は27,584億kWhで4.35%増、世界の発電量の15.80%を占めている。中国の水力発電消費量は3,280億kWhで16.6%増、それぞれ世界の発電量と水力発電消費量の1.88%と11.70%を占めている。中国の原子力発電消費量は501億kWhで14.12%増、世界の原子力発電消費量の1.82%を占めている。中国の水力発電と原子力発電の消費量の世界ランキングはそれぞれ第2位と第11位で、原子力発電のウェイトが極めて低いことが分かる。³

1.2 中国の環境状況

中国政府は長年にわたり環境問題に注力し、一連の重要な政策や措施を講じてきた。それらを受けて各地域、各部門も環境保全事業の推進に努めてきた。国民経済の急成長と住民の消費レベルが向上する中で、中国全体の環境品質が基本的に安定し、一部の都市と地域の環境品質に改善が見られている。また、主要汚染物の排出量もある程度抑制することに成功し、工業製品の生産による汚染物の排出も減ってきている。このほかにも重点流域および地域の環境対策も継続的に進められており、生態環境の保護と関連対策も強化され、原子力発電所の放射線や放射能に対する監督管理体制もいっそう整備されてきている。全体的には人々の環境保全意識と環境保全事業への関与度が著しく向上し、環境関連国際条約を真摯に履行することで、良好な国際イメージを確立することができている。

以上のように、中国の環境対策はある程度の成果を収めることができているが、環境情勢は依然

³ 上記資料は中国発展改革委員会のオフィシャルサイトから参照・引用している。

として厳しい状況にある。主要汚染物の排出量が環境負荷能力を超えており、都市河川のほとんどが汚染されているという状況にある。多くの都市で大気汚染が深刻で、酸性雨による影響も著しく、残留性有機汚染物質による弊害も発生している。土壌の汚染面積が拡大し、近海の汚染が深刻化し、原子力発電所による放射線や放射能の環境への影響も危惧されている。また生態環境の破壊が深刻で、水土流失は量が多く、その範囲も広い。石漠化と草原の劣化が進行し、生物の多様性にも影響が出て生態系の機能が退化している。先進諸国が百年以上の工業化の過程で段階的に直面してきた環境問題が、中国ではここ20数年の間に集中的に噴出してきている。これらの問題は構造的、複合的、縮図的な特徴をもって現れている。環境汚染と生態破壊によって巨額な経済的損失がもたらされ、人間の健康が脅かされ、社会の安定と環境の安全にも影響を及ぼしている。今後の15年間、中国の人口は引き続き増加し、経済規模は4倍に膨らみ、資源・エネルギーの消費も増え続けていくことが予想されるため、環境保全事業のプレッシャーはますます大きくなるものと思われる。

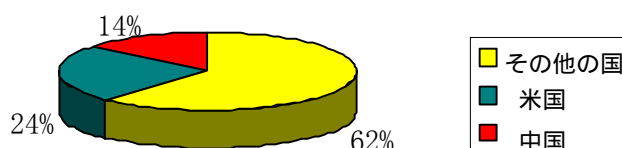
1.2.1 中国の環境汚染の状況

(1) 深刻な環境汚染

中国の環境汚染には3つの特徴がある。汚染物の排出量が高止まりの状況にあり、環境負荷能力を遥かに超えている。環境品質が懸念されている。環境汚染による事故が頻発するようになっている。

推計によると、中国の二酸化硫黄とオゾン層破壊物質(ODS)の排出量はいずれも世界最大で、二酸化炭素の排出量(約31.9億トン、世界総排出量の14%)は米国(54.7億トン、世界総排出量の24%)に次いで世界第二位(図1-3を参照)、化学的酸素要求量(COD)の排出も世界の上位を占めている。

図 1-3 中国二酸化炭素排出量の世界総排出量に占める割合



中国十大水系の通常の間水量は、地表水の基準に達していなければならないが、化学的酸素要求量(COD)の排出は800万トンを超えてはならないとされているが、実際の総排出量は基準値を600万トンの～700万トンも上回っている。また、環境基準を満たすためには、SO²の総排出量を1,200

万トン以内に抑えることが必要だが、実際の総排出量はこの限界値の2倍以上の数字になっており、5年ごとに10%ずつ削減していくとしても、基準到達までに20年かかる計算になる。

中国の通常の汚染物による大気汚染と水質汚染の状況はかなり深刻である。3級と3級以下の大気汚染に侵されている都市は44.8%、大気汚染が深刻な都市は9.1%にのぼる。また、国土の1/3が酸性雨の影響を受けており、水質がⅢ類以下の地表水の割合は28%にも達している。

汚染の長年にわたる放置、環境対策の遅れと事故などが原因となり、中国は環境汚染による事故の多発時期に突入している。ここ2年の間に沱江汚染事故と松花江汚染事故が相次いで起こり、未曾有の衝撃を社会に与えた。2005年11月13日に松花江の水質汚染事故が発生してから2006年の第一四半期末までの間、様々な突発的な環境関連の事故が76件も発生しており、平均2日に1件の割合で発生している計算になるが、そのうちの8件が重大事故に当たる。

(2)新たな環境問題が出現

通常の工業汚染と生活関連の汚染が深刻化している中、危険廃棄物、微量有機汚染物質、残留性有機汚染物質、土壌汚染などの新しい環境問題や潜在的な問題も徐々に顕在化し、環境品質と人々の健康を脅し始めている。また、環境に大きな影響を与える外来種や侵入種の問題も新たに浮上してきている。

(3)生態環境も楽観視できない

水土流失、土地の砂漠化、土壌の塩性化を特徴とする土地の劣化現象を一部抑制することができたが、まだ全体的な悪化傾向を根本的に変えるまでにはいたっていない。

植生品質が低く、生態機能の脆弱化も進んでいる。全国の90%の利用可能な天然草原に程度の差こそあれ劣化が見られるが、その劣化面積は毎年百万ha以上のスピードで増加している。林地は量的に増えているが、品質が下がり続けている。

耕地は量的に均衡がとれているが、品質が下がっている。

湿地の破壊が深刻である。

生物の多様性が著しく侵されている。⁴

1.2.2 中国の環境汚染対策

中国政府は環境保全を非常に重要視しており、長年、環境保全を基本国策の一つとし、持続可能な発展を重大戦略の一つとし、新しい工業化の道を歩むことを堅持し、経済発展を推進するとともに、一連の環境保全強化措置を講じてきた。特にここ数年来、中国政府は科学的発展観を以って環境保全事業を統率し、予防を主とする総合対策を堅持し、それを全面的に推進し、重点分野におけるブレークスルーを図り、人々の健康を脅かす環境問題を解決するために注力している。また、イノベーション体制を堅持し、科学技術を進歩させることで環境問題に取り組み、環境面の法

⁴ 国家環境保護総局王玉慶副局長が中国環境科学学会 2006 年学術年次総会における談話から引用。

整備に努め、社会各方面の意欲を引き出している。これらの努力により、資源の消費と汚染物の排出量が大幅に増加してはいるが、深刻化している環境汚染と生態破壊の進行が緩和され、一部流域で汚染対策の効果が現れ始め、一部の都市と地域の環境品質にも改善が見られ、工業製品の汚染物質の排出も若干減少し、社会全体の環境保全意識が向上してきている。

(1)環境保全における法整備と体制の構築を強化

中国憲法は「国家は生活環境と生態環境の保護と改善に努め、汚染とその他の公害対策を講じる。」と明確に規定している。1949年に新中国が成立して以来、全国人民代表大会と常務委員会は環境保全関連の法律を9部、自然資源の保護に係わる法律を15部制定してきた。また1996年以降は水質汚染対策、海洋環境の保護、大気汚染対策、環境の騒音対策、固形廃棄物の環境対策、環境アセスメント、放射性汚染対策などのほか、水、クリーンプロダクト、再生可能エネルギー、農業、草原、牧畜など、一連の環境保全と密接な関係のある法律の制定と改正を行ってきた。さらに「建設プロジェクトにおける環境保全管理条例」、「水質汚濁対策法の実施細則」、「危険化学製品の安全に関する管理条例」、「汚染物質排出課徴金の徴収に関する管理条例」、「危険廃棄物の経営許可証に関する管理規則」、「野生植物保護条例」、「農業遺伝子組み換え生物の安全に関する管理条例」など50以上の行政法規を制定・改正してきた。また、「科学的発展観を實行し環境保全を強化することに関する決定」、「循環型経済の発展を加速化することに関する若干の意見」、「資源節約型社会の建設における当面の事業をよりよくしていくための通知」などの規則文書を発表し、国务院の関連部門、地方の人民代表大会と人民政府はその職権に基づき、国の環境保全関連の法律と行政法規を実施するために、合計660部以上の規則と地方法規を制定・公布してきた。

中国はすでに国と地方の環境保全基準体系を確立している。2005年末現在、国は800以上の国家環境基準を公布し、北京市、上海市、山東省、河南省などで合計30以上の地方環境基準が制定されている。

また、中国政府は環境面の法執行状況についての検査と行政による法執行を強化している。ここ数年来、国は環境保全、大気汚染対策、水質汚染対策、固形廃棄物対策などの法執行の状況につき次々と検査を行い、重点地域の汚染対策を推進してきた。なお、中国刑法でも環境資源破壊罪についての特別規定を設けている。

中国では各級政府が各地方の環境品質に対して責任を負い、環境保全行政主管部門が一元的に監督管理し、各関連部門が法律に基づいて監督管理を行うといった環境管理体制が実施されている。1998年、中国政府は旧国家環境保護局を国家環境保護総局(「部」級)に昇格させ、環境保全事業を主管する国务院の直屬機関として、中国の環境保全事業に対し一元的な監督管理を行うようになった。それを受けて、各省(自治区、直轄市)、市、県級政府も環境保全関連の調整機関を設けている。現在、全国に各級環境保全行政主管部門は3,226あり、環境の行政管理、モニタリング、科学的研究、宣伝教育などの業務に従事している職員数は167,000人に達している。各級の環境査察法執行機関は3,854あり、職員数は5万人に上る。このほか、各級政府の総合部門と資源管理部門及び多くの大型・中型企業にも環境保全のための機関が設けられ、部門と企業の

環境事業を担当し、その従業員数は30万以上に上っている。

(2)工業汚染対策

工業汚染対策は中国の環境事業の重点対象である。中国の工業汚染対策の戦略は、今、大きな変貌を遂げようとしている。末端の汚染対策から汚染源と汚染の全過程に対する規制へ、濃度規制から総量と濃度の同時規制へ、ポイント(点源)対策からノンポイント(流域と地域に対する総合対策)対策へ、簡単な企業対策から産業構造の調整・クリーンプロダクト・循環型経済の発展へと徐々に転換しつつある。1995年と比較した場合、2004年の全国単位当たりGDPの工業廃水排出量、化学的酸素要求量(COD)排出量、二酸化硫黄排出量、工業用スモッグとダストの排出量はそれぞれ58%、72%、42%、55%、39%下がっている。1990年と比較した場合は、2004年の全国万元GDP当たりエネルギー消費は45%低減しており、合計7億トン標準炭のエネルギー節約を果たしている。なお、火力発電用の石炭消費量、トン当たり鉄鋼生産に必要なエネルギー消費量、セメントの総合的エネルギー消費量はそれぞれ11.2%、29.6%、21.9%下がっている。

(3)重点地域の汚染対策を強化

ここ数年来、中国政府は「三河」(淮河、遼河、海河)、「三湖」(太湖、滇池、巢湖)、国家重点プロジェクト(三峡ダム、南水北調)、「兩抑制地域」(二酸化硫黄と酸性雨抑制地域)、「一市」(北京市)、「一海」(渤海)を全国の汚染対策の重点対象地域とし、顕著な成果を挙げている。

(4)都市の環境保全を強化

中国の都市化率は1995年の29.04%から2004年には一気に41.76%に上昇している。急速な都市化に伴う環境問題について、中国政府は一連の総合的措置を講じているが、それにより都市環境が徐々に改善され、一部の都市の環境品質に顕著な改善が見られている。1996年と比較して、2005年に大気品質が国家2級基準に達した都市の比率は31ポイント増えたのに対し、大気品質が国家3級基準を下回った都市の比率は39ポイント減っている。

(5)農村部における環境保全

中国は農業大国であり、農村人口が圧倒的に多い。農業分野の環境対策を実施し、農村の環境を改善することは中国の環境保全事業の重要な任務だと言える。中国農村部の環境汚染対策においては、主に以下の措置がとられている。農村環境の総合的対策。近年、中国政府は広大な農村部で「環境の美しい郷・鎮」づくりと「生態文明村」づくりを展開しており、農村環境の総合的整備に取り組んでいる。生態農業と生態モデル区の建設。中国政府は生態農業の建設を農村経済と生態環境の全面的な発展を促進するための重要な措置としている。現在、全国で生態農業建設に取り組んでいる県は400余り、モデル区の建設を進めている県が500以上もあり、うち国家級の生態農業県が102、国家級の生態モデル区が233ある。早ばつ地域における節水農業を発展させる。2005年までに国が7億元超を投入し、水資源の乏しい干ばつ地帯と半干ばつ地帯に460余りの節水稻作モデル基地を建設し、農芸・バイオ・エンジニアリングなどの措置及び早ばつ地域における節水農業技術を総合的に活用しながら、自然降雨を十分に利用して、水資源の利用効

率と農業の生産能力を高め、水土流失を抑制している。農村の新エネルギー建設を推進する。農村の新エネルギーの開発と普及は農村の生態環境を保護・改善するための重要な手段である。「第10次5ヵ年計画」期、国は合計35億元を投入して、メタンガスを紐帯とする生態エネルギーモデルを重点的に普及させてきた。2005年末現在、中国全国のメタンガスユーザーは1,700万世帯以上、メタンガスの年間生産量は65億 m^3 に達している。また国により家畜・家禽養殖の廃棄物を利用してのメタンガスプロジェクトが進められ、すでに2,200ヶ所の建設が完了し、年間6,000万トン以上の家畜・家禽の糞便が処理されている。生活廃水を浄化して作るメタンガスプールが13.7万ヶ所、糞便ガス化プロジェクトが500ヶ所余りあり、生活燃料として薪の代わりに電力・石炭・ガスを使っている農家は1.89億世帯、太陽光湯沸器の面積は2,850万 m^2 に達している。このほか、太陽光調理器具、風力エネルギー、地熱などの再生可能エネルギーの使用も積極的推進されている。

(6)環境経済政策の制定と環境事業への投資の強化

ここ10年は中国の環境事業投資が最大の伸び幅を示した時期であったが、その努力により、政府主導の初歩的な多角的投融資制度が立ち上げられた。「第10次5ヵ年計画」期の中央財政による環境保全の拠出金は1,119億元で、主に北京・天津地域の砂嵐発生源対策、天然林保護プロジェクト、「退耕還林(耕地を林地・草地にもどす)」プロジェクト、三峡ダムとその上流地域の水質汚染対策、「三河三湖」汚染対策、汚水・ゴミの産業化及び中水利用プロジェクトなどに使われた。1998年以来、国が環境インフラ建設を国債投資の重点対象としたことで、大量の社会資金の環境事業への投入を促した。1996-2004年の環境汚染対策への投入資金は9522.7億元に達し、同期間GDPの1.0%を占めた。また2006年には環境保全支出科目が正式に国の財政予算に組み込まれるようになり、それと同時に環境関連の課徴金徴収政策も一層整備されるようになった。汚染物質排出課徴金の徴収と管理を強化し、「收支二本線(中国語 = 收支兩条線)」(訳注: 徴収した課徴金を国家財政に上納し、汚染対策に必要な経費を同級政府部門の予算で補う)の管理を実施し、汚染物質排出課徴金を環境汚染対策の専用資金とする。また、国は環境保全に有利な価格・税制政策を定め、再生可能エネルギー課徴金の分担制度を構築している。⁵

環境保全のために中国政府と国民は多大な努力を払ってきたが、中国はまさに急速な工業化と都市化の段階にあり、また経済成長と環境が激しく対立している時期でもあるので、環境情勢は依然として非常に厳しい状況にある。21世紀の最初の20年、中国の人口は引き続き増加を続け、2000年の4倍の経済規模が見込まれているが、経済社会が発展することで資源需要がさらに増加し、環境保全に対するプレッシャーがますます大きくなるものと思われる。

⁵ 『中国の環境保全(1996 - 2005)』白書から引用。

1.3 中国のエネルギー・環境分野の主な課題

1.3.1 エネルギー分野が直面する主な課題

中国のエネルギー問題は主に需給の不均衡問題である。急速に拡大する需要に対し限りある供給という矛盾がますます深刻化し、不合理なエネルギー構造という問題もある。これらの課題の特徴としては下記の6点に集約される。

- (1) エネルギー需要の継続的拡大が供給面に大きな圧力を与えている。現在、中国は急速な工業化・都市化の時期にあり、エネルギー消費が拡大の一途をたどっている。今後も経済規模の拡大に伴い、エネルギー需要は持続的かつ急速な増加が見込まれており、それはエネルギー供給にとって大きな圧力となり、需給の不均衡が長期化し、石油・天然ガスの対外依存度が一層高まることが予想される。
- (2) 資源の不足がエネルギー産業の発展の足かせとなっている。中国の総体的エネルギー資源の規模は決して小さくないが、1人当たりの保有量は少ない。また資源の探査が相対的に立ち遅れており、エネルギー生産能力の向上に支障をきたしている。なお、中国のエネルギーと資源の分布は非常に偏っており、大量かつ長距離の石炭輸送が余儀なくされている。それにより輸送能力が逼迫し、輸送コストも割高となり、エネルギー産業の調和のとれた発展を制約する結果となっている。
- (3) 石炭を主とするエネルギー構造は環境保全には不利である。石炭は中国の基礎エネルギーであり、石炭埋蔵量が豊富で天然ガスや石油資源が不足するというエネルギー構造をなかなか変えることができない。中国ではクリーンコールの利用レベルが低く、石炭燃焼による汚染が深刻である。このような状況が続くことになれば、生態環境により大きな圧力を与えることは必至である。
- (4) エネルギー技術の立ち遅れがエネルギー供給能力の向上を制約している。中国のエネルギー技術は大きな進歩を遂げてはいるが、その発展上の要求から見ると、まだ大きな格差がある。再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、代替エネルギーなどの技術開発が立ち遅れており、省エネや汚染対策などの技術の実用化が進んでおらず、重要なエネルギー技術や設備の自主設計・独自製造のレベルもあまり高くない。
- (5) 国際エネルギー市場の動向が中国のエネルギー供給を左右している。中国では石油・天然ガス資源が不足しているために、国内生産に軸足を置きつつ供給を確保するとともに、国際的なエネルギー協力を拡大させていくことも必要になってきている。しかしながら、目下、世界のエネルギー需給バランスは脆弱で、石油市場が頻繁に乱高下し、高止まりしている国際原油価格のほ

かにも、経済以外の要素がエネルギーの国際協力に影響を与えるようになっている。

(6)2006年の省エネ目標が達成されなかった。エネルギー・環境面の厳しい情勢を受けて、中国政府は「第11次5ヵ年計画」要綱の中で、2010年の単位GDPのエネルギー原単位を「第10次5ヵ年計画」期末比で20%削減し、2006年中に4%削減するという拘束的目標を打ち出しているが、「第11次5ヵ年計画」の初年度である2006年、GDP原単位、化学的酸素要求量(COD)と二酸化硫黄など主な汚染物質の排出量が下がるどころか上ってしまい、エネルギー原単位4%の削減目標は達成することができなかった。つまり、エネルギー消費を削減するために、中国は今後もさらに努力をしていかなければならないということである。

1.3.2 環境分野が直面する主な課題

環境問題はこれまで経済発展一辺倒で邁進してきた結果である。中国の環境汚染と生態破壊もその根本は人為的要素によってもたらされたものであり、下記の3点に集約される。

(1)環境保全への取り組みが足りない。主に経済成長と環境保全との関係、目先のことと長期的なこととの関係、局部と全体との関係を正しく認識し対処することができなかったことに起因する。取り組み方が不十分で、資金投入が不足し、環境面のツケも多い。多くの地方で経済成長と比べ環境対策はいつも後回しにされ、対策をとるべきところに対策がとられていないか、または対策を講じながらも破壊が続いている状況が頻繁に見られる。なお、「第10次5ヵ年計画」期、唯一達成できなかった国民経済発展の指標が環境指標で、それは「環境面のツケ」として世間の耳目を集めた。

(2)産業構造が不合理で、経済成長方式が粗放型である。中国では「環境を犠牲にした経済成長」という特徴が顕著だが、このような手法の結果は深刻で、大きな代価を払うことになる。中国はこれまで資源・エネルギーの高消費と汚染物質の高排出によって経済の高度成長を支えてきた。経済学の分析では、巨額の資本投入、活発な輸出入、安い労働力と土地、巨大な国内消費市場、そのいずれも中国経済の急成長を支える重要な原動力であるとしているが、環境経済学と資源経済学の視点から見た場合、資源・エネルギーの高消費と汚染物質の高排出も同様に経済の急成長を支える重要な要素だと言える。2005年、中国は世界26%の粗鋼、47%のセメント、40%の原炭、32%の米、37%の綿花を使って、世界の4% 5%のGDPを産出し、世界の22%の人口を養ったことになるが、二酸化硫黄と化学的酸素要求量(COD)の排出が大幅に向上し、環境汚染が深刻になり、汚染事故が絶えなかった。今後もこのような高汚染型工業によって経済成長を牽引する経済構造と粗放型経済成長方式に頼っていくということであれば、環境事業がさらに難しい局面を迎え、経済成長の維持も難しくなるものと思われる。

(3)環境保全面の法執行と監督管理が厳格ではない。法律があるのにそれに従わない、法執行が

甘い、違法行為の責任を追及しないなどの現象がはびこり、環境面の違法行為に科される罰が軽く、違法のためのコストが低いのに対し、法律遵守のためのコストがかえって高くなっている。地方によっては環境基準を実施していなかったり、甚だしくは地方保護主義に陥ったりしているところもある。多くの汚染事件の主な原因は、環境面の違法行為があったか、またはルールに従わなかったかのどちらかである。県級建設プロジェクトの環境評価基準実施率はわずか30%~40%、工業パークのプロジェクトでは環境評価基準実施率が50%にも達していないところもあった。2006年の上半期に3,200万kW以上の新規石炭焼き発電ユニットが操業を開始したが、脱硫装置を取り付けている設備は半分しかなかった。関連部門が8の省(区)で1億元以上の新規建設プロジェクトについて調査を行ったが、40%のプロジェクトで土地の徴用、環境評価、審査照合手続きなどにおいて程度の差こそあれ法律違反・ルール違反が確認された⁶

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

⁶ 新華網年末特別記事「2006年、中国環境保全の“鋭利な剣先”が現われ始める」より引用。

2.中国のエネルギー・環境政策の変遷

2.1 省エネと環境保全:中国政府の職責

「常に資源節約と生態環境の保護を着手点に、産業構造の最適化とグレードアップを積極的に促進する」というのは、中央経済業務会議が提唱した主な任務の一つであるが、これは 2007 年の全国の経済における重点であるばかりでなく、「第 11 次 5 年計画」実現のための重要な措置であり、迅速な発展を実現する上で重要な意義を持つものである。

節約と環境保全は中国が工業化を進める中で直面している深刻な課題であるが、この課題を適切に解決するには、常にエネルギー資源の節約と生態環境の保護を着手点にし、産業構造の最適化とグレードアップを積極的に推進し、エネルギー資源の消費が深刻で環境を汚染する立ち遅れた生産能力を淘汰し、政府の責任と市場メカニズム本来の機能を発揮させ、制度の構築と世論による監督を強化し、制度のための有利な条件と社会的雰囲気醸成し、社会全体を資源節約型で、環境にやさしい社会の構築へと積極的に向かわせるようにする。

各国の経済発展の過程を見ると、どの国の工業化も粗放型成長モデルから始まっている。つまり工業化の初期には一般的に、廉価な資源を大量に使用して生産規模を最大限拡大し、資本蓄積を可能な限り行うという傾向があることが分かる。投入と消費がともに大きく、高成長率と大規模生産を追求するというのがこの段階の工業成長の顕著な特徴である。一方、発展途上国の工業化の初期には上述の特徴の他に、一般に以下のような特徴が見られる。産業のローエンド部分から参入する、先進国の工業技術路線を踏襲する、先進国を直接模倣するという方法で生産能力を形成する、大きく資源に依存する。

中国の工業化プロセスは一般的な発展途上国のそれと共通性があると同時に、特殊な国情に起因する資源及び環境問題がより先鋭化しているという特徴が見られる。中国は巨大な経済体であるが、一人当たりの自然資源は世界の平均水準を下回っている。経済発展と都市・農村住民の所得水準の向上に伴い、社会の消費構造に変化が生じ、自然資源を基礎とする重化学工業製品に対する需要が増え続けているために、工業の急成長、消費構造のグレードアップと一人当たり自然資源占有率の低さという問題間の矛盾が先鋭化している。

エネルギー資源の使用を節約し、生態環境を保全するためには、資源価格と環境保全基準を引き上げる必要があるが、既存の技術的条件の下ではこれは往々にして企業の生産コストと国民の生活費の増加を意味し、企業の競争力及び住民の生活水準に対しマイナスの影響を与えること

になる。また、急激に基準を引き上げると、一時的に企業と地域の競争力を削ぐことになりかねない。なお、環境保全基準と資源価格の引き上げは国民による資源節約と環境保全を促進するには有利だが、それは国民の経済的受容力の制約を受けることになる。したがって、中国目下の企業競争力と国民の所得水準の下で、いかに高いレベルの資源節約と環境保全基準制定するかという問題は、多くの利害関係が複雑に絡みあう現実の中で選択が難しい状況になっている。

発展途上国である中国の工業競争力の源は豊かな資源に頼っている部分が多い。各地域の経済発展、特に地域間競争も主に地域と資源面の強みに拠る所が多いことから、今後しばらくは、労働力や土地、自然資源を大量に投入することが、中国の産業発展、特に国際競争に参入する際の強みの一つとなるものと思われる。多くの企業、特に経済発展が遅れている地域の企業は、市場競争においてその自然資源面の強みを自身が発展するための重要な要素とせざるを得ない。こうした視点から見ると、ここ 30 年近くの中国の経済成長が高投入・高消費・低賃金・低労働条件という特徴を見せていたのには、こうした客観的な要因があったことだったと言える。特に豊かな労働力に恵まれ、企業の技術水準が基本的に同等という条件の下では、企業同士の死闘が繰り広げられ、地域間では「優遇政策」競争という現象が起りやすく、いまだに多くの地域で廉価な資源と差別的な優遇政策を頼りに産業競争力を高め、地域の吸引力を支えるという発想がなされている。これは中国にはまだ確かに自らの強みを十分に発揮することと、資源の長期的かつ合理的に利用するという事との間に現実的な矛盾が存在していることを示唆するものであり、また自主革新能力が脆弱なために、技術革新によって資源の特徴と工業化のための技術路線との間の問題を解決できないでいることの表われでもある。

以上のようなことから、節約と環境保全が中国の工業化を進める上での深刻な課題であることが分かる。「小康社会」の全面的な建設と社会主義「和諧(調和)」社会の構築という目標を実現するために、エネルギー資源節約と生態環境保全を着手点とすることを今後も徹底させ、産業構造の最適化とグレードアップを積極的に推進し、政府の責任と市場メカニズムの二つの機能を積極的に発揮させることが求められている。中央経済業務会議は「政府の責任の強化を省エネと消費量の低減及び排出量削減目標を実現するための核心とし、市場の調整メカニズムの整備を省エネと消費量の低減及び排出量削減のための基本的手段とする」と強調しているが、これは市場経済のルールに合致した正しい考え方だと言えよう。政府の責任がいわゆる「核心」とされている理由は、エネルギー資源の節約と生態環境の保全には価格調整による限界と大きな外部経済性を具えているためであり、市場メカニズムが「基本的手段」とされているのは、エネルギー資源の節約と生態環境保全のための措置が結局のところ市場メカニズムを基礎としているためであり、合理的な利益メカニズムを形成することによって初めて、エネルギー資源節約と生態環境保全が長期的な内在動力を持つようになる。

経済学的な言い方をすると、エネルギー資源不足という現象は、本質的には価格メカニズムの資源需給の限界性から生じるものである。こうした資源は常に供給が保証され、供給が無限ではない基礎資源であるために、社会はその価格に敏感に反応し、価格変動(通常は価格上昇)に対する受容力の点で顕著な限界が見られる。この限界点を超えると社会はその受容が難しくなる。したがって、資源問題を解消する上での難しい所は、資源価格(の上昇)変動に対する社会の受容能力に限界があり、資源価格が高すぎる場合、それは国民生活に困難をもたらし、工業コストを押し上げ、経済効率の深刻なダメージを与える可能性、ひいては社会・経済の混乱をもたらす可能性さえもある点である。こうした資源の需給バランスを保つこと、特にエネルギー資源の使用を節約するためには、政府の責任が極めて重要であることは明らかだ。

環境破壊には以下のような経済学的な側面がある。一般に環境資源使用のコストが高度に外部化されている。つまり環境資源を濫用する経済主体は課徴金を払う必要がなく、こうした外部性が深刻な環境破壊を招いている。これは環境破壊の主体が社会の公共の環境資源を「窃盗」していることに他ならず、また受けるべき懲罰も受けていないということになる。制度または政策に盲点があり、経済主体が無料または廉価な環境資源を使って環境破壊をもたらしている。こうした問題を解決するに当たっては、政府の責任が更に重要になること言うまでもない。

生態環境の保全とその建設に明らかな外部性があることから、多くの場合、生態環境の保全とその建設を行う者が生態環境の受益者と必ずしも一致しているわけではない。したがって、環境保全と生態バランスの貢献者と受益者間の利益をいかに調整するかが、持続的な環境保全推進メカニズムを形成する上での鍵となる。生態環境の保全とその建設を促進し、生態破壊行為を防止するために、低コストで環境を使用し、環境コストを社会に転嫁するようなやり方を早急に改め、資源開発と環境・生態補償メカニズムを形成することが求められているが、そのためには当然政府の責任も強化されなければならない。

以上の分析から、政府の責任が大きいこと、また省エネと消費量の低減及び排出量削減の基本的な手段は、市場の調整メカニズムを整備することであり、政府の責任を徹底させることが市場メカニズムの機能を十分に発揮させるための前提になることが分かる。資源の使用コストと環境整備コストを全面的かつ正しく反映し、土地・エネルギー・水資源等の重要な資源製品の価格メカニズムを整備し、エネルギー資源節約と生態環境保全を促進するような税制優遇策と所有権制度を制定して初めて、省エネと環境保全という目標の実現が保証されることになる。また、エネルギー資源の節約と生態環境の保全は、経済的手段や行政的手段だけに頼るのではなく、法律・世論・道徳・文化等をその手段とし、資源節約型・環境友好型社会の建設を国全体の発展及び国民の行動の方向性とするすることで、初めて経済成長モデルの根本的な転換を真の意味で実現することが可能となる。

2.2 中国の省エネ・環境保全政策の回顧

2.2.1 中国の各「5カ年発展計画綱要」の省エネと環境保全に関する詳述

「5カ年計画」は中国の国民経済計画の一部であり、長期計画に属する。主に全国の重大建設プロジェクトや生産力分布、国民経済の重要なバランス等について計画し、国民経済発展のための目標と方向を規定している。中華人民共和国設立後、1949年10月～1952年末の国民経済回復期と1963～1965年の国民経済調整期を除き、1953年の第1次5カ年計画から数えて、これまでに合計11回の「5カ年計画」が策定されてきた⁷。それぞれの5カ年発展計画の策定過程で、省エネと環境保全の重要度は経済発展とその認識の高まりに伴い、無から有、一業界から社会全体へと変化を遂げるようになった。最初の5つの発展計画綱要では省エネと環境保全の提起はなかった、第6次5カ年計画から直近の第11次5カ年計画では、中国政府は省エネと環境保全の問題をますます重視するようになってきている。具体的な規定は以下の通り。

・第6次5カ年計画(1981-1985) 1982年12月10日の第5期全国人民代表大会第5回会議で「中国共産党中央委員会の第6次5カ年計画に関する報告」が採択された。第6次5カ年計画で初めて環境問題に触れている。例えば都市住民の居住条件の改善面で都市公共施設の建設を強化し、環境汚染の激化を断固として阻止し、重点地域の環境を改善させることが提起されている。

・第7次5カ年計画(1986-1990) 1985年9月18日～23日の中国共産党全国代表会議では討議により「中国共産党の国民経済と社会発展の第7次5カ年計画に関する提案」を採択し、郷・鎮企業について条件のある地方から国の規定と資源保護を遵守することを前提に、小型の採鋇業・水力発電工業・建築材料工業を積極的に発展させることを決定した。全ての郷・鎮企業に対し以下のような要求がなされた。経営管理の改善に努め、製品の品質を向上させ、生産技術を改善し、経済的効率と収益を高め、環境汚染を防止する。エネルギー工業では開発と節約を平行させる方針を実行する。企業の技術改造面では、高エネルギー消費・低品質・環境汚染が深刻な製品や立ち遅れたプロセスと設備を期限を決めて淘汰する。生活環境の改善、都市と農村の生活水準及び生活の質の向上については、「空気・水域・土壌汚染や騒音等の公害のモニタリングと予防を強化し、自然災害の予報と予防を強化し、環境保全に配慮し、特に重点都市や観光地の環境を大幅に改善させる。都市と農村部の計画をしっかりと行うことを前提に、庭園と緑化の発展に力を入れ、国民のために清潔で快適な生活及び労働環境を徐々に整える」と規定している。つ

⁷ 第11次「5カ年計画」(2006-2010年)から「発展規画」に改称。

まり「全ての生産と建設において環境保全と生態バランス関連の法律と規定を遵守し、水資源・土地資源・鉱物資源・森林資源の効果的な保護と節約に十分注意し、農業以外の耕地占用を厳しく規制し、特に北方地域の水資源不足を順次解決していく。草や木の植樹に注力し、深刻な水土流失を徐々に改善し、一部地域の砂漠化傾向を抑制する。これらを長期的な基本国策とする」ということである。

・第8次5カ年計画(1991～1995) 1989年11月9日の中国共産党第13期中央委員会第5回全体会議(五中全会)では「中国共産党中央委員会の予防・処置対策と改革の深化をさらに強化することに関する決定」が採択され、「第8次5カ年計画」を策定する際の基本的な指導原則が決定された。また1990年12月30日には中国共産党第13期中央委員会第7回全体会議(七中全会)では討議により「中国共産党中央の国民経済と社会発展十年計画と『第8次5カ年』計画制定に関する提言」を通過させた。エネルギー工業面では「開発と節約をともに重視する方針を堅持するが、特に節約を際立たせる」ことを強調している。自然資源の管理と環境保全の強化では「土地・水・森林・草地・各種鉱物資源を大切に、合理的にそれを開発利用し、地質災害・大気・水域・土壌汚染・固形廃棄物・騒音等の公害や地震などに対する自然災害モニタリングと予防を強化し、自然生態環境の悪化傾向を抑制し、一部重点都市と地域の環境品質を改善させる」としている。さらに「環境モニタリングシステムの構築と管理を強化し、国家環境モニタリングネットワークと環境情報ネットワークを構築し、全国の環境品質を速やか、かつ正確に把握し、環境汚染の拡大傾向を抑制するように努力する。自然保護区の計画及び建設を加速させ、国家級重点自然保護区群を建設し、配置が合理的で多様な自然保護区ネットワークを初歩的に形成する。大気・水・固形廃棄物汚染の予防を重点的に行う。都市環境の総合的整備と自然保護をさらに強化する。水資源の保護を強化する。環境保全モデルプロジェクトと生態農業のモデル事業を今後も推進する。郷・鎮企業による汚染の防止と管理を重視する」と規定している。

・第9次5カ年計画(1996-2000) 1995年9月28日に中国共産党第14期中央委員会第5回全体会議(五中全会)で「国民経済と社会発展『第9次5カ年』計画と2010年までの長期目標に関する提言」が採択され、「資源開発と節約の同時推進を堅持し、節約を第一とする。生産・建設・流通・消費等の分野で節水・土地節約・材料節約・食料節約に努め、あらゆる方法で資源の占有と消費を減少させる。業界ごとに資源の節約とその総合利用に関する目標と対策を定め、エネルギーと原材料の利用効率を大幅に向上させる」。「環境・生態・資源の保護を強化する。経済建設と都市・農村の建設及び環境建設を同時に計画、実施、発展させることを堅持する。全ての建設プロジェクトに対し環境保全計画と要求を設け、特に工業の汚染防止と整備を強化する。環境保全の宣伝教育をしっかりと行い、全社会的な環境保全意識を強化する。生態農業の発展と農業生態環境の保護に取り組む。水土流失地域の総合的整備と防護林システムの建設を加速させる。森林カバー率

を高め、都市・地方の緑地面積を増やす。法律に基づき土地・水・森林・草原・鉱産物・その他の自然資源を保護し、それを合理的に開発利用する。都市・農村建設を合理的に計画し、土地利用を厳しく規制する。自然資源の有償使用制度と価格体系を改善し、新しい資源経済補償メカニズムを構築していく。災害性の天気・気候・地震のモニタリングと予報を強化し、自然災害による損失を減少させる。今世紀末までに環境汚染と生態破壊の悪化傾向を基本的に抑制するように努め、一部都市と地域の環境品質を改善する。2010年までに生態環境の悪化を引き止め、都市・農村の環境を明らかな形で改善する」としている。

・第10次5カ年計画(2001-2005) 2001年3月15日の第9期全国人民代表大会第4回会議で「中華人民共和国国民経済と社会発展の第10次5カ年計画綱要」が承認され、省エネと環境保全の面で次の2点が提言された。資源を節約・保護し、永続的な利用を実現する。資源の開発と節約を同時進行させ、節約を第一に、法に基づき資源を保護し、それを合理的に使用し、資源の利用率を高め、永続的な利用を実現する。水資源の持続可能な利用を重視し、土地・森林・草原・海洋・鉱物資源を保護する。生態建設を強化し、環境を保護・整備する。生態の改善と環境保全を経済発展と国民生活の質を向上させる上での重要な内容とし、生態建設を強化し、生態悪化を抑制し、環境の保護と整備を強化し、都市・農村の環境品質を向上させる。重点地域の生態環境総合整備プロジェクトを実施する。環境汚染の総合的整備を強化し、都市・農村、特に大・中型都市の環境品質を大幅に改善する。各種災害を防ぐセーフティーネットワークの構築を強化し、災害予防・予報、災害状況のモニタリング、緊急救援システムを確立し、防災・減災能力を高める。

・第11次5カ年計画(2006-2010) 「資源節約と環境保全の基本国策を実現し、低投入・高生産・少消費・少排出・循環可能・持続可能な国民経済システムと、資源節約型で環境にやさしい社会を構築する。開発と節約をともに重視し、節約を優先させ、「減量化・再利用・資源化」原則に基づき、資源の採掘、生産における消費、廃棄物の産出、消費等の面で社会全体の資源の循環利用システムを順次構築していく」と提起している。具体的な措置は以下の通り。循環型経済を発展させる。開発と節約をともに重視し、節約を優先し、「減量化・再利用・資源化」原則に基づき、資源の採掘、生産における消費、廃棄物の産出、消費等の面で社会全体の資源の循環利用システムを順次構築していく。エネルギーの節約、水利用の節約、土地の節約、材料の節約を通して資源の総合利用を強化し、節約のための政策措置を強化する。自然生態を保護・修復する。生態の保護及び建設の重点を事後の整備から事前の保護に転換させ、人工的建設から自然回復を主にしたものに転換させ、その根本から生態環境の悪化傾向を改善する。天然林保護区と重要水源涵養区等の開発規制地域に重要な生態機能区を設け、自然生態の回復を促進させる。法制度を健全化し、主体を確定し、責任を明確にし、自然保護区に対する監督管理を強化する。生物の多様性を効果的に保護し、外来有害種の中国生態系への侵害を防止する。正しい開発と保護、受益

者による補償の原則に基づき、生態補償メカニズムを構築する。環境保全を強化する。予防を中心とし、総合的に整備し、汚染をその根源から防止し、汚染後に整備する、または整備しながら汚染するというような状況を断固改善する。経済や社会の発展に影響を与える問題、特に国民の健康を損なう重大問題の解決を重点に汚染物質の排出を効果的に抑制し、重点流域・重点地域・重点都市の環境品質を速やかに改善する。水質汚染の防止・大気汚染の予防・固形廃棄物汚染の防止をさらに強化し、強力な環境保全措置を実施する。資源管理を強化する。節度ある開発、秩序だった開発、有償の開発を実施し、各種自然資源の保護と管理を強化する。水資源・土地資源・鉱物資源に対する管理を強化する。海洋・気候資源を合理的に利用する。

以上のことから、経済の発展に伴い環境・エネルギー問題が先鋭化し、政府の環境保全と省エネ業務がますます重視され、その認識も深まり、管理範囲が拡大され、採用される措置も改善されていることが分かる。

2.2.2 中国の省エネ・環境保全政策の発展の道筋

それぞれの5カ年計画に反映された認識と一致するように、中国政府が採用した省エネ・環境保全政策も無から有へ、常に改善されてきた。

1972年、中国政府はストックホルムで開催された国連人間環境会議に代表団を派遣した。1972年6月5日から16日までスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議は世界各国の政府が当時の環境問題について議論し、世界の環境戦略について模索した初めての国際会議であった。6月16日の第21回全体会議では「国際連合人間環境会議宣言」が採択され、各国政府と国民に対し人類環境の擁護と改善、人々の幸福のため、次世代の幸福のために共に努力することを呼びかけた。世界の人々による人間環境の保護と改善を導き奨励するために、宣言では会議で提起された7つの共通認識と26項目の共同原則が発表された。中国政府代表団も同会議に参加した。

1973年の第一回環境保全会議。1973年、党中央による重視と関心の下で、中国は第一回全国環境保全業務会議を開催した。「環境の保護と改善に関する若干の規定」が採択され、「全面的に計画し、合理的に配置し、総合的に利用し、被害を利益に換え、公衆を頼りに、誰もが実践し、環境を保護し、人々の幸福を目指す」という環境保全業務の方針が確定された。同年「工業三廃（廃水・廃ガス・固形廃棄物）排出試行基準」が公布された。

1978年、国務院は「環境保全業務総括報告の要点」を採択し、汚染排出物課徴金制度が初めて提起され、環境保全を国の経済管理の軌道に乗せ、資源の総合利用を奨励する政策の推進

に取り組み、新たな汚染源の発生を制限した。

1979年の「中華人民共和国環境保護法(試行)」は、中国の環境管理のための基本的な法的枠組みを構築するもので、この環境保全基本法の公布は中国の環境保全業務が法治段階に入ったこと、また環境・資源保護の法制度が確立され始めたことを示唆するものであった。

1981年の第5期全国人民代表大会第4回会議では「エネルギー問題を解決する際の方針は、開発と節約をともに重視するが、短期的には節約を優先する」と確定している。

「中華人民共和国海洋環境保全法」が1982年8月23日の第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択され、1983年3月1日から施行された。同法制定の目的は海洋環境と資源を保護し、汚染による損害を防止し、生態バランスを保全し、人体の健康を保障し、海洋事業の発展を促進することにある。

1983年、第2回全国環境保全会議が開催され、中国政府は環境保全を基本国策の一つとすることを宣言した。汚染抑制のための三つの基本政策が打ち出され、経済建設、都市・農村建設、環境建設を同時に計画、同時に実施、同時に発展させ、経済的効率と収益、社会的効率と収益、環境的効率と収益を一元的に指導するという方針が決定された。「予防を主にしながら防除する」、「汚染した者が対策をとる」、「環境管理を強化する」という三大政策が実施され、環境保全が基本国策として確立された。

「中華人民共和国水污染防治法」が1984年5月11日の第6期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で採択され、1996年5月15日第8期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で改正された。同法の目的は水質汚染を防止し、環境を保護・改善し、人体の健康を保障し、水資源の有効利用を保証し、社会主義現代化建設の発展を促進することにある。

「中華人民共和国大気污染防治法」は1987年9月5日第6期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で採択され、1988年6月1日から施行された。2000年4月29日に第9期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で同法の改正案が決議され、改正「中華人民共和国大気污染防治法」が発表され、2000年9月1日から施行された。同法律制定の目的は大気汚染を防止し、生活環境と生態環境を保護・改善し、人体の健康を保障し、経済と社会の持続可能な発展を促進することにある。

1989年に改正「環境保護法」が正式に公布され、環境保全の八つの制度が確定されることになった。この「八つの制度」とは環境アセスメント制度、「三つの同時」制度(新設・拡張・改造を行う

すべての企業と汚染防止プロジェクトは、主体プロジェクトと同時に設計・施工・生産開始しなければならない)、排出課徴金制度、環境保全目標責任制度、都市総合整備の定量審査制度、汚染物排出許可制度、汚染物集中規制制度、期限付き汚染防除制度を指す。同年、第3回全国環境保全会議が開かれ、制度構築の強化、環境監督管理の深化、環境汚染に対する取り組みの宣言、経済と環境の協調的発展が提起された。

1992年、中国政府は「環境と発展の十大政策」を発表し、リオデジャネイロ会議アジェンダ21に賛意を示す最初の国の一つになった。党中央と国務院の許可を得て、中国共産党中央弁公室と国務院弁公庁が中弁発〔1992〕7号文書で「国連環境発展会議出席の状況および関連対策に関する報告」を外交部と国家環境保護局に転送した。「報告」では中国が国連環境発展会議において世界の各国とともに会議で採択された文書を受け入れ、また二つの条約に署名したが、これは中国が国際的に一定の義務と責任を負うことを示すだけでなく、中国の環境保全業務をしっかり行い、経済の急成長を推進するという現実的ニーズでもあるという指摘がなされている。国連環境・発展大会の精神に則り、中国の具体的な状況に基づき「報告」では、中国の環境と発展分野で次のような採用すべき10の対策と措置が提案されていた。持続的発展戦略の実施。

効果的な措置を講じて工業汚染を防止する。都市環境の総合的整備を進め、都市の「四害(ゴキブリ・蠅・蚊・鼠)」を除く。エネルギー利用効率を向上させ、エネルギー構造を改善する。

エコロジカルな農業を推進し、植樹・造林を進め、生物多様性の保護を強化する。科学技術の進歩に取り組み、環境科学の研究を強化し、環境保全産業を積極的に発展させる。経済的手段を運用して環境を保全する。環境教育を強化し、全民族的な環境意識を向上させる。

環境法制を健全化し、環境の管理を強化する。環境発展会議の精神に照らして中国の行動計画を策定する。

1993年、中国国家環境保護総局は「中国環境保全行動計画」を発表し、中国が直面している主な問題として水質汚染、都市の大気汚染、工業有毒固形廃棄物、都市部と華北地域の水不足と水土流失を列挙した。

1994年、国務院は「中国アジェンダ21—人口・環境・発展白書」を発表し、その中で中国が推進する持続可能な発展のための主な政策を列挙した。1992年6月に国連環境・発展大会がブラジル・リオデジャネイロで開催されたが、中国政府はこの会議を非常に重視し、厳粛かつ真摯に自らの政治的承諾を履行した。環境・発展大会で採択された「アジェンダ21」の要求に基づき、1992年7月、中国政府は国家計画委員会と国家科学技術委員会のリードで52の部門・機関・社会団体を組織して「中国アジェンダ21—中国21世紀の人口・環境・発展白書」(以下「アジェンダ21」と略称)を編集した。1994年3月25日、国務院第16回常務会議で「アジェンダ21」が

決議され、「アジェンダ 21」推進のために中国アジェンダ 21 優先プロジェクト計画が同時に策定された。「アジェンダ 21」には 20 章、78 の行動プランが含まれている。なお、「アジェンダ 21」では中国の具体的な国情や人口、環境と発展全体との関連から始まり、人口・経済・社会・資源・環境の相互協調、持続可能な発展という全体戦略、対策、行動プランが提起されている。「アジェンダ 21」の策定と実施は中国の将来と次世紀の発展における自身のニーズであり、必然的な選択である。中国は発展途上国として、一切のぶれもなく国民経済の発展を第一義に置く必要があり、それぞれの業務が経済建設を中心に展開されている。また、中国は人口の基数が大きく、一人当たりの資源量が少なく、経済及び科学技術の水準が比較的立ち遅れた中で経済の急成長を実現しているわけだが、こうした状況では持続可能な発展という戦略構想を遵守して初めて長期的かつ安定的な発展を実現することができることになる。中国政府は「アジェンダ 21」を各級政府が国民経済や社会の発展計画を策定する際の指導的文書とすることを決定したが、その目標と内容が「第 9 次 5 カ年計画」と 2010 年規画で具体的に示されている。持続可能な発展を実現させるための主な対策には以下がある。 経済建設を中心とし、改革・開放を深化させ、社会主義市場経済体制を構築・整備する。 キャパシティ・ビルディングを強化し、持続可能な発展のための経済・社会・法律システムと総合的な政策決定メカニズムを整備する。 計画出産を実施して人口を抑制し、人口の資質を高め、人口構造を改善する。 現地の現状に即して持続可能な農業技術を普及させる。 産業の構造と配置を調整し、クリーン生産を実施し、資源の合理的利用を推進する。 クリーンコール技術を開発し、再生可能エネルギーとクリーンエネルギーの発展に力を入れる。 都市部・農村部住民の居住環境を改善する。 重大環境汚染規制プロジェクトを実施する。 中国がグローバルな環境・発展分野で加盟した各条約を真摯に履行し、地球規模の環境問題解決のために絶えず努力していく。

1995 年の「第 9 次 5 カ年計画」環境保全目標 中国共産党第 14 期中央委員会第 5 回全体会議(五中全会)で「資源の開発と節約を同時に推進し、節約を第一に置く」ことが提唱された。また改正「大気汚染防止法」では二酸化硫黄と酸性雨の抑制に対しさらに厳しい措置が提起された。1995 年 10 月 30 日の第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 16 会会議では「中華人民共和国固体廃棄物汚染防止法」が採択・公布された。同法の目的は固形廃棄物による環境汚染を防止し、人体の健康を保障し、社会主義現代化建設の発展を促進することにある。

1996 年に国務院が「環境保全第 9 次 5 カ年計画と 2010 年長期目標」と二つの補足文書である「主要汚染物の総排出量抑制計画」と「世紀を跨ぐグリーンプロジェクト計画」を承認にし、「環境保全に関する若干の問題の決定」を発表し、第 9 次 5 カ年計画の環境目標達成のための指針を示した。元の国家計画委員会・国家経済貿易委員会・国家科学委員会が「中国省エネ技術政策

大綱」を印刷発行した。同年、第 4 回全国環境保全会議が開催され、環境保全を持続可能な発展戦略実現のための鍵であり、環境を保全することは、即ち生産力を保護することだという提唱がなされ、人体の健康に影響を与える水質汚染や大気汚染を厳しく抑制することが提起された。同年、第 8 期全国人民代表大会第 4 回会議で承認された「第 9 次 5 カ年計画」と 2010 年長期目標綱要の中で、エネルギー工業では「節約と開発を同時に行い、節約を第一とする」という総方針が打ちされた。

1997 年、「中華人民共和国省エネルギー法」を公布。同法制定の目的は社会全体の省エネを推進し、エネルギー利用効率と経済的な効益を向上させ、環境を保全し、国民経済と社会の発展を保障し、国民生活のニーズを満たすことにあった。いわゆる省エネとはエネルギー利用の管理強化を指し、技術的に実現可能な経済的で合理的、かつ環境や社会が受容することのできる措置を講じて、エネルギーの生産から消費まで、あらゆる段階でロスと浪費を減らし、さらに有効かつ合理的にエネルギーを利用することをいう。省エネは国の経済発展における長期戦略の方針の一つであり、同年、政府は 2000 年に有鉛ガソリンの生産と使用を停止することを発表した。

2000 年「中国 21 世紀初頭の持続可能な発展行動綱要」を公布。持続可能な発展戦略を全面的に推進し、21 世紀初頭に中国が実施する持続可能な戦略的発展目標・基本原則・重点分野・保障措置を明確にし、中国の国民経済と社会発展のための第三の戦略目標を滞りなく実現することを保証し、これまでの成果と経験をとりとめた上で、新情勢と持続可能な発展という新たな要求に基づき、中国政府が制定した「中国 21 世紀初頭持続可能な発展行動綱要」では、持続可能な発展戦略を実施する上での指導理念として以下を挙げている。即ち、「以人為本(人本主義)」とし、人と自然の調和を大筋とし、経済発展を中心にすえ、国民生活の質の向上を根源的な出発点とし、科学技術及び体制改革を突破口として常に経済社会と人口・資源・生態環境の全面的な調和に努め、中国の総合的な国力及び競争力を向上させ、第三の戦略目標実現のためにしっかりとした基礎を固める。中国 21 世紀初頭の持続可能な発展の全体目標は次の通り。即ち、持続可能な発展を遂げる能力を強化し、経済構造の調整面で顕著な成果を挙げ、人口総規模を効果的に抑制し、生態環境を大幅に改善し、資源利用率を引き上げ、人と自然との調和を促進し、社会全体が強力な生産力に裏打ちされた、豊かで生態的に優れた文明的発展の道を歩むことを目指す。

2001 年「省エネと資源の総合利用に関する第 10 次 5 カ年計画」。指導の指針は以下の通り。即ち、持続可能な発展戦略を真摯に徹底させ、「資源の開発と節約を同時進行させ、節約を第一に、法に基づき資源を保護し、それを合理的に使用し、資源の利用率を高め、永続的な利用を

実現する」という方針を堅持し、市場を導き手とし、企業を主体とし、エネルギー効率の向上と資源の総合利用率を中心にすえ、法制度の構築と政策による誘導を強化し、技術の進歩を拠り所に科学的な管理を強化し、社会主義市場経済体制にふさわしい省エネと資源の総合利用のマクロ管理システムと運用メカニズムを構築し、経済と資源・環境との協調的発展を促進する。

2002年、第5回全国環境会議を開催。環境保全を政府の重要な職能とすることが提起され、社会主義市場経済の要求に基づき全社会的力を動員することで、環境保全を成功させることが提唱された。

2003年の中国共産党第16期中央委員会第3回全体会議(三中全会)で「以人為本(人本主義)とし、全面的で調和のとれた、かつ持続可能な発展観を確立し、経済及び社会の全面的な発展を促進する」ことが提起された。

2004年の中央人口資源環境業務座談会で温家宝総理は、開発と節約を同時進行させ、資源の節約を優先させ、資源節約型社会を構築することを強調した。同年、国家発展改革委員会により「省エネ中長期専門計画」は発表された。

2005年の「国務院の科学的発展観の徹底と環境保全強化に関する決定」。同年、中国共産党第16期第5回全体会議(五中全会)において、資源節約型・環境友好型社会の構築を国民経済と社会発展の中長期計画における戦略任務にすることが初めて確定された。資源節約型で環境にやさしい社会の構築を速め、循環経済の発展に注力し、環境保全を強化し、自然生態を適切に保護し、経済や社会の発展に影響を与える問題、特に国民の健康を損なう重大な環境問題を真摯に解決し、全社会的に資源節約の成長モデルと健康で文明的な消費モデルを構築する。

2006年の第10期全国人民代表大会第4回会議において、国民経済と社会発展の第11次5カ年規画綱要を審査・承認された。「規画綱要」では資源節約型で環境にやさしい社会の構築が提起され、今後5年間の循環経済と節約型社会の構築のための全面的な配置が示され、以下のことが明確に打ち出された。即ち、「開発と節約をともに重視し、節約を優先させ、「減量化・再利用・資源化」原則に基づき、資源の採掘、生産における消費、廃棄物の産出、消費等の面で社会全体の資源の循環利用システムを順次構築していく」。同年4月17～18日、国務院は第6回全国環境保全大会を開催し、温家宝総理と曾培炎副総理が出席して重要講話を行った。同会議は党の第16期中央委員会第5回全体会議(五中全会)と第10期全国人民代表大会第4回会議の精神を徹底させ、国務院の環境保全強化に対する決定を実施し、「第10次5カ年計

画」期の環境保全業務を総括し、今後5年の環境保全任務を手配する上での重要な会議であった。同大会では温家宝総理により以下の点が強調された。即ち、新たな情勢の下で環境保全をしっかりと進める上でのポイントは、「三つの転換」を速めることである。経済成長を重視し環境保全を軽視する風潮から、環境保全と経済成長をともに重視するように転換し、環境を保全する中で経済発展を目指す。経済発展偏重で環境保全が二の次にされている状況を、環境保全と経済発展を同時進行させるように転換し、汚染後に整備する、または整備しながら(環境を)破壊するという状況を変えていく。主に行政的手法を用いた環境保全から、法律・経済・技術・必要な行政手法を運用して環境問題を解決し、環境保全業務の水準を引き上げるような転換を行う。

また、温家宝総理から現在及び今後一定期間の環境保全業務について、4分野の仕事を成功させ、8つの効果的な措置を講じる努力が必要だという指示がはっきり示された。なお同年、中国共産党第16期中央委員会第6回全体会議(六中全会)で再度「資源節約型・環境友好型社会の構築を速める」ことが強調された。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

3. 中国のエネルギー・環境税制の現状

中国は省エネ・環境保全事業をますます重要視するようになっており、税制面においてもより厳しい措置を講じるようになってきている。現在、中国におけるエネルギー・環境関連の税制政策は主に以下のような二つの特徴が見られる。一つは既存の税金・行政課徴金に環境面の意義を持たせ、一定の省エネ効果が得られるようにしている政策措置であり、もう一つは各税目において、環境保全・省エネ・その他の天然資源の節約に役立つ税制措置を多数実施しているという点である。

3.1 中国で徴収しているエネルギー・環境関連の税金・課徴金科目

厳密に言えば、中国では環境税単独の徴収はまだ始まっていないが、既存の税金・課徴金の中に省エネ・環境保全を促す機能を持つものが数多く存在している。例えば税金面では、主に消費税・資源税・都市保護建設税・車輛購置税・車船税・耕地占用税・土地使用税などが挙げられる。一方、課徴金には主に汚染物質排出料・汚水処理料・ゴミ処理料・生態環境補償料・水資源料・鉱区使用料・鉱物資源補償料などがある。

なお、中国で汚染物質排出課徴金制度が確立されてからかなりの時間が経ち、それは名目上課徴金ということになっているが、その性質は先進諸国が徴収している汚染税と本質的に大差なく、中国の汚染対策及び環境保全を実施する上で重要な地位を占めているのみならず、エネルギーやその他の天然資源の節約にも間接的に寄与していることから、ここでは重点的にそれについて論述することにする。

3.1.1 汚染物質排出課徴金制度

汚染物質排出課徴金の徴収は中国の環境保全事業における有力な措置の一つであるが、中国では 1978 年には早くも汚染物質排出課徴金制度の実施が検討され⁸、1979 年には「環境保護法(試行)」で国の規定基準を超える汚染物質の排出に対し「基準超過汚染物質排出課徴金」を徴収することが明確に規定されるようになった。さらに 1982 年 12 月、国務院は 22 の省・市における汚染物質排出課徴金徴収テストケースの結果を踏まえ、「汚染物質排出課徴金徴収暫定弁法」を公布し、汚染物質排出課徴金徴収の目的・範囲・基準・徴収の追加と軽減の条件、課徴金の管理・使用などについて具体的な規定を行った。その後も徴収内容が絶えず充実・改善され、1997 年には汚染物質排出に関する新たな総量規制によるテストケースが開始された。2002 年 1 月 30 日、国務院第 54 回常務会議で改正「汚染物質排出課徴金徴収・使用管理条例」が採択された後、

⁸ 1978 年 12 月、旧国務院環境保護指導グループが「環境保護事業報告概要」の中で、汚染物質の排出に対して課徴金徴収制度を実施することを初めて言及した。

財政部や国家環境保護総局等が「汚染物質排出課徴金徴収基準管理弁法」を公布した。この 2 部の法律は 2003 年 7 月 1 日より同時に施行され、中国は汚染物質排出総量規制の時代を迎えることになった。

改正「汚染物質排出課徴金徴収・使用管理条例」で規定されている汚染物質排出課徴金の主な内容は、以下の 4 点にまとめることができる。

- (1) 徴収対象：汚染物質排出課徴金は環境汚染物質の排出企業・個人事業者に対して直接徴収する。
- (2) 徴収主体：汚染物質排出課徴金は、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が、規定に基づき汚染物質排出者から徴収する。
- (3) 徴収項目：汚染物質排出課徴金には汚水排出課徴金・廃ガス排出課徴金・固形廃棄物/危険汚染物質排出課徴金・基準超過騒音課徴金の 4 大項目がある。

汚水排出課徴金。汚染物質を河川に排出する者に対しては、汚染物質の種類と排出量に則って汚水排出課徴金を算出・徴収する。国または地方の環境基準を超過した排出については、排出汚染物質の種類、排出量及び本弁法で規定する徴収基準に基づき算出した徴収額の倍額を基準超過汚染物質排出課徴金として徴収する。

都市の下水集中処理施設に汚水を排出し、規定どおりに汚水処理料を納めている者に対しては、それ以上の汚水排出課徴金の徴収を行わない。

国の基準を満たしている汚水を受け入れる都市下水集中処理施設で、その処理後の有機汚染物質(COD・BOD・総有機炭素)、浮遊物と大腸菌群が国または地方の排出基準を超過している場合、上述の汚染物質の種類、数量及び本弁法で規定する料金基準で算出した課徴金徴収額の倍額を都市下水集中処理施設の運営部門から汚水排出課徴金として徴収するが、アンモニア窒素と総リンについては、暫時、課徴金を徴収しない。都市下水集中処理施設からの国または地方の排出基準を満たした汚水については、汚水排出課徴金を徴収しない。

ガス排出課徴金。大気中に汚染物質を排出する者に対しては、排出する汚染物質の種類、数量により廃ガス排出課徴金を徴収する。ただし、自動車・飛行機・船舶などの移動汚染源に対しては、暫時、廃ガス排出課徴金を徴収しない。

固形廃棄物・危険廃棄物の排出課徴金。工業固形廃棄物の貯蔵・処理のための施設または場所を設けていないか、或いは貯蔵・処理のための施設または場所が環境基準を満たしていないものについては、排出する汚染物質の種類、数量により固形廃棄物排出課徴金を徴収する。埋め立て処理した危険廃棄物が国务院の環境行政主管部門の規定に合致していない場合は、危険廃棄物の種類、数量により危険廃棄物排出課徴金を徴収する。

基準超過騒音排出課徴金。環境騒音汚染で国の環境騒音排出基準を超え、かつ他者の正常な生活・仕事・学習を妨害するものに対しては、騒音の規準超過デシベル量により基準超過騒音排出課徴金を算出・徴収する。ただし、自動車・飛行機・船舶などの移動汚染源に対しては、暫時、基準超過騒音排出課徴金を徴収しない。

条例で規定する汚染物質排出の種類、数量の査定方法以外に、市(地区級市)級以上の環境行政主管部門は地元の実情に合わせて、飲食・娯楽などサービス業の小規模汚染物質排出者に対しサンプリングをし、汚染物質排出量を算出するようにするが、その計算方法は社会に公示し、本弁法の規定により汚染物質排出課徴金を徴収しなければならない。

(4) 汚染物質排出課徴金の徴収基準及び算出方法: 汚染物質排出課徴金の算出は簡単に言えば 2 種類の方法がある。汚水排出課徴金と廃ガス排出課徴金は、排出する汚染の濃度、数量に基づき標準「汚染当量」に換算してから、実際に排出する汚染当量に基づき定額徴収する。その算出方法は次の 2 つのステップに分けられる。

第 1 ステップ: 実際に排出する汚染当量の計算

$$\text{ある汚染物質の「汚染当量」数} = \frac{\text{当該汚染物質の排出量}}{\text{当該汚染物質の汚染当量値}}$$

第 2 ステップ: 徴収基準に基づき徴収すべき汚染物質排出課徴金を計算

$$\text{汚染物質排出課徴金徴収額} = \text{徴収基準} \times \text{第 1 ステップで計算した「汚染当量」数}^9$$

汚水排出課徴金と廃ガス排出課徴金は、汚染物質排出者の排出する汚染物質の種類と数量の累計で計算されるため、実際に計算する場合は、先ず排出する各種汚染物質の「汚染当量」数の総和を算出する必要がある。即ち、

$$\text{汚染物質排出課徴金徴収額} = \text{徴収基準} \times \text{各汚染物質の「汚染当量」数の和}$$

しかしながら、現行規定では一つの排出口ごとに汚水・廃ガス排出課徴金を徴収するが、その汚染物質の種類は汚染当量の多い順から数え、最多でも 3 項目を超えてはならないとされている。そのうち、国または地方の規定する汚染物質排出基準を超えるものは、排出する汚染物質の種類、数量及び本弁法で規定する料金基準によって算出した汚水排出課徴金額の倍額を基準超過汚染物質排出課徴金として徴収する。¹⁰

したがって、汚水・廃ガス排出課徴金は、実際には先行 3 項目の汚染物質の実際排出

⁹ 冷却水や炭酸水などの汚染当量数の計算では、進入した水を控除した正味値とする。

¹⁰ PH値、色度、大腸菌群数、残留塩素量は倍額徴収をしない。

量、汚染物質の「汚染当量値」、徴収基準値、汚染物質排出総量規制基準という4要素によって決定されることになる。

なお、固形廃棄物・危険廃棄物排出課徴金・基準超過騒音排出課徴金は、直接、汚染物質の排出量または騒音の基準超過の程度に基づき定額徴収する。

汚水排出課徴金の徴収基準と水汚染物質の汚染当量値

汚水排出課徴金の徴収基準は0.7元/汚染当量とする。

水質汚染物質は一般汚染物質(第1類水質汚染物質と第2類水質汚染物質)、PH値・大腸菌群数・残留塩素量、水質指標色度3類に分けられる。それらに相応する汚染当量値は表3-1、表3-2、表3-3、表3-4を参照。

表3-1 第1類水汚染物質の汚染当量値

汚染物質	汚染当量値(kg)
1. 総水銀	0.0005
2. 総カドミウム	0.005
3. 総クロム	0.04
4. 六価クロム	0.02
5. 総砒素	0.02
6. 総鉛	0.025
7. 総ニッケル	0.025
8. ベンゾ(a)ピレン	0.0000003
9. 総ベリリウム	0.01
10. 総銀	0.02

表3-2 第2類水汚染物質の汚染当量値 単位:kg

汚染物質	汚染当量値	汚染物質	汚染当量値
11.浮遊物(SS)	4	37.ペンタクロロフェノール及びペンタクロロフェノールナトリウム(ペンタクロロフェノール換算)	0.25
12.生物化学的酸素要求量(BOD5)	0.5	38.クロロホルム	0.04
13.化学的酸素要求量(COD)	1	39.吸着性有機ハロゲン物質(AOX)(塩素換算)	0.25
14.総有機炭素(TOC)	0.49	40.テトラクロロメタン	0.04
15.石油類	0.1	41.トリクロロエチレン	0.04

16.動植物油	0.16	42.テトラクロロエチレン	0.04
17.揮発フェノール	0.08	43.ベンゼン	0.02
18.総シアン化物	0.05	44.トルエン	0.02
19.硫化物	0.125	45.エチルベンゼン	0.02
20.アンモニア窒素	0.8	46.o-キシレン	0.02
21.フッ化物	0.5	47.p-キシレン	0.02
22.フォルムアルデヒド	0.125	48.m-キシレン	0.02
23.アニリン類	0.2	49.クロロベンゼン	0.02
24.ニトロベンゼン類	0.2	50.o-ジクロロベンゼン	0.02
25.マイナスイオン界面活性剤(LAS)	0.2	51.p-ジクロロベンゼン	0.02
26.総銅	0.1	52.4-ニトロクロロベンゼン	0.02
27.総亜鉛	0.2	53.2,4-ジニトロクロロベンゼン	0.02
28.総マンガン	0.2	54.フェノール	0.02
29.カラー造影剤(CD-2)	0.2	55.3-メチルフェノール	0.02
30.総リン	0.25	56.2,4-ジクロロフェノール	0.02
31.元素リン(P換算)	0.05	57.2,4,6-トリクロロフェノール	0.02
32.有機リン農薬(P換算)	0.05	58.フタル酸ジブチル	0.02
33.ジメトエート	0.05	59.フタル酸ジオクチル	0.02
34.メチルパラチオン	0.05	60.アクリロニトリル	0.125
35.マラチオン	0.05	61.総セレン	0.02
36.パラチオン	0.05		

説明: 1. 第 1、2 類汚染物質の分類は「污水総合排出基準」(GB8978-1996)による。

2. 同一排出口の化学的酸素要求量 (COD)、生物化学的酸素要求量 (BOD₅)、総有機炭素 (TOC) は一項目のみを徴収する。

表 3-3 PH 値・色度・大腸菌群数・残留塩素量の汚染当量値

汚染物質		汚染当量値
1. PH 値	1. 0-1、 13-14	污水 0.06t
	2. 1-2、 12-13	污水 0.125t
	3. 2-3、 11-12	污水 0.25t
	4. 3-4、 10-11	污水 0.5t
	5. 4-5、 9-10	污水 1t
	6. 5-6	污水 5t
2. 色度		污水 5t・倍

3. 大腸菌群数(基準超過)		汚水 3.3t
4. 残留塩素量(塩素消毒した病院 廃水)		汚水 3.3t

説明:

1. 大腸菌群数と総残留塩素はどちらか一項目のみを徴収。
2. PH5-6とは5以上6未満を表す。PH9 - 10とは9以上10未満を表す。その他も同様。

表 3-4 家禽家畜飼育業・小型企業・第三次産業の汚染当量値

カテゴリー		汚染当量値
家禽家畜飼育場	1. 牛	0.1 頭
	2. 豚	1 頭
	3. 鶏・アヒルなどの家禽	30 羽
4. 小規模企業		汚水 1.8t
5. 飲食・娯楽・サービス業		汚水 0.5t
6. 病院	消毒	0.14 床
		汚水 2.8t
	未消毒	0.07 床
		汚水 1.4t

説明:

1. 上表はモニタリングまたはマテリアルバランスの計算ができない家禽家畜飼育業・小型企業・第三次産業などの小規模汚染物質排出者の汚染当量数を計算する場合のみに適用する。
2. 飼育規模が牛 50 頭、豚 500 頭、鶏・アヒル 5,000 羽を超える家禽家畜飼育場に対してのみ徴収する。
3. ベッド数が 20 床を超える病院に対し上表により汚染当量を計算する。

廃ガス排出課徴金基準と大気汚染物質の汚染当量値

廃ガス排出課徴金基準は 0.6 元/汚染当量とする。そのうち二酸化硫黄の汚染物質排出課徴金は、一年目の一汚染当量当たりの徴収基準は 0.2 元、2 年目(2004 年 7 月 1 日より)は一汚染当量当たりの徴収基準は 0.4 元、3 年目(2005 年 7 月 1 日より)はその他の大気汚染物質と同じ徴収基準に引き上げる。即ち、一汚染当量当たりの徴収基準は 0.6 元とする。窒素酸化物については 2004 年 7 月 1 日までは課徴金を徴収していなかったが、2004 年 7 月 1 日より一汚染当量当たり 0.6 元を徴収している。北京市の二酸化硫黄排出課徴金は従来通り国务院の同意を経て、1999 年に国家計画委員会が承認した料金基準、即ち高硫黄分石炭の二酸化硫黄排出課徴金は 1.20 元/kg、低硫黄分石炭は 0.50 元/kg で徴収されていたが、2005 年 7 月 1 日から低硫黄分石炭の二酸化硫黄排出課徴金基準は、一汚染当量当たり 0.6 元とされている。ただ

し、自動車・飛行機・船舶などの移動汚染源に対しては、暫時、廃ガス排出課徴金を徴収しないことになっている。

モニタリングの難しい煙塵については、リンゲルマン濃度表により汚染物質排出課徴金を徴収する。燃料1トン当たりの徴収基準は1級1元、2級3元、3級5元、4級10元、5級20元となっている。

大気汚染物質の汚染当量値は表3-5を参照。

表 3-5 大気汚染物質の汚染当量値 単位: kg

汚染物質	汚染当量値	汚染物質	汚染当量値
1.二酸化硫黄	0.95	23.ジメチルベンゼン	0.27
2.窒素酸化物	0.95	24.ベンゾ(a)ピレン	0.000002
3.一酸化炭素	16.7	25.ホルムアルデヒド	0.09
4.塩素ガス	0.34	26.アルデヒド	0.45
5.塩化水素	10.75	27.プロペナル	0.06
6.フッ化物	0.87	28.メチルアルコール	0.67
7.シアン化水素	0.005	29.フェノール類	0.35
8.硫酸ミスト	0.6	30.クレオソート	0.19
9.クロム酸ミスト	0.0007	31.アニリン類	0.21
10.水銀及びその化合物	0.0001	32.クロルベンゼン類	0.72
11.一般的な粉塵	4	33.ニトロベンゼン	0.17
12.アスベスト塵	0.53	34.シアンエチレン	0.22
13.グラスウール塵	2.13	35.塩化ビニル	0.55
14.カーボンブラック塵	0.59	36.ホスゲン	0.04
15.鉛及びその化合物	0.02	37.硫化水素	0.29
16.カドミウム及びその化合物	0.03	38.アンモニア	9.09
17.ベリリウム及びその化合物	0.0004	39.トリメチルアミン	0.32
18.ニッケル及びその化合物	0.13	40.硫酸水和メチル	0.04
19.錫及びその化合物	0.27	41.硫酸水和エーテル	0.28
20.煙塵	2.18	42.二硫化メチル	0.28
21.ベンゼン	0.05	43.スチレン	25
22.トルエン	0.18	44.二硫化炭素	20

固形廃棄物・危険廃棄物排出課徴金の徴収基準

専用の貯蔵または処理施設が無いが、或いは専用の貯蔵または処理施設が環境基準を満たしていない(即ち、漏出・飛散・流失防止施設が無い)工業固形廃棄物を排出する場合は、一括で固形廃棄物排出課徴金を徴収する。固形廃棄物 1 トン当たりの徴収基準は、製錬スラグ 25 元、微粉炭 30 元、高炉スラグ 25 元、ボタ 5 元、選鉱屑 15 元、その他のスラグ(半固形・液体廃棄物を含む)25 元となっている。

埋め立て処理した危険廃棄物が国の関連規定に合致していない場合の危険廃棄物排出課徴金徴収基準は 1 トン当たり 1,000 元とする。

危険廃棄物とは国家危険廃棄物目録に収録されているか、または国が規定している危険廃棄物鑑定基準と鑑定方法に基づき認定された危険特性のある廃棄物を指す。

基準超過騒音排出課徴金の徴収基準

汚染排出者から発生する環境騒音が国が規定する環境騒音排出基準を超え、かつ他者の正常な生活・仕事・学習を妨害する場合は、規準超過デシベル数により基準超過騒音排出課徴金を徴収する。徴収基準は表 3-6 を参照。

表 3-6 基準超過騒音排出課徴金の徴収基準

基準超過 デシベル数	徴収基準(元/月)	基準超過 デシベル数	徴収基準(元/月)
1	350	9	2200
2	440	10	2800
3	550	11	3520
4	700	12	4400
5	880	13	5600
6	1100	14	7040
7	1400	15	8800
8	1760	16 及び 16 以上	11200

説明:

1. ある機関の境界線の複数の場所で騒音が規準値を超える場合、徴収額は基準超過騒音の最も高い箇所にに基づき算出し、100m を超える境界線で 2 ヶ所またはそれ以上で基準超過騒音がある場合は倍額を徴収する。
2. ある機関の立地の多少異なる作業場所についての課徴金は、それぞれ別に計算し、一括で徴収するものとする。
3. 日中と夜間のどちらも基準値を超える環境騒音についての徴収額は、本基準に基づき日中と夜間でそれぞれ別に計算し、その累計で徴収する。
4. 音源の 1 ヶ月の基準超過が 15 日未満の場合は、基準超過騒音排出課徴金は半額に減額して徴収する。

収する。

5. 夜間に頻発するか、または夜間に偶発的に起こる工場境界内の基準超過騒音に対する課徴金は、等価騒音レベルとピーク値騒音の 2 種の指標のうち、基準超過デシベル数の大きい方で課徴金を算出する。
6. ある工事現場で同一施工業者が複数の施工段階を同時に進行させる場合、騒音規制値の最も高い施工段階に基づき基準超過騒音排出課徴金を算出する。
7. 本基準は1デシベルを徴収計算単位とし、1 デシベル未満の場合は四捨五入で算出する。
8. 農民が自宅を建設する場合は、基準超過騒音排出課徴金を徴収してはならない。
9. 自動車・飛行機・船舶などの移動騒音源については、暫時、騒音排出課徴金を徴収しない。

3.1.2 環境・エネルギー関連の税目

(1)資源税

国務院が 1993 年 12 月 25 日に「中華人民共和国資源税暫定施行条例」を、財政部が同年 12 月 30 日に「中華人民共和国資源税実施細則」をそれぞれ公布し、課税対象資源を採掘及び使用する団体と個人に対し、販売量または自己使用量に基づき資源税を定額徴収することが定められた。その単位当たり税額は資源の埋蔵状況・採掘条件・資源等級・立地条件等の客観的条件の違いによって、ある程度幅を持たせた税額を規定している。具体的な税額は以下の通り。原油 8～30 元/トン、天然ガス 2～15 元/トン、石炭 0.3～5 元/トン、その他の非金属鉱物原鉱 0.5～20 元/トンまたは立方メートル、鉄金属鉱物原鉱 2～30 元/トン、非鉄金属鉱物原鉱 0.4～30 元/トン、固形塩 10～60 元/トン、液体塩 2～10 元/トンである。「資源税税目税率表」に対応するものに「資源税税目税額明細表」と「主要品目鉱山資源等級表」がある。税額明細表では、各種の課税対象資源に対しその等級または産出地域ごとに、それぞれ異なる税額を規定している。各資源等級に分けられた課税対象製品で、「主要品目鉱山資源等級表」に列挙されていない企業または鉱山の納税者に対する税額は、各省・自治区・直轄市人民政府が納税者の資源状況により鉱山の税額基準を参照し、30%の幅を持たせて査定する。

(2)都市部における土地使用税

都市部における土地使用税は都市部の土地の合理的な使用を促進し、土地管理を強化することを目的に、都市・県政府所在地・建制鎮(訳注:省・自治区・直轄市人民政府の承認を経て設立された鎮)・工業/鉱山地域で土地を使用する各種企業・事業体・個人事業者・その他の個人(外国投資企業・外国企業・外国人は含まない)に対して徴収する税金である。現行「中華人民共和国都市部土地使用税暫定施行条例」は国務院により 1988 年 9 月 27 日に公布され、2006 年 12 月 31 日に改正された。同土地使用税は等級に基づき幅を持たせた税額基準で徴収しているが、課税対象土地 1m²当たりの税額基準は以下の通りである。大都市 1.5～30 元/年、中型都市 1.2～24 元/年、小型都市毎年 0.9～18 元/年、県政府所在地・建制鎮(訳注:省・自治区・直轄市人民政府の

承認を経て設立された鎮)・工業/鉱山地域は 0.6 ~ 12 元/年となっている。

(3)耕地占用税

耕地占用税は土地管理の強化、土地資源の合理的利用、農業用耕地の保護を目的に、中国国内で耕地を占用して家屋を建設するか、またはその他の非農業建設を行う各種の企業・事業体・個人事業者・その他の個人(一般には外国投資企業・外国企業・外国人は含まない)に対して徴収する税金である。現行「中華人民共和国耕地占用税暫定施行条例」は国務院により1987年4月1日に公布されたものである。当該税は地域ごとに幅を持たせた税額基準が実施され、課税対象土地 1m²当たりの税額基準は以下の通りである。県級行政区域を単位とする(以下同様)。1人当たり耕地が 1 ムー(1 ムー = 6.667 アール)以下の地域 2 ~ 10 元、1 ~ 2 ムーの地域 1.6 ~ 8 元、2 ~ 3 ムーの地域 1.3 ~ 6.5 元、3 ムーを上回る地域 1 ~ 5 元となっている。

(4)消費税

1993年12月13日、中国の現行「中華人民共和国消費税暫定施行条例」が国務院により公布された。2006年3月21日、財政部と国家税務総局が共同で通知を下达し、中国の消費税の税目、税率及び関連政策について調整を行い、それを2006年4月1日から実施するとした。調整後の消費税は環境・省エネにより有利なものとなり、以下、合計 14 の税目がある。即ち、酒・化粧品・高級腕時計・高額アクセサリなど環境との関連性が比較的低い税目以外に、タバコ・爆竹花火・ガソリン・ディーゼル油・自動車タイヤ・オートバイ・小型自動車・割り箸・フローリング・ゴルフボール/ゴルフ用品・プレジャーボート・ナフサ・溶剤油・潤滑油・燃料油・航空燃料油など直接環境・省エネに影響を与える税目がある。

(5)車船税

車船税は中国国内の車輛・船舶の所有者または管理者に対して徴収する税金で、2007年1月1日より、車輛は数量または自重(トン)、船舶は正味トン数に基づき徴収する。従来は国内企業と個人に対しては車船使用税を徴収し、外資企業と外国人に対しては車船使用ナンバープレート税を徴収していたが、2007年よりこの二つの税が統合され、車船税を徴収することになった。

車船税は主に中国の交通管理を強化し、一部資金で都市保護建設を行うことを目的に徴収している税金である。理論的には、車輛と船舶の使用によってもたらされる環境汚染に対し一定の調節効果が期待できるものと言える。

(6)都市保護建設税

都市保護建設税は都市保護建設の資金源を拡充かつ安定させ、都市の保護建設を強化するために徴収する税金である。現行「中華人民共和国都市保護建設税暫定施行条例」は国務院によって1985年2月8日に公布されたものである。主な税制要素として以下の3つが挙げられる。

納税者は増値税・消費税・営業税を納付する各種の企業・事業体・個人事業者とその他の個人

(外国投資企業・外国企業・外国人は含まない)であること。納税者は増値税・消費税・営業税の実際の納付額に基づき納税すること。納税者の所在地ごとに異なる税率を実施する。都市市街地の税率は 7%、県政府所在地と建制鎮(訳注:省・自治区・直轄市人民政府の承認を経て設立された鎮)は 5%、その他の地域は 1%になっている。

3.1.3 環境・省エネ関連のその他の課徴金

(1) 汚水処理料

汚水処理料は汚水処理配管に廃水・汚水を排出する事業体と住民から、排出量(一般には用水量の一定の比率で計算)に基づいて徴収するものであり、徴収基準は各地で異なり、工業用水の徴収基準は通常、都市生活用水の排出基準より高くなっている。1999 年に中国の生活廃水排出量が初めて工業廃水排出量を上回り、汚水排出総量の 51%を占めるに至ったが¹¹、同年 9 月 6 日、国家計画委員会・建設部・国家環境保護総局が共同で「汚水処理料の徴収を強化すると同時に都市汚水排出と集中処理の良好な運用メカニズムを確立することに関する通知」(計価格[1999] 第 1192 号)を公布し、全国範囲の都市生活汚水処理料徴収の開始が明確に打ち出された。一部の都市では現在もなお生活廃水に対する課徴金徴収を行っていない所もあるが、すでに徴収している都市の課徴金基準は一般に、汚水 1 トン当たり 0.1~0.5 元で、例えば江蘇省では 1.10~1.15 元と、少数の都市で汚水処理料が汚水 1 トン当たり 1 元を超えている所もある。近年、汚水処理料の徴収基準は徐々に引き上げられる傾向にある。工業用水の汚水排出については、中国では 1980 年代に汚水集中規制制度が確立され、企業・事業体の汚水が直接環境に排出されることがなくなり、汚水集中処理施設(汚水処理場)に排出されるようになった。「汚染物質排出課徴金徴収使用管理条例」の規定によると、汚水集中処理施設に汚水を排出する企業・事業体は、汚染物質排出課徴金を納付する必要がなくなった代わりに、汚水処理料を納付するようになる。

(2) ゴミ処理料

中国は世界でもゴミ負担の最も大きい国の一つであり、関連資料の統計によれば、上海市では 50m²以上のゴミ堆積場が 2,000 ヶ所弱、北京市では 4,000 ヶ所以上ある。2000 年の全国の都市生活ゴミは 1.9 億トンに達し、しかも依然として年間 8%の伸び率で増加している¹²。2002 年 6 月 7 日、国家計画委員会・財政部・建設部・国家環境保護総局が共同で「都市生活ゴミ処理料徴収制度の実施によるゴミ処理産業化の促進に関する通知」を公布し、生活ゴミ処理料徴収制度を全面的に推進することを要求している。現在、一部の都市で生活ゴミ処理料の徴収が既に開始されちる。例えば北京市は 1999 年 9 月から徴収を始め、課徴金徴収基準は、同市住民一世帯当たり毎月 3 元で、規定により臨時居住証の手続きを行う必要のある地方からの長期滞在者は 1 人につき毎月 2

¹¹ 毛応淮:『汚染物質排出課徴金徴収概論』、中国環境科学出版社 2004 年版、第 302 ページ。

¹² 毛応淮:『汚染物質排出課徴金徴収概論』、中国環境科学出版社 2004 年版、第 303 ページ。

元となっている¹³。

(3)生態環境補償料

「開発した者が保護し、破壊した者が回復し、利用した者が補償する」と「保護しながら開発し、保護しながら経済成長を遂げていく」という方針に基づき、1992年に国家環境保護局は14の省・一部の地級市・市・県で生態環境補償料の徴収事業を開始することを決した。現在、生態環境補償料徴収管理弁法を既に制定している地方としては広西・江蘇・福建などの省(自治区)があり、遼寧・広東・河北などの省では環境保護法規の中に相応の規定がある。徴収対象項目は鉱物・土地・観光・水・森林・草原・薬用植物・電力資源開発などに及んでいる。中でも森林生態環境補償料の実施が順調に進んでいるが、同補償料は用途が決まっているため、予算編入後は生態環境保護のためにだけ使用されることになる。

(4)水資源料

中国では1988年に公布された「中華人民共和国水法」¹⁴の中で、水資源料の徴収が明確に規定されていたが、現行「水法」では、「河川・湖または地下から直接に水資源を使用する事業体・個人は、国の水使用許可制度と水資源の有償使用制度の規定により、水行政主管部門または流域管理機関に水使用許可証の交付を申請し、かつ水資源料を納入しなければならない」と定められている。いくつかの省(自治区)の水資源料徴収基準を見てみよう。地表水資源については、工業用水 0.02～0.05 元/m³、生活用水 0.01～0.03 元/m³、地下水資源については、工業用水 0.03～0.12 元/m³、生活用水 0.02～0.05 元/m³となっている¹⁵。目下、水道料金の設定が割安になっているため、水資源料徴収基準の引き上げを求める意見が多く出されている。

(5)鉱区使用料

「海洋石油資源採掘鉱区使用料の納付に関する規定」(1989年1月1日公布)と「外国との協力による陸上石油資源採掘鉱区使用料の納付に関する暫定施行規定」(1990年1月15日公布)により、中国では現在、鉱区使用料は海洋石油・天然ガス資源の採掘を行う中国企業と外国企業、中国国内で陸上石油・天然ガス資源の協力採掘に従事する中国企業と外国企業に対してのみ徴収されている。現在の海洋石油・天然ガスが主に外国と協力して採掘されていることを考えると、実際の鉱区使用料の徴収は外国と協力して行う石油・天然ガス(海上と陸上の石油・天然ガスを含む)採掘企業に限られていることになる。

海上石油・天然ガスの採掘については、1989年1月1日より各油田・ガス田暦年の原油または天然ガス総生産量により算出し、鉱区使用料を徴収している。原油は5万トンを超えた部分につき徴収し、徴収料率は1～12.5%、天然ガスは20億m³を超えた部分につき徴収し、徴収料率は1～

¹³ 「北京市都市生活ゴミ処理費徴収実施規則」

¹⁴ 中国で最初の「中華人民共和国水法」は1988年7月1日から実施、現行「中華人民共和国水法」は2002年に改正、2002年10月1日から実施。

¹⁵ 万国華、徐麗娜、吳文錦、談為雄：「中国水資源費徴収管理状況についての調査分析」、『水利経済』2002年第5号。

3%となっている。上述の 2 種類はいずれも現物納入で、税務機関が徴収管理の責任を負うことになっている。

(6) 鉱物資源補償料

中国政府は 1994 年 4 月 1 日より採掘権者に対し鉱物資源補償料を徴収している。「鉱物資源補償料徴収管理規定」(1994 年 2 月 27 日公布)に基づき、鉱物資源補償料は地質鉱物主管部門が財政部門と共同で徴収し、鉱物の種類ごとにそれぞれ 0.5～4%の徴収率で徴収している。徴収した鉱物資源補償料は全額を直ちに中央国庫に納め、年末に中央と地方で一定の比率で決済することになっている。中央と省・直轄市の配分比率は 5:5 で、中央と自治区の配分比率は 4:6 である。鉱物資源補償料は国家予算に組み入れられ、用途特定項目としての管理が行われるが、主に鉱物資源探査に使われることになっている。

3.2 エネルギー・環境関連の税制政策

中国では 1994 年の税制改革以前にすでに税制措置を活用した資源の総合利用を奨励することが行われ、税制改革後はそれがいっそう強化されるようになった。ただ、こうした関連措置は主に企業の天然資源の有効利用と「廃棄物」の総合回収を奨励するためのもので、省エネ・環境保全を直接の目的に制定されたものではなかった。しかし、近年は資源(エネルギーを含む)の節約と環境保全に有利な税制措置が数多く公布されるようになっており、これらの税制措置は以下のように取りまとめることができる。

3.2.1 資源の総合利用を奨励する優遇措置

(1) 廃液(スラグ)を利用して金と銀を生産する企業に対しては、増徴税を免除する¹⁶。

(2) 原料中に 30%以上のボタ・ストーンコール・微粉炭・石炭焼きボイラーの炉底スラグ(高炉水砕スラグは含まない)を混合した建築材料(商品コンクリートを含む¹⁷)を製造する企業に対しては、増徴税を免除する¹⁸。その混合比率の計算は重量と体積のどちらをベースにしてもよい。

(3) ボタ・石炭スラッジ・ストーンコール¹⁹・オイルシェールから生産した電力を利用し、かつボタ・石炭スラッジ・ストーンコール・オイル・シェールの使用量(重量)が発電燃料の 60%以上(60%を含む)に達するもの²⁰に対しては、増徴税を半減して徴収する²¹。

¹⁶ 財税字[1995]44 号、財税字[1996]20 号。

¹⁷ 国税函[2003]1151 号。

¹⁸ 財税字[1995]44 号、財税字[1996]20 号。

¹⁹ 財税[2004]25 号。

²⁰ 財税[2004]25 号。

²¹ 財税[2001]198 号。

- (4)森林区の「三つの剰余物(伐採剰余物・造材剰余物・加工剰余物)」と「二級品材・小径材・薪材」を原料にして、国が指定している資源総合利用製品を製造・加工する企業に対しては、2008年12月31日まで税務部門によって増値税の「徴収後即企業に還付する」政策が実施される²²。
- (5)2001年1月1日より、石炭の採掘過程で副産物として産出するオイルシェールを利用して頁岩油及びその他の製品を製造しているもの、その原料中に少なくとも30%以上の廃棄アスファルトコンクリートを混入して再生アスファルトコンクリートを生産しているもの、都市の生活ゴミを使って電力を生産し、かつ都市の生活ゴミの使用量(重量)が発電燃料に占める比率が80%以上(80%を含む)²³に達するもの、及び原料中に少なくとも30%以上のボタ・ストーンコール・微粉炭・石炭焼きボイラーの炉底スラグ(高炉水砕スラグは除く)及びその他の廃棄スラグを混入させてセメントを製造するものに対しては、増値税の「徴収後即企業に還付する」政策を実施する²⁴。
- (6)原料中の微粉炭とその他の廃棄スラグの混入量が30%以上のセメントクリンカを製造するものに対しては、「徴収後即企業に還付する」政策を実施する²⁵。
- (7)石炭火力発電所の排煙脱硫副産物(二水石膏の含有量が少なくとも85%以上の石膏、濃度が少なくとも15%以上の硫酸、総窒素含有量が少なくとも18%以上の硫酸アンモニウムを含む)に対しては、増値税の「徴収後即企業に還付する」政策を実施する²⁶。

3.2.2 不用物資の回収を促進する優遇措置

- (1)不用物資の回収に従事する企業に対しては、従来、増値税の徴収後に70%を還付する優遇政策を実施していたが、2001年5月1日からは、買い付けた不用物資を販売する際の増値税を免除するように改められた。不用物資とは、社会の生産と消費の過程で発生する各種の廃棄物品を指し、選別や整理などの簡単な加工を経た後の各種廃棄物品が含まれる。不用物資を利用して加工生産される製品については、不用物資の増値税免除政策が適用されないが、増値税の一般納税者である生産企業が不用物資を購入する際は、普通の領収書に明記されている金額の10%で増値税を計算し、それを仕入税額と相殺することが認められている²⁷。
- (2)2002年1月1日から、納税者が中古品を販売(中古品販売業者の中古品販売と納税者が自己使用した課税対象固定資産の販売を含む)する場合、当該納税者が増値税の一般納税者か、または小規模納税者かを問わず、また承認認定された中古品調整テストケースの実施部門であるか否かにかかわらず、一律4%の税率で増値税を半減し、仕入税額と相殺できないことになっ

²² 財税[2006]102号。

²³ 財税[2004]25号。

²⁴ 財税[2001]198号。

²⁵ 国税函[2003]1164号。

²⁶ 財税[2004]25号。

²⁷ 財税[2001]78号。

ている。納税者が自己使用した消費税課税対象の自動車・オートバイ・プレジャーボートを販売し、その売価が原価を上回るものに対しては、4%の税率で増値税を半減する。売価が原価を上回らないものに対しては、増値税を免除する。中古自動車販売業者が中古自動車・オートバイ・プレジャーボートを販売する場合は、4%の税率で増値税を半減する。²⁸

3.2.3 省エネ・環境保全型の技術・製品・投資に対し実施する優遇政策

- (1)クリーンエネルギーと環境にやさしい製品を奨励するための優遇措置。風力を利用して生産する電力と「税制優遇政策適用対象の新型壁体材料目録」に記載されている新型壁体材料で、非粘土質レンガ・建築用ブロック・建築用板材など 14 カテゴリー 23 品目の製品に対しては、増値税の半減徴収を実施する²⁹。中でも西部地域の企業で「優遇リスト」に記載されている建築用ブロックと建築用板材を製造・販売するものは、「目録」で限定されている製造規模に達していなくても、2005年12月31日までは新型壁体材料の増値税を半減する優遇政策を受けることができていた。西部地域とは重慶・四川・雲南・貴州・チベット・陝西・甘肅・寧夏・青海・新疆・内モンゴル・広西の 12 省(自治区・直轄市)及び湖南省湘西トゥチャ族自治州・湖北省恩施トゥチャ族ミャオ族自治州・吉林省延辺朝鮮族自治州を指す³⁰。
- (2)低汚染型の小型自動車の製造と消費を誘導・促進し、自動車産業技術の進歩を推進し、生態環境を保護し、大気汚染を低減させることを目的に、以前は低汚染排出基準(ユーロ 相当)を満たす小型乗用車・オフロードカー・マイクロバスを製造・販売する企業には消費税を 30%減税していたが³¹、2004年7月1日より低汚染排出基準をユーロ³²相当に引き上げられることになった。ところが、「小型自動車のユーロ 排出基準は現在策定中で、ユーロ 排出基準を満たす自動車用石油製品の品質にまだ問題がある」ために、現在、同政策の実施が見送られている³³。
- (3)「自動車タイヤ」税目の中のラジアルタイヤに対する消費税の徴収免除、更生タイヤについては消費税の徴収をやめる³⁴などの政策は、いずれも環境保全に役立つものである。
- (4)石炭層ガス資源の抽出採掘利用を奨励する。石炭層ガスとは石炭層及びその囲岩に生じ、石炭資源に随伴して発生する非在来型の天然ガスであり、炭鉱ガスとも呼ばれるものだが、クリーン生産、節約生産、安全生産を奨励するために、2007年1月1日より石炭層ガスの抽出採掘企業に対しては、以下の優遇政策が実施されている。増値税の一般納税者で石炭層ガスを抽出・採掘し販売する場合は、増値税の「先行徴収・後還付」政策を実施する。還付された税金は、

²⁸ 財税[2002]29号。

²⁹ 財税[2001]198号。

³⁰ 財税[2004]25号。

³¹ 財税[2000]26号。

³² 財税[2003]266号。

³³ 財税[2004]142号。

³⁴ 財税[2000]145号。

特定用途資金として企業が石炭層ガス技術を研究し、生産を拡大するために使われ、それについては企業所得税を徴収しない。独立採算制の石炭層ガスの抽出・採掘企業が購入する石炭層ガス抽出採掘ポンプ・掘削機・石炭層ガスモニタリング装置・石炭層ガス発電機ユニット・ガス井の掘削・記録・探査などの専用設備に対しては、統一的に倍額残高逓減法または年数総和法を採用して加速減価償却を実施する。具体的な加速減価償却の方法は企業が自ら決定できるが、一旦確定した後は、その後の年度に随意に調整してはならない。独立採算制の石炭層ガス抽出採掘企業が銀行融資または自己調達資金で行う技術改造プロジェクトの国産設備に対する投資については、そのプロジェクトに必要な国産設備投資額の40%は、企業の技術改造プロジェクトにおいて設備購入する年の新規に増えた企業所得税と相殺することができる。地表面から抽出・採掘する石炭層ガスについては、当面、資源税を徴収しない。³⁵

3.2.4 高エネルギー消費製品と高汚染製品に対しては消費税を徴収

- (1)有鉛ガソリンの税率(額)を引き上げた。即ち、1999年1月1日より有鉛ガソリンの消費税税率を0.2元/リットルから0.28元/リットルに引き上げた³⁶。
- (2)エネルギー消費を抑制し、その消費構造を調整するために、石油製品の消費税徴収範囲を拡大した。ガソリンとディーゼル油以外のナフサ・溶剤油・潤滑油・燃料油・航空燃料油の5種類の石油製品に対しては消費税を徴収し、税率は以下の通り。即ち、ガソリン0.2元/リットル、ディーゼル油0.1元/リットル、ナフサ0.2元/リットル、溶剤油0.2元/リットル、潤滑油0.2元/リットル、燃料油0.1元/リットル、航空燃料油0.1元/リットル。
- (3)小型自動車は排気量別に費税を徴収する。小型自動車の税目は乗用車と中軽型商用バスの2つのサブカテゴリーに分類する。乗用車(オフロードカーを含む)については、排気量の大きさによりそれぞれ3%、5%、9%、12%、15%、20%の6段階の税率を適用する。シリンダー容量(排気量、以下同じ)が1.5リットル以下のものは3%、1.5リットル以上2.0リットルまでのものは5%、2.0リットル以上2.5リットルまでは9%、2.5リットル以上3.0リットルまでのものは12%、3.0リットル以上4.0リットルまでのものは15%、4.0リットル以上のものは20%とする。中軽型商用バスについては統一的に5%の税率を適用する。このように排気量別の自動車税率の差を拡大し、大排気量と高エネルギー消費の小型乗用車とオフロードカーの税負担を大きくする一方で、小排気量車の負担を相対的に軽減することで、小排気量車の製造と使用を奨励しようとしているのである。
- (4)オートバイに対しては排気量により2段階の税率を設けている。排気量250ml以下のものに対し

³⁵ 財税[2007]16号。

³⁶ 財税字[1998]163号。

ては 3%、250ml を超えるものに対しては 10%の税率でそれぞれ消費税を徴収する。

(5) プレジャーボートに対しては 10%の税率で消費税を徴収する。

(6) 爆竹・花火に対しては 15%の税率で消費税を徴収する。³⁷

3.2.5 省エネ・環境保全型産業に対して実施される所得税優遇措置

近年、環境保全事業の強化のために、中国はいくつかの資源節約・環境保全に関する所得税関連の政策を打ち出してきた。主な政策は以下の通り。

(1) 企業の「三廃」(廃水・廃ガス・固形廃棄物) 利用に対する免税政策。廃水・廃ガス・固形廃棄物などの廃棄物を主原料として製造を行う企業に対しては、5年間所得税が減免される。³⁸ 詳細は以下の通り。

企業が従来の設計で規定している製品以外に、その企業の製造過程で発生したものを総合利用している場合、「資源総合利用目録」に記載されている資源を主原料として製造した製品による所得は、製造経営開始日から起算し、5年間所得税を免除する。

企業がその企業以外の大量のボタ・高炉スラグ・微粉炭を主原料として、建材製品を製造して稼得した所得は、製造経営開始日から起算し、5年間所得税を免除する。

他企業の廃棄物で、「資源総合利用目録」に記載されている資源を処理・利用するために新設された企業は、主管税務機関の承認を経た後に、1年間所得税を減税または免税することができる。

(2) オゾン層破壊物質を発生させる生産ラインを淘汰する企業が獲得した「京都議定書」の多国間基金の寄付金に対する免税政策。「京都議定書」によるオゾン層破壊物質淘汰の義務と要求を順次履行し、中国の環境保全事業を促進するために、国家環境保護総局によってオゾン層破壊物質を発生させる生産ラインを淘汰する必要があると確定された企業が獲得した「京都議定書」の多国間基金による寄付金は、国家税務総局の承認を経て、指定用途のある基金と見なされたものについては、企業所得税を免除する。³⁹

(3) 国が当面発展を奨励する環境保全産業設備(製品)を専門に製造する場合の免税政策。「国が当面発展を奨励する環境保全産業設備(製品)目録」⁴⁰に記載されている設備(製品)を専門に

³⁷ 財税[2006]33号。

³⁸ 財税[1994]1号。

³⁹ 国税函[2000]228号。

⁴⁰ 「国が当面発展を奨励する環境保全型産業設備(製品)目録」は、現在2回公布されており、初回は国家経済貿易資源

製造する企業(分工場・工場)で、独立採算ができることを前提に、その年度純収入が 30 万円(30 万円を含む)以下のものに対しては、企業所得税の徴収を一時的に免除し、30 万円を超えた部分は、法律に基づき企業所得税を納入する。⁴¹

(4)国が発展を奨励する環境保全型産業設備に対しては投資納税控除と加速減価償却措置を実施する。企業の技術改造プロジェクトで「国が当面発展を奨励する環境保全型産業設備(製品)目録」(初回)に記載されている国産設備を使う場合は、財政部と国家税務総局の「“技術改造国産設備投資の企業所得税納税控除暫定施行規則”の印刷配布に関する通知」(財税字[1999]290号)の規定により、企業所得税の投資納税控除の優遇措置を受け、かつ加速償却法が採用できるとされている。⁴²

(5)公益的贈与控除。従来の規定では納税者の中華環境保護基金会への寄付に対し、公益救済的贈与の範疇に入れることができ、企業所得税納税者の贈与額で所得税の課税対象となる所得の 3%以下の部分と、個人所得税納税者の贈与額で所得税の課税対象となる所得の 30%以下の部分は、納税前の控除が認められていたが、⁴³ 2004 年 1 月 1 日からは、企業・事業体・社会団体・個人の中華環境保護基金会を通じて公益救済に使用される寄付金については、企業所得税と個人所得税の納税前の全額控除が認められるようになっている。⁴⁴

(6)汚水・ゴミ処理に従事する外国投資企業は生産的外国投資企業と認定し「2 年間免税、3 年間で半額減税」の優遇策の対象とする。⁴⁵

(7)外国企業が科学研究、エネルギー開発、交通事業の発展、農業・林業・牧畜業・漁業の生産、重要技術開発のために専用技術を提供することで取得したライセンスフィーは、10%の税率で所得税を徴収するが、中でも進んだ技術または特惠条件があるものについては、所得税の免除を実施することができる。⁴⁶ そのうち環境保全と関係し、優遇措置を受けることのできる技術は次の通り。⁴⁷

土壌、草地の改良、荒れ山の開発、及び天然資源を十分に活用した技術。

動植物の新品種の育成と高効果低害農薬の生産技術。

農業・林業・牧畜業・漁業における学的生産管理、生態バランスの保持、自然災害への抵抗力の増強のための技術。

[2000]159号、2回目は国家経済貿易資源[2002]23号を参照。3回目は発展改革委員会と国家税務総局が現在制定中。

⁴¹ 元国家経済貿易委員会、国家税務総局による「“国が当面発展を奨励する環境保全型産業設備(製品)目録”(第1集)の公布に関する通知」、国家経済貿易資源[2000]159号。

⁴² 上記の注と同じ。

⁴³ 国税函[2003]762号。

⁴⁴ 財税[2004]172号「財政部、国家税務総局の宋慶齡基金会など6団体への贈与と所得税政策問題に関する通知」。

⁴⁵ 国税函[2003]388号。

⁴⁶ 「外国投資企業と外国企業所得税法」第19条。

⁴⁷ 「外国投資企業と外国企業所得税法実施細則」第66条。

エネルギーの節約と環境汚染対策のための専有技術。

石炭の液化、ガス化及び総合利用技術。

また、省級人民政府、国務院の部・委員会と中国人民解放軍の「軍級」以上の部門、及び海外組織と国際組織によって授与された環境保全面の賞金については、個人所得税の徴収を免除する。⁴⁸

3.2.6 奨励類産業目録の条件に合致する優遇

中国は各種の産業の発展を誘導するための産業目録を制定してきているが、その主なものとしては「中国ハイテク製品目録」⁴⁹、「産業構造調整指導目録」⁵⁰、「外国企業投資産業指導目録」⁵¹、「中西部地区優勢産業外資投資目録」⁵²などが挙げられる。

上記目録に記載されている国の奨励類に属するプロジェクトは、「国内投資プロジェクトで免税対象外の輸入商品目録」⁵³と「外国企業投資プロジェクトで免税対象外の輸入商品目録」⁵⁴に属するものでない限り、一般に輸入製品の関税と輸入時の増値税の免除、国産設備購入増値税の還付と投資額の40%を企業所得税から控除できるなどの優遇策が受けられる。国の奨励類産業で西部地域に設けられる国内資本企業と外国投資企業については、2001年～2010年の間、企業所得税が15%の減率で徴収される。⁵⁵ 国の奨励類産業の内・外資企業とは、内資企業は「国が当面重点的に発展を奨励する産業・製品・技術目録(2000年改正)」⁵⁶に、外資企業は「中西部地域外国企業投資優位性産業目録」に規定されている産業プロジェクトを主な取り扱い業務とし、その売上高が総売上高の70%以上を占める企業を指す。

⁴⁸ 「個人所得税法」第4条第1項。

⁴⁹ 2000年に初めて制定され、2006年に科学技術部、財政部、国家税務総局が共同で改正。国科発計字[2000]328号と[2006]370号を参照。

⁵⁰ 2005年12月21日に国務院が「産業構造調整促進暫定施行規定」(国発[2005]40号)を公布し、発展改革委員会が同時に「産業構造調整指導目録(2005年版)」を公布・実施し、旧国家計画委員会と国家経済貿易委員会が公布・実施した「国が当面重点的に発展を奨励する産業・製品・技術目録(2000年改正)」の代替とした。

⁵¹ 2002年の国務院令第346号「外国企業投資指導方向規定」に基づき、「外国企業投資産業指導目録」と「中西部地域外国企業投資優勢産業目録」が旧国家計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部と国務院関係部門と共同で制定され、国務院の承認を経て公布されたが、これは外国企業投資プロジェクトと外国投資企業の審査指導する際の根拠とされた。外国企業投資プロジェクトは奨励・許可・制限・禁止の4類に分けられ、奨励類・制限類・禁止類の外国企業投資プロジェクトは「外国企業投資産業指導目録」に記載されている。中西部地域でその優位性を発揮できる許可類と制限類の外国企業投資プロジェクトについては、適宜、条件を緩和できる。中でも「中西部地域外国企業投資優位性産業目録」に記載されているものは、奨励類外国企業投資プロジェクトの優遇政策を受けることができる。「外国企業投資産業指導目録」の現行版は2004年に発展改革委員会と商務部により改定され、2005年1月1日から実施されているものである。「産業構造調整指導目録(2005年版)」の実施後も、「産業構造調整暫定規定」に基づき、外国企業の投資は「外国企業投資産業指導目録」により実施されているが、「産業構造調整指導目録」は「外国企業投資産業指導目録」改定の主な依拠の一つであり、「産業構造調整指導目録」の淘汰類は外国投資企業に適用されている。

⁵² 現行版は2004年に発展改革委員会と商務部による共同改訂版で、2004年9月1日より実施。

⁵³ 現行版は発展改革委員会による2006年改訂版で、2007年3月1日より実施されている。前バージョンは2000年に改定、2002年に調整。

⁵⁴ 元対外貿易経済合作部により1997年12月29日に公布され、1998年1月1日より実施。

⁵⁵ 財税[2001]202号。

⁵⁶ 現在はすでに「産業構造調整指導目録」で代替。注53を参照。

また、「当面の商工業分野における固定資産投資の重点」⁵⁷に記載されている技術改造プロジェクトの必要な国産設備投資額の40%は、企業の技術改造プロジェクトにおいて設備購入する年の新規に増えた企業所得税と相殺することができる⁵⁸。「中国ハイテク商品輸出目録」⁵⁹に記載されている製品の輸出は課税率に基づき税金を還付することができる。

説明が必要なこととしては、各種の産業指導目録はいずれも産業構造を最適化し、経済発展を促進することを根本的な目的としているものであるが、目録で奨励している産業であれ、制限している産業であれ、それらを規定する際には、省エネ・環境保全が重要な基準になっていることがある。「産業構造調整指導目録」を例にとると、奨励・制限・淘汰の3種類の目録で構成されているが⁶⁰、奨励類は主に経済と社会の発展を大きく促進し、資源の節約・環境保全・産業構造の最適化とグレードアップに役立ち、政策・措置を講じることによって奨励・支援する必要のあるコア技術、設備及び製品である。国務院の「産業構造調整暫定規定」第14条の規定によれば、奨励類産業指導目録を策定する際の原則の一つは次の通りである。即ち、「持続可能な発展戦略の条件に合致し、安全生産に役立ち、資源の節約と総合利用に役立ち、新エネルギーと再生可能エネルギーの開発利用、エネルギー効率向上に役立ち、生態環境の保護と改善に役立つ。」

以上のようなことから、奨励類産業目録を優遇税制の根拠とすることは、間違いなく省エネ・環境保全の目標達成に役立つことになる。

3.2.7 環境事業の発展を支援する税制措置

- (1) 汚水処理に対する優遇措置。2001年7月1日より、各級政府機関及び主管部門が水道浄水場（水道会社）に委託し、水道料金とともに徴収している汚水処理料については、増徴税の徴収を免除する⁶¹。
- (2) 国の財政部門が事業経費を拠出している環境部門の自家用の家屋と土地は、家屋不動産税と都市部土地使用税を免除する。
- (3) 改造された廃棄土地⁶²、水利施設及びその保護用地⁶³、林業部門の森林区及び関連の保護用地⁶⁴については、都市部土地使用税を免除する。

⁵⁷ 元国家経済貿易委員会が1999年に公布、国家経済貿易投資[1999]256号を参照。

⁵⁸ 財税[1999]290号。

⁵⁹ 現在はすでに2000年、2003年、2006年の3つのバージョンがあり、科学技術部、商務部（元対外経済貿易部）、財政部、国家税務総局、税関総署により合同で公布、改定。

⁶⁰ 奨励類、制限類、淘汰類に属さず、かつ国の関係法律・法規と政策規定に合致するものは、許可類とする。許可類は「産業構造調整指導目録」に組み入れられない。

⁶¹ 財税[2001]97号。

⁶² 1988年国務院令第17号が公布し、2006年国務院令第483号が改正した「都市部土地使用税暫定施行条例」第6条。

⁶³ [89]国税地字第014号。

⁶⁴ 国税函発[1991]1404号。

(4)省・自治区・直轄市の人民政府は地元の实情に基づき、都市・農村の公共交通車両と船舶に対し車船税の期限付きで減税・免税することができる。⁶⁵

(5)2004年1月1日より2010年12月31日までの間、国有森林区の天然林資源保護工事を実施する企業と事業体が天然林保護工事に用いる家屋と土地は、それぞれ家屋不動産税と都市部土地使用税を免除する。

(6)国が実施する天然林資源保護工事により木材伐採・加工企業の家屋と土地を1年以上使われない状況が発生した場合は、家屋不動産税と都市部土地使用税の徴収を一時的に免除する。

66

(7)病虫害防除、植物保護及び関連技術の訓練による収入に対する営業税の免除⁶⁷は、環境保全に一定の効果があると言える。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

⁶⁵ 「中華人民共和国車船税暫定施行条例」第4条。

⁶⁶ 「財政部・国家政務総局の天然林保護工事实施企業と事業体の関連税制政策に関する通知」財税[2004]37号。

⁶⁷ 「中華人民共和国営業税暫定施行条例実施細則」第27条第5項。

4. 中国のエネルギー・環境税制に関する評価と改善提案

新世紀初頭、中国政府は「21世紀初頭に持続可能な発展を遂げるための行動綱要」を制定し、持続可能な発展戦略を実施するための基本理念を明らかにした。また、中国共産党第16期第3回中央委員会全体会議では「人本主義を堅持し、全面的かつ調和のとれた、持続可能な発展観を樹立し、経済社会と人間との全面的な発展を促進する」ことを明確に打ち出し、「都市と農村の発展、地域の発展、経済社会の発展、人間と自然の調和のとれた発展、国内発展と対外開放を統一的に計画するという要求に基づき、改革と発展を推進していくことを強調した。中国共産党第16期第5回中央委員会全体会議では、資源の節約を基本国策とすることが表明され、「国民経済と社会発展第11次5ヵ年計画綱要」では、「第11次5ヵ年計画」期のGDP原単位を約20%削減するという拘束的目標を打ち出している。国務院も2005年12月3日と2006年8月6日に相次いで「科学的発展観を徹底し環境保全を強化することに関する決定」⁶⁸と「省エネ事業を強化することに関する決定」⁶⁹を公表しており、中国政府が環境保全と省エネ問題を一層重要視するようになってきたことが見て取れる。税制は政府の重要なコントロール手段であるが、それをどのように運用して環境保全と省エネ事業を促進していくかが極めて現実的な問題になっている。

4.1 中国のエネルギー・環境税制に関する評価

税制政策を正しく認識し、それを正しく位置付けることが税制本来の効果を発揮するための前提である。汚染物質排出課徴金の税制上の性格及び環境にとっての特別な意義に基づき、まず汚染物質排出制度に対して分析評価を行った上で、現行のエネルギー・環境税制のメリットとデメリットを述べることにする。

4.1.1 汚染物質排出課徴金制度の意義と不足点

汚染物質排出課徴金制度は中国の環境管理における基本制度の一つであり、環境保全を強化し、汚染対策を促進する上での重要な経済政策の一つになっている。汚染物質排出課徴金制度を20数年実施してきたが、企業・国家機関が汚染対策を強化し、資源の節約と総合的利用に努め、環境汚染が深刻化するのを抑制し、環境面の監督管理能力を向上させるなどの面において重要な役割を果たしてきた。汚染物質排出課徴金制度の実施により「汚染物質を排出すれば、その代償として課徴金を払わなければならない」という観念を浸透させ、人々の環境意識を高めること

⁶⁸ 国務院発表(国発)[2005]39号。

⁶⁹ 国務院発表(国発)[2006]28号。

になった。また、汚染物質排出課徴金は税ではないが、実質的には環境税としての性質があるため、汚染物質排出課徴金の徴収によって排出者の排出コストを引き上げる結果となり、それは汚染の抑制に資すると同時に、徴収資金を環境予算の専用科目にすることで環境保全への資金投入を奨励することができる。汚染物質排出課徴金の年間徴収額は 2005 年にわずか 123.2 億元であったものが、管理の強化と徴収範囲の拡大に伴い、排出課徴金収入も確実に増えてきており(表 4-1 を参照)、環境保全専用資金の調達に大きく寄与するまでになっている。

表 4-1 汚染物質排出課徴金徴収状況(1995-2005 年)

年度	納付者 (万)	徴収額 (億元)	年度	納付者 (万)	徴収額 (億元)
1995 年	36.8	37.1	2001 年	76.95	62.2
1996 年	49.6	40.96	2002 年	91.8	67.4
1997 年	56.35	45.43	2003 年	103.0	73.1
1998 年	65.3	49.0	2004 年	73.3	94.2
1999 年	72.24	55.45	2005 年	74.6	123.2
2000 年	73.73	57.96			

出所：1995-2005 年の各年『全国環境統計公報』

徴収の実態を見てみよう。徴収範囲が徐々に拡大され、今では汚水・廃ガス・固形廃棄物・騒音の四大領域に及んでいる。但し、新しい汚染物質排出制度はまだ実施して間もないので、徴収基準が合理的かつ適切かどうか、またその効果やメリットとデメリットについても調査と観察する必要がある。以下、当面、改善が必要な点をいくつか挙げてみることにする。自動車の排ガスが都市部の大気汚染を引き起こす重要な要素になっているが、廃ガス排出課徴金の徴収対象にはまだ組み入れられていない。固形廃棄物の排出課徴金徴収は依然として廃棄物に限られており、使い捨て製品や電子ゴミが考えられていない。「課徴金を税金に移行する」必要があるかどうかについて議論が分かれている。筆者は、それを課徴金と呼ぶか、税金と呼ぶかは決して重要ではなく、管理上どこが徴収し管理することかも重要なことではないと考える。むしろ肝心なことは管理コストと効果はどうかということである。汚染物質排出課徴金の徴収は高い技術性が必要で、「課徴金を税金に移行し」、税務当局がそれを所管するようになって、環境当局の協力が不可欠になる。したがって、管理面でいかに税務当局の税金徴収力と環境当局の技術力を発揮させ、調整していくのが大きな課題である。

4.1.2 現行のエネルギー・環境税制の役割と問題点

汚染物質排出課徴金を含む現行の省エネ・環境保全関連のいくつかの税金・課徴金及び一連

の省エネ・環境保全を奨励するための税制措置は、理論的にも実践の効果から見ても、積極的な役割を果たしていると言える。まず汚染物質排出課徴金、鉱物資源補償料、資源税など税金・課徴金の徴収についての理論的なことを見てもいい。環境・省エネ事業のための専用資金の調達に寄与している。特に汚染物質排出課徴金や鉱物資源補償料が環境対策と資源保護のための専用資金として使われ、用途が明確である。これらの税金・課徴金の徴収はエネルギー、資源の採掘と使用、環境汚染行為と直接的な関係があり、それが直接エネルギーの開発・使用コストと汚染コストを引き上げることになり、環境の外部コストを内部でまかなえるようになっている。また、省エネ・環境保全面の税金奨励措置は省エネ・環境保全プロジェクトの予期収益の向上に有利で、収益の内外循環が実現できるほか、明らかな牽引効果と模範効果があり、資源節約型社会と環境友好型社会の構築に有利である。

次に実践の効果について見てみよう。政府の長年の重視と努力に加え、税制政策面からの積極的な誘導と協力もあり、近年、中国の環境事業と省エネ事業は大きな成果を挙げている。全国の環境汚染対策投資が急速な伸びを見せ、GDPに占める割合は1998年の0.85%から2005年には1.3%(表4-2を参照)に上昇している。それを受けて全国の環境状況も1999年から好転し、深刻化の傾向をある程度抑制することができている。2000年からは経済の持続的な高度成長を確保すると同時に、全国の環境品質も安定的に推移している⁷⁰。省エネ効果も顕著で、万元GDP当たりのエネルギー消費(1990年価格ベース)は1990年の5.32トン標準炭から1995年は3.97トン標準炭、2000年は2.77⁷¹トン標準炭、2002年は2.68トン標準炭⁷²、さらに2006年は1.21⁷³トン標準炭に順次削減することができた。

表 4-2 全国環境対策投資の推移(1998-2005) 単位:億元

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
汚染対策投資	721.8	823.2	1060.7	1106.6	1363.4	1627.23	1908.6	2388.0
年間伸び率(%)	-	14.0	28.8	4.3	23.2	19.4	17.3	25.1
対GDP比(%)	0.85	0.92	1.07	1.0	1.13	1.20	1.19	1.30
GDP	84402	89677	99215	109655	120333	135823	159878	183868

出所:対GDP比は国家統計局が2006年に公表したGDP修正データに基づいて計算、その他のデータは国家環境保護総局各年度の『中国環境状況公報』を参照。

一方、第一章で述べたとおり、中国は自然資源が乏しく、生態環境が脆弱で、環境キャパシティも不足しており、汚染問題がなお深刻な状況にあり、環境と発展の矛盾が先鋭化している。資源の利用と省エネ効果を見ると、かなりの効果を挙げてはいるが、世界の先進諸国と比べるとまだ大きな格差があり、省エネポテンシャルは非常に大きい。中国共産党第16期第5回中央委員会全体

⁷⁰ 国家環境保護総局が公表した1998 - 2005年各年の『中国環境状況公報』を参照。

⁷¹ 「エネルギーの節約と資源の総合的利用に関する“第10次5ヵ年”計画」を参照。

⁷² 発展改革委員会2004年『省エネ中長期特別計画』を参照。

⁷³ 国家統計局『2006年国民経済と社会発展に関する統計公報』を参照。

会議で資源の節約を基本国策とすることが明確に打ち出され、「国民経済と社会発展第 11 次 5 年計画綱要」では「第 11 次 5 年計画」期の GDP 原単位を約 20% 削減するという拘束的目標を打ち出している。2006 年は「第 11 次 5 年計画」期の 1 年目であり、エネルギー消費は前年度比で 1.23%⁷⁴下がったが、年間 4% の下げ幅目標にはほど遠く、省エネの前途は極めて厳しいと言える。

なお、税制政策についても確かに不足点があるが、主に次の 6 点に集約できる。

- (1) 現行の環境関連課徴金徴収項目は多数あるが、真の意味での環境税目が不足しているため、政策のルール性が弱く、その効果もあまりあがっていない。税金か課徴金かの選択については、国際的には多くの国で税制政策によって調整を行っているが、中国は主に課徴金徴収の手段に頼っている。前述のように、現在、環境関連の税金・課徴金の項目が多数存在するが、真の意味での環境税はまだ確立されていない。これは現段階の経済社会の発展レベルと環境保全のための要求が合っていないということであり、政府が経済的手段によって生態問題と環境問題を調整する際に、方法が単一であったり、実施が不十分であったりといった問題が生じている。また、現行の課徴金徴収制度にも一連の問題があり、主に次の 4 点にまとめることができる。

徴収範囲が限定的で徴収基準も低いために、環境の外部コストを内部でまかなうという目的が中々実現されないでいる。現行の課徴金徴収項目の中には、生態環境補償料などのように、全国範囲で徴収すべきものであるにもかかわらず、実際にはそうしていない項目がある。また、多くの徴収項目の徴収基準が低く抑えられているという問題もある。関連資料の統計によれば、中国の現在の汚染物質排出課徴金による収入は汚染対策コストのわずか 25%⁷⁵で、中国の生活污水处理コストは一般的に 0.5 0.7 元/トン⁷⁶だが、汚水排出課徴金はわずか 0.1 0.5 元/トンを徴収しているだけである。水資源料の徴収基準も低く、一般的に 0.01 元/トン 0.05 元/トンとされている。このような状況について、一部の学者は「2,000 トンの河川水の値段が 2 本のミネラル・ウォーターのそれにも及ばない」⁷⁷と揶揄しているほどだ。このような低水準の課徴金徴収は環境政策における「汚染するものが課徴金を払う」という原則に悖るものであり、環境汚染を効果的に抑制できないどころか、政府も十分な環境対策資金を調達できなくなり、汚染・破壊された環境・資源に対する早期対策と改善にも影響が出ることになる。

徴収が甘く、法執行に恣意性が見られるため、課徴金を効果的に徴収することができず、環境目標の実現が難しくなっている。現在、多くの徴収項目の具体的な徴収方法と基準はすべて地方政府が独自で定めていることから、ビジネス誘致または他の目的のために環境問題が二の次になり、環境関連課徴金の徴収基準を引き下げたり勝手に減免したりする現

⁷⁴ 国家統計局「2006 年国民経済と社会発展に関する統計公報」を参照。

⁷⁵ 中国民主同盟中央委員会、「環境税制の整備により経済の持続可能な発展を促進することに関する提案」、政治協商委員会 10 期第 1 回会議の提案第 0071 号、2003 年。

⁷⁶ 毛応淮、「汚染物質排出課徴金概論」、中国環境科学出版社、2004 年版、第 302 ページ。

⁷⁷ 楊亞非、「流域水資源料の徴収が飛躍的に進展」、『人民長江報』、2005 年 2 月 18 日。

象が蔓延している。こういう状況では、環境関連課徴金の徴収政策は環境保全を促進できないどころか、かえってビジネス誘致または地域間競争を展開する際の切札に悪用されることになる。

徴収した課徴金の使途管理がルール化されておらず、全額が生態保護・環境保護に投じられているかどうか不明である。現行の環境課徴金の徴収は地方政府ないし徴収機関自身が独自に管理しているため、資金の用途が極めて恣意的に処理されている。徴収資金によっては徴収機関自身の建設または他の目的に流用され、環境事業に使用されていないケースがまま見られる。こうして課徴金の徴収のみが行われ、環境対策が伴わないという状況が生じ、政策本来の制定目標から大きく乖離する結果となっている。

環境課徴金の徴収管理は自地域内だけで行われているので、地域を跨った環境事業のニーズには応えにくい。河川・湖の汚染対策、森林資源の保護など多くの場合、環境問題は単一地域だけの責任ではなく、地域間の調整と協力が必要になる。現行の地域主体の環境税制では、徴収された資金がすべて地方政府の所有となり、客観的に見て、地域間の環境保全事業の資金調達には不利であり、中央政府の環境保全・環境対策に対する調整力にもある程度の影響を与えている。

- (2) 不合理な資源税税制のために、その資源の合理的な開発と持続可能な利用を促進するという機能が十分に発揮できていない。それは主に次の3点に現れている。資源税の税額が低く設定されおり、資源の環境価値を十分に反映したものになっていない。特に、資源製品の価格が上昇した場合、低めに設定されている資源税は、資源採掘者の過度の採掘をかえって助長することになり、採掘者は価格上昇による差益で儲けようとする。徴税範囲が狭く、資源保護の要求とはほど遠い状況にある。現在、資源税の課税対象は鉱物製品と塩に限られており、鉱物資源以外の資源、例えば水資源や森林資源などはまだ課税対象になっていない。これでは資源税の調整機能が十分働かなくなる。資源税と資源補償料が並存しているために、政府の資源物品に対する調節方法の規範化が難しい。現在、中国は課税対象資源物品について資源税を徴収すると同時に、様々な形式の資源補償料も徴収しているが、こうした税金・課徴金の並存により資源税の徴収に影響が出ているのみならず、政府の歳出配分にも混乱を招き、政府の資源に対する調整ができにくくなっている。
- (3) 既存の税制政策のほとんどが経済目標を中心に制定されており、経済成長と環境保全が互いに衝突するような優遇措置が数多くある。例えば農薬・化学肥料・プラスチック・石炭などの汚染排出型産業と製品に対し農業やエネルギーを発展させることを目的に多くの優遇政策を実施してきた。また、エネルギープロジェクトに対しても税制上の優遇措置を汚染型エネルギーかクリーンエネルギーかの区別を行うことなく適用してきた。一般税制優遇政策における環境保全目標の意識が希薄であったために、汚染型産業の中国国内または内陸部への移転を招いている。例えば、外資企業に対する一般的な優遇措置によって汚染型プロジェクトが国外から国内に移転してきている。また対西部地域投資に対する一律の優遇措置によって汚染物質排出企業が

沿海部から内陸部に移転している。このほか、税制面の優遇政策を制定・実施する際に重要な根拠としている発展奨励産業目録の合理性も注目されている。というのは、環境要素も産業目録を作成する上での重要な根拠になっているが、それは多数ある根拠のうちの一つにすぎないために、例えば自動車産業などではその経済的要素が優先的に考慮されている可能性があるからだ。

(4)環境関連の既存税制措置はそれぞれバラバラに策定されているために、ルール化されておらず、系統的でなく、安定性に欠くという問題がある。こうした政策分析からも分かるように、優遇措置が乱雑で、優遇原則が明確でなく、政策実施に当たっては「事が起こってはじめて対策をとる」という感じを人々に与えている。例えばボタ・石炭スラッジ・オイルシェールを使用して生産した電力に対しては、増値税の半減策を実施しているが、都市の家庭ゴミを使用して生産した電力に対しては「先行徴収・後還付」の政策を実施している。同じように廃棄物を利用した発電を奨励しているにもかかわらず、適用する政策に大きな差が見られる。また、風力発電に対する増値税の徴収も半減優遇措置があるが、同じクリーンエネルギーとしての水力発電・原子力発電・ソーラー発電・メタンガス発電などにも奨励策を実施すべきかどうかといった問題も残っている。優遇措置の規範化が欠けていることを裏づける事例は他にもいくつかある。即ち、優遇政策の法律等級が低く、多くの部門がそれを部門規則の形で制定・公布しており、税法または条例の中で明確に規定しているわけではない。また、長期的な奨励策は臨時措置の形で制定した後に、それを延期するとう手法をとっている場合が多い。例えば木材伐採・加工企業が森林の「伐採剰余物・造材剰余物・加工剰余物」と「二等品材・小径材・薪材」を原料として製品を生産・加工する場合、増値税の徴収については「先行徴収・後還付措置」を実施しているが、当初の実施期間は1995年から1997年までとされていたが、延期に延期を重ね、2000年、2005年末、今では2008年の年末まで延期されることが決まっている⁷⁸。資源の総合利用を奨励する政策から見て、この適用期間はさらに延期されるものと思われる。また、中古品回収企業に対しては、これまでは増値税の70%還付制度を実施していたが、この優遇策も延期に継ぐ延期⁷⁹の結果、2001年よりようやく増値税免除に政策変更されている⁸⁰。このように臨時的な優遇措置が何度も延期されることは、政策の牽引力に支障をきたすほか、政策の安定性も問われ、企業が長期的投資を決定する上でも不利である。なお、複数の産業目録の並存とクロッシングという問題も政策に規範性が欠けていることの表われである。

(5)現行の環境税制度は科学性に欠ける。それは主に次の4点に集約できる。

増値税の優遇が多い上に優遇形式も千差万別である。免除・減額・「先行徴収・後還付」などの様々な形が存在する。周知のとおり、増値税は中立的税制をその特徴としており、理論的に見ても、税制の調整手段としては不適切である。特に増値税にはチェーン特性があ

⁷⁸ 財税字[1995]003号、財税字[1996]021号、財税字[1998]033号、財税[2001]72号及び財税[2006]102号を参照。

⁷⁹ 財税字[1995]024号、財税字[1996]021号、財税字[1999]001号を参照。

⁸⁰ 財税[2001]78号を参照。

るため直接的減免はあまり優遇の意味をなさない。なぜなら、ある段階における徴収免除は次の段階に課徴金として控除できなくなることを意味し、これはまた人為的に増徴のチェーンの連続性を破壊することにもなるからである。異なる優遇措置が並存することは、税制の複雑化と管理を難しくすることにつながるのみならず、例えば電力の税制措置がそうであるように、奨励面で新たな不公平も引き起こしかねない。

所得税政策の調整力が不十分である。所得税政策はもともと強い調整力を持っているはずだが、現行の企業所得税は優遇範囲が限定的で、優遇レベルも低いといった欠点がある。具体的には以下のとおり。(a)投資分野の所得税として相殺・免除が認められているのは、内資企業の技術改造プロジェクトに限られている。(b)定期的に減免が認められているのは「三廃」(廃水・廃ガス・固形廃棄物)を利用して生産した製品に限られており、その他の企業廃棄物で「資源総合利用目録」にある資源を利用するために新設した企業に対しては、所得税の減免期間はわずか1年のみとされている⁸¹。(c)環境設備に対する優遇策として減価償却の加速化という措置がとられているが、それはあまりにも大雑把すぎる。目録にある環境設備を生産している企業に対しては、所得税の免除は年間所得が30万元以内の企業に限られている。

奨励対象産業に対する優遇が合理的でない。奨励対象産業目録の条件に見合う投資プロジェクトについては、西部投資プロジェクトで2001年-2010年のみ15%の企業所得税率が適用される。その他の優遇策には主に輸入時の増徴税・関税の免除、国産設備を購入する際の増徴税還付、投資額の40%についての企業所得税の免除があるが、所得税の直接的優遇措置はあまり見られない。また、投資における増徴税優遇策は、実際には、これまでの生産型増徴税を固定資産投資の仕入勘定科目から控除してはならないという規定を是正しているにすぎない。

税制の優遇対象はプロジェクトと設備に偏っており、省エネ型・環境にやさしい消費財に対する優遇が不十分である。

- (6)消費税と自動車税の環境保全と省エネ面における調整力が十分に発揮されていない。現行消費税のうち、環境・エネルギー関連の税目は主に燃料、自動車とタイヤに限られており、徴収範囲も狭く、電池・プラスチック包装物など使い捨て製品及び増え続けている環境を汚染する電子製品に対してはまったく徴収していない。また、現行税目のうち、汚染型エネルギーに石炭と火力発電が含まれておらず、運搬機器には船と飛行機が含まれていない。現行税率は汚染やエネルギー消費の度合いに基づいて定められているわけではない。確かに自動車税は排気量の大きさにより税率が異なり、特に2006年に消費税率が調整されてからは、低汚染・低エネルギー消費で排気量の小さい乗用車の使用を奨励するようになり、二輪車の税率も3%の低税率になっている。しかし、一方では普通二輪車に適用されている10%という税率は中型・小型商

⁸¹ 条件に合致した新設サービス企業は2年間の免税または1年間の免税・2年間の半免を享受できる。

用バス(税率5%)と排気量2.5ℓ以内の乗用車(税率は3%、5%または9%⁸²)のそれを上回っており、合理的とは言いがたい。車両購置税、車船税及び徴収予定の燃料税のいずれも環境・省エネの要素に基づく税率の設定がなされていない。性質的には、車両購置税と燃料税は自動車と燃料に対する実質的な消費税であり、汚染の度合いを基に徴税するか、または低汚染のものに対しては優遇策を講じるべきである。低汚染基準を満たす乗用車に対しては消費税を30%削減するという規定があるが、汚染物質排出基準の調整予定がはっきりしないために、低汚染乗用車の生産を促進するという同規定本来の機能が弱められてしまった。これについては、EUの優遇期間を明確化するやり方が参考に値する。例えばベルギーでは、ユーロを満たしている車は、2003年末までは減税されるが、それ以後は優遇措置を受けられなくなる(ユーロ基準は2005年より正式に実施)。中国は2000年の時点でユーロを満たしていた車に対して減税を実施すると規定していたが、2004年には優遇基準がユーロに引き上げられた。しかし、二つの優遇策ともその優遇期間が明確にされていなかったために、企業に前倒しでより厳しい基準を採用するインセンティブが働かなかった。北京では、2006年よりユーロ相当の基準を強制的に実施することが決定されたが、産業の視点から見た場合、ユーロに基づく税制奨励策はもはや時代遅れの感がある。また、クリーンエネルギーを使用する自動車に対する奨励が不十分である。

4.2 中国のエネルギー・環境税制の整備に関する提案

これまでの分析からも分かるように、中国の現行税制政策では資源を節約し、環境を保全し、汚染を制限するという方向性はすでに定着しており、それはまた政府の課徴金徴収制度などその他の関連措置とも関連し合っ、汚染対策、エネルギーの節約、資源の合理的利用、環境保全の強化、持続的発展の促進などにおいて積極的な役割を果たしてきた。しかしながら、中国には真の意味での環境税制がまだ構築されておらず、現行の環境・エネルギーに係わる税制措置には改善の必要な部分がまだ残っていることにも注目すべきである。

4.2.1 税金・課徴金の関係を調整し、タイミングを見て環境税を導入

近年、環境税の導入に関する提言が数多く出されている。資源税を整備するという視点以外に、以下の3つの選択肢がある。汚染物質排出課徴金を税金項目に改め、汚染税を導入する。一般的な経営行為に対して総合環境税を徴収し、環境事業のための専用資金とする。環境汚染製品(電池やポリ袋のような使い捨て包装物、電子製品と2006年の新規徴収対象にされた割り箸などが提案されている)に対し消費税を徴収する。これらの提言については、中国のエネルギー消費の急速な伸びと厳しい環境情勢から環境税導入が必要であると思う一方、中国の国情に配慮

⁸² 財税[2006]33号。

し、特に新しい汚染物質排出課徴金徴収条例が実施されて間もないという事情を考え、政策の安定性を維持するためにも、課徴金徴収から税徴収に即刻改めることは現実的ではないとも考える。

総合環境税を導入するかどうかは税制改革と合わせて考えなければならない問題である。新しい単独の税目として設けた場合は強い反発が予想され、企業も必ずしもそれに耐えられるとは限らない。以上のようなことから、最も確実かつ実行可能な取組みは消費税税目を調整することである。即ち、消費税税目の調整をさらに検討し、環境汚染製品の一部を選んで消費税課徴対象に組み入れると同時に、低汚染製品に対してはこの消費税の減免を実施する。但し、環境汚染製品に対して消費税を適用する際は、徴収管理面の実行可能性と社会一般の許容力を考慮に入れなければならない、具体的な調査研究を行う必要がある。

長い目で見れば、汚染物質排出課徴金の汚染税への移行を積極的に推進していくと同時に、その徴収範囲を拡大し、徴収基準を徐々に引き上げていくことは実行可能である。実際には、中国現行の汚染物質排出課徴金の本質はいわゆる汚染税であり、内容も比較的整備されており、その呼び名を「課徴金」にするのか「税」にするかはさほど重要なことではない。にもかかわらず、なぜ人々は「課徴金徴収を税徴収に改める」ことを主張し、原則的に税務当局による徴収と管理を望んでいるのだろうか。その理由を以下にまとめてみた。税務系統の徴収管理能力を活用することで徴収管理コストを削減できる。徴収管理法の管轄範囲に組み入れることで法執行がしやすくなる。

環境税システムを健全化することで環境分野における中国の国際イメージの向上が可能になり、また環境課徴金を環境税に改めること自体が大きな社会的出来事であることから環境保全運動の促進が期待できる。もちろん、汚染税の徴税は技術的要求が厳しいので、環境部門の積極的な協力が欠かせない。要するに、いかに税務当局の徴収・管理上の強みと環境当局の技術的強みを同時に発揮させるかが重要な課題であり、環境課徴金の環境税への移行のためのベースになる。

資源税の整備については、比較的多い意見は調整された税額に基づいて税率(額)をさらに引き上げるというものだが、税負担を資源の価格に連動させることができることから従価徴収⁸³に変更すべきだという意見もある。また、鉱物資源補償料を資源税に統合させ、資源税の徴収範囲を徐々に拡大していくべきだとする意見も出されている。

4.2.2 持続可能な発展理念を確立し、省エネ・環境保全を奨励するための措置を全面的に講じる

税制措置は省エネ型/環境保全型技術の導入と研究開発及び応用を奨励することをベースにすべきである。技術の立ち遅れが中国の高エネルギー消費、低い資源使用効率、深刻な環境汚染をもたらす主な原因の一つになっているが、汚染の浄化、廃棄物の回収、エネルギー消費の低減、代替エネルギーの開発及び環境事業の発展はどれも環境・省エネ技術の進歩にかかっている。したがって、税制措置は省エネ技術・環境技術の進歩の促進に立脚するものでなければならない、省エネ基準・環境技術基準の制定、省エネ・ハイテク技術・環境保全技術の研究・開

⁸³ 中国の小規模鉱物生産企業が大多数を占めており、これら企業の会計制度が健全的とは言えないため、従価徴税を実施することは徴収・管理に不利だとする意見もある。

発・譲渡・導入・使用の各段階に対し税制面の優遇を与えることを提案する。

環境保全と省エネを中国が発展を遂げていくための基本国策としている以上、省エネ・環境保全に有利かどうかということを基準に、現行の税制政策を全面的に評価し、審査を行い、整理していくことが求められる。現行税制のうち、省エネ・環境保全に不利な優遇策を徐々に削減・廃止していくとともに、様々な視点から環境保全・省エネに有利な支援措置を増やすことで、税制が全体的に環境保全と省エネの要求を反映できるようにする。

税制政策はルール化され、システムティックかつ多様化されたものでなければならない。ルール化とは優遇原則、優遇期間、優遇の根拠のいずれに対してもそれらになるべく明確にすることである。現行の省エネ・環境保全奨励税制措置を充実させると同時に、「エネルギー・環境税制政策実施条例」のような法規を制定して、省エネ・環境保全の優遇原則を明確にし、優遇措置を統一していくことが考えられる。優遇原則に合致した奨励措置は長期化させるが、木材伐採・加工企業の資源総合利用製品加工に対して適用されている優遇政策の期間が何度も延期されるといような事態は避けなければならない。ただ、定期的に調整し、優遇基準を引き上げる必要のある措置、例えば自動車消費税の減免措置については、優遇期間を明確化する必要がある、これは企業の長期投資の決定において重要になる。システムティックとは税制の設計と政策の調整を行う際に省エネ・環境の要素を全面的に考慮しなければならないことを指す。多様化とは税制政策の形式の多様化を指し、様々な税制優遇の形をとり、優遇措置と税金用途の特定と還付を有機的に結合させることが求められる。

各種産業目録を統合・ルール化させ、省エネ・環境保全の要素を強調し、目録作成の手続き・原則を明確化し、奨励類の産業・製品に対する優遇基準を引き上げる。

汚染型エネルギーに対する消費税の徴収範囲を拡大することの実行可能性についての研究を行う。石炭が中国の主要エネルギーであるが、主な汚染源の一つでもあるため、石炭火力発電を消費税の徴収対象に組み入れ、クリーンコールや石炭液化技術、クリーン発電に対しては優遇措置を与える必要がある。

自動車関連税制を合理的に調整し、その省エネ・環境保全機能を発揮させる。例えば、汽船・飛行機を含むすべての運搬機器に対して消費税を導入する実行可能性について研究し、税率を排気量の大きさに基づいて定めるとともに、クリーンエネルギー（ハイブリッドを含む）を使用した運搬機器に対して一定の減免措置を講じる。また、低汚染車に対して消費税の減免策を復活させ、その優遇範囲をすべての運搬機器に拡大するとともに、優遇期間を明確にすることも検討に値する。優遇期間を明確にすることはクリーンカーの生産と消費の奨励にとって有利である。また、燃費の向上と汚染物質排出規制の観点から、車両購置税も排気量の大きさによって異なる税率を適用すべきである。

省エネ・環境にやさしい製品（国が定めた省エネ・環境基準をクリアした製品）についての税制優遇措置を検討し、生活の中で省エネ・環境にやさしい製品の使用を奨励する。

主な参考資料

1. 李鉄映「発展には節約が必要で、節約してこそ発展できる：節約・省エネ問題についての若干の考察」、『求是』2007年第4期。
2. 発展改革委員会「世界と中国のエネルギーデータの比較」、発展改革委員会 HP。
3. 新華網年末特別記事「2006年、中国環境保全の“鋭利な剣先”が現われ始める」
4. 武亜軍「中国税制のクリーン化に関する若干の理論と実証問題についての研究」、『経済科学』2005年第1期。
5. 賈康・王桂娟「中国の環境税制を改善・整備するための研究」、『税務研究』2000年第9号。
6. 方国华・徐麗娜・呉文錦・談為雄「中国水資源料の徴収管理状況についての調査分析」、『水利経済』2002年第5号。
7. 楊亜非「流域水資源料の徴収が飛躍的に進展」、『人民長江報』2005年2月18日。
8. 金碚「節約と環境保全面から中国の産業構造の最適化とグレードアップを促進」、『人民日報』2007年1月8日第9面。
9. 国務院弁公室『中国の環境保護(1996 - 2005)』白書
10. 国家環境保護総局と中国共産党中央文献研究室『新段階の環境保全に関する重要文献選集』、中央文献出版社と中国環境科学出版社、2001年5月。
11. 張坤編集主幹『循環型経済理論と実践』、中央環境科学出版社、2004年版。
12. 世界銀行『清い水、青い空：21世紀の中国環境を展望』、中国財政経済出版社、1997年9月。
13. 毛応淮『汚染物質排出課徴金概論』、中国環境科学出版社、2004年版、第302ページ。
14. 国家環境保護総局、各年の『中国環境状況公報』。
15. 元国家経済貿易委員会「エネルギーの節約と資源の総合的利用に関する“第10次5ヵ年計画”」。
16. 発展改革委員会「省エネ中長期特別計画」2004年。
17. 国家統計局『2006年国民経済と社会発展に関する統計公報』。
18. 中国民主同盟中央委員会「環境税制の整備により経済の持続可能な発展を促進することに関する提案」、政治協商委員会10期第1回会議の提案第0071号、2003年。
19. 国家税務総局「中華人民共和国税収基本法規」(2007年版)、中国税務出版社 2007年1月。
20. 劉佐『中国の税制概要』(2006年版)、経済科学出版社2006年4月。
21. 国家税務総局、国家環境保護総局などの政府HP。

5. 資料：省エネルギー・環境保護関連法規及び税収政策規定

一、节能环保方面的国家法律、政策

中华人民共和国清洁生产促进法

(2002年6月29日第九届全国人民代表大会常务委员会第二十八次会议通过)

中华人民共和国主席令第72号

第四章 鼓励措施

第三十二条 国家建立清洁生产表彰奖励制度。对在清洁生产工作中做出显著成绩的单位和个人，由人民政府给予表彰和奖励。

第三十三条 对从事清洁生产研究、示范和培训，实施国家清洁生产重点技术改造项目和本法第二十九条规定的自愿削减污染物排放协议中载明的技术改造项目，列入国务院和县级以上地方人民政府同级财政安排的有关技术进步专项资金的扶持范围。

第三十四条 在依照国家规定设立的中小企业发展基金中，应当根据需要安排适当数额用于支持中小企业实施清洁生产。

第三十五条 对利用废物生产产品的和从废物中回收原料的，税务机关按照国家有关规定，减征或者免征增值税。

第三十六条 企业用于清洁生产审核和培训的费用，可以列入企业经营成本。

中华人民共和国环境保护法

(1989年12月26日第七届全国人民代表大会常务委员会第十一次会议通过)

中华人民共和国主席令第22号

第二十七条 排放污染物的企业事业单位，必须依照国务院环境保护行政主管部门的规定申报登记。

第二十八条 排放污染物超过国家或者地方规定的污染物排放标准的企业事业单位，依照国家规定缴纳超标准排污费，并负责治理。水污染防治法另有规定的，依照水污染防治法的规定执行。

征收的超标准排污费必须用于污染的防治，不得挪作他用，具体使用办法由国务院规定。

第二十九条 对造成环境严重污染的企业事业单位，限期治理。

中央或者省、自治区、直辖市人民政府直接管辖的企业事业单位的限期治理，由省、自治区、直辖市人民政府决定。市、县或者市、县以下人民政府管辖的企业事业单位限期治理，由市、县人民政府决定。被限期治理的企业事业单位必须如期完成治理任务。

第三十条 禁止引进不符合我国环境保护规定要求的技术和设备。

中国 21 世纪议程

(1994年3月25日，国务院第10次常务会议通过)

第五章 费用与资金机制

5.1 实施《中国 21 世纪议程》和优先项目计划是贯彻落实中国政府“以经济建设为中心”的方针、顺利实现“分三步走”现代化建设战略目标，并确保在“第三步走”目标实现之后国民经济能够更久远地长期、快速、健康发展下去的重大战略举措，符合中国人民千秋万代的根本利益，对全人类的共同未来也将是极大贡献，需要国内社会各阶层、国际社会各方面的广泛参与和支持。实施《中国 21 世纪议程》的根本途径是将可持续发展战略纳入国民经济和社会发展规划中，引导政府、金融、民间、海外的投资支持可持续发展活动。

5.2 中国政府的投入作为费用主体，主要是通过充分依靠各部门、地方政府各类计划、规划和资金渠道及现行管理体制，将《中国 21 世纪议程优先项目计划》逐步纳入到国民经济和社会发展规划中，实现与国内外其它各类投资相配套，形成有足够投资强度的《中国 21 世纪议程》费用体系。不断扩大各种渠道的投入，并逐步提高可持续发展活动投资所占的比例，是实现《中国 21 世纪议程》可持续发展战略目标的关键。

5.3 费用筹集机制：

(a) 制定将《中国 21 世纪议程》和优先项目计划逐步纳入到各级国民经济和社会发展规划中的行动方案，发挥现行管理体制的作用，强化可持续发展战略的指导意义，不断扩大《中国 21 世纪议程》主体费用份额；

(b)通过向金融界（银行、保险业）提供科技、产业、市场信息，推动金融界积极筹资并以信贷、保险业务形式支持可持续发展活动；

(c)制订与推行有利于可持续发展的财税制度和产业经济政策，促进企业界增强自身可持续发展能力的投入，包括：低税收优惠鼓励政策，“谁污染谁治理”强制性排污收费政策，可持续发展物质荣誉奖励政策等；

(d)开展全民参与可持续发展活动，提倡各种形式的投工、投劳、投资，并制定相应政策，保证参与者的利益，形成持久的全民行动；

(e)通过广泛宣传和市场运行管理机制，吸引国外资金（包括双边、多边、海外华人及外籍企事业家个人）投入到具有重大影响的可持续发展活动中，鼓励对在实施可持续发展战略过程中兴起并发展壮大起来的环保产业、第三产业特别是对能源、交通、通信、科技、农业等关键领域的投入，特别强调吸纳发达国家的“额外资金”。

5.4 资金管理、运营机制：

(a)国家财政拨款采取部门计划管理和信息集中处理的方式，逐步使各级各类计划在可持续发展原则下相互衔接配套，形成大矩阵宏观管理形式，并倡导有偿使用机制，以不断提高国家财政的再投入能力；

(b)充分运用经济杠杆和市场机制，根据“责任分担、利益共享”的原则，倡导股份制、合资合营方式，特别是对公益性强而经济效益较差的污染治理、废弃物再生利用、清洁生产工艺改造等活动，采取低税收、高积累政策，逐步提高这些活动的再投入能力；

(c)根据《中国 21 世纪议程》实施的需要和可能，逐步建立《中国 21 世纪议程》发展基金，包括可持续发展能力建设基金、技术转让基金和技术合作基金，充分吸纳和有效利用国内外的各种投资。

中华人民共和国节约能源法

（1997 年 11 月 1 日第八届全国人民代表大会常务委员会第二十八次会议通过）

中华人民共和国主席令第 90 号

第四章 节能技术进步

第三十二条 国家鼓励、支持开发先进节能技术，确定开发先进节能技术的重点和方向，建立和完善节能技术服务体系，培育和规范节能技术市场。

第三十三条 国家组织实施重大节能科研项目、节能示范工程，提出节能推广项目，引导企业事业单位和个人采用先进的节能工艺、技术、设备和材料。

国家制定优惠政策，对节能示范工程和节能推广项目给予支持。

第三十四条 国家鼓励引进境外先进的节能技术和设备，禁止引进境外落后的用能技术、设备和材料。

第三十五条 在国务院和省、自治区、直辖市人民政府安排的科学研究资金中应当安排节能资金，用于先进节能技术研究。

第三十六条 县级以上各级人民政府应当组织有关部门根据国家产业政策和节能技术政策，推动符合节能要求的科学、合理的专业化生产。

第三十七条 建筑物的设计和建造应当依照有关法律、行政法规的规定，采用节能型的建筑结构、材料、器具和产品，提高保温隔热性能，减少采暖、制冷、照明的能耗。

第三十八条 各级人民政府应当按照因地制宜、多能互补、综合利用、讲求效益的方针，加强农村能源建设，开发、利用沼气、太阳能、风能、水能、地热等可再生能源和新能源。

第三十九条 国家鼓励发展下列通用节能技术：

（一）推广热电联产、集中供热，提高热发电机组的利用率，发展热能梯级利用技术，热、电、冷联产技术和热、电、煤气三联供技术，提高热能综合利用率；

（二）逐步实现电动机、风机、泵类设备和系统的经济运行，发展电机调速节电和电力电子节电技术，开发、生产、推广质优、价廉的节能器材，提高电能利用效率；

（三）发展和推广适合国内煤种的流化床燃烧、无烟燃烧和气化、液化等洁净煤技术，提高煤炭利用效率；

（四）发展和推广其他在节能工作中证明技术成熟、效益显著的通用节能技术。

第四十条 各行业应当制定行业节能技术政策，发展、推广节能新技术、新工艺、新设备和新材料，限制或者淘汰能耗高的老旧技术、工艺、设备和材料。

第四十一条 国务院管理节能工作的部门应当会同国务院有关部门规定通用的和分行业的具体的节能技术指标、要求和措施，并根据经济和节能技术的发展情况适时修订，提高能源利用效率，降低能源消耗，使我国能源利用状况逐步赶上国际先进水平。

中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划纲要

（2006～2010年）

（2006年3月14日第十届全国人民代表大会第四次会议通过）

第六篇 建设资源节约型、环境友好型社会

落实节约资源和保护环境基本国策，建设低投入、高产出，低消耗、少排放，能循环、可持续的国民经济体系和资源节约型、环境友好型社会。

第二十二章 发展循环经济

坚持开发节约并重、节约优先，按照减量化、再利用、资源化的原则，在资源开采、生产消耗、废物产生、消费等环节，逐步建立全社会的资源循环利用体系。

第一节 节约能源

强化能源节约和高效利用的政策导向，加大节能力度。通过优化产业结构特别是降低高耗能产业比重，实现结构节能；通过开发推广节能技术，实现技术节能；通过加强能源生产、运输、消费各环节的制度和监管，实现管理节能。突出抓好钢铁、有色、煤炭、电力、化工、建材等行业和耗能大户的节能工作。加大汽车燃油经济性标准实施力度，加快淘汰老旧运输设备。制定替代液体燃料标准，积极发展石油替代产品。鼓励生产使用高效节能产品。

第二节 节约用水

发展农业节水，推进雨水集蓄，建设节水灌溉饲草基地，提高水的利用效率，基本实现灌溉用水总量零增长。重点推进火电、冶金等高耗水行业节水技术改造。抓好城市节水工作，强制推广使用节水设备和器具，扩大再生水利用。加强公共建筑和住宅节水设施建设。积极开展海水淡化、海水直接利用和矿井水利用。

第三节 节约土地

落实保护耕地基本国策。管住总量、严控增量、盘活存量，控制农用地转为建设用地的规模。建立健全用地定额标准，推行多层标准厂房。开展农村土地整理，调整居民点布局，控制农村居民点占地，推进废弃土地复垦。控制城市大广场建设，发展节能省地型公共建筑和住宅。到2010年实现所有城市禁用实心粘土砖。

第四节 节约材料

推行产品生态设计，推广节约材料的技术工艺，鼓励采用小型、轻型和再生材料。提高建筑物质量，延长使用寿命，提倡简约实用的建筑装修。推进木材、金属材料、水泥等的节约代用。禁止过度包装。规范并减少一次性用品生产和使用。

第五节 加强资源综合利用

抓好煤炭、黑色和有色金属共伴生矿产资源综合利用。推进粉煤灰、煤矸石、冶金和化工废渣及尾矿等工业废物利用。推进秸秆、农膜、禽畜粪便等循环利用。建立生产者责任延伸制度，推进废纸、废旧金属、废旧轮胎和废弃电子产品等回收利用。加强生活垃圾和污泥资源化利用。

推动钢铁、有色、煤炭、电力、化工、建材、制糖等行业实施循环经济改造，形成一批循环经济示范企业。在重点行业、领域、产业园区和城市开展循环经济试点。发展黄河三角洲、三峡库区等高效生态经济。

第六节 强化促进节约的政策措施

加快循环经济立法。实行单位能耗目标责任和考核制度。完善重点行业能耗和水耗准入标准、主要用能产品和建筑物能效标准、重点行业节能设计规范和取水定额标准。严格执行设计、施工、生产等技术标准和材料消耗核算制度。实行强制淘汰高耗能高耗水落后工艺、技术和设备的制度。推行强制性能效标识制度和节能产品认证制度。加强电力需求侧管理、政府节能采购、合同能源管理。实行有利于资源节约、综合利用和石油替代产品开发的财税、价格、投资政策。增强全社会的资源忧患意识和节约意识。

二、排污费征收法律、法规

排污费征收使用管理条例

(国务院 2002 年 1 月 30 日第 369 号令)

第一章 总 则

第一条 为了加强对排污费征收、使用的管理，制定本条例。

第二条 直接向环境排放污染物的单位和个人工商户（以下简称排污者），应当依照本条例的规定缴纳排污费。

排污者向城市污水集中处理设施排放污水、缴纳污水处理费用的，不再缴纳排污费。排污者建成工业固体废物贮存或者处置设施、场所并符合环境保护标准，或者其原有工业固体废物贮存或者处置设施、场所经改造符合环境保护标准的，自建成或者改造完成之日起，不再缴纳排污费。

国家积极推进城市污水和垃圾处理产业化。城市污水和垃圾集中处理的收费办法另行制定。

第三条 县级以上人民政府环境保护行政主管部门、财政部门、价格主管部门应当按照各自的职责，加强对排污费征收、使用工作的指导、管理和监督。

第四条 排污费的征收、使用必须严格实行“收支两条线”，征收的排污费一律上缴财政，环境保护执法所需经费列入本部门预算，由本级财政予以保障。

第五条 排污费应当全部专项用于环境污染防治，任何单位和个人不得截留、挤占或者挪作他用。

任何单位和个人对截留、挤占或者挪用排污费的行为，都有权检举、控告和投诉。

第二章 污染物排放种类、数量的核定

第六条 排污者应当按照国务院环境保护行政主管部门的规定，向县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门申报排放污染物的种类、数量，并提供有关资料。

第七条 县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门，应当按照国务院环境保护行政主管部门规定的核定权限对排污者排放污染物的种类、数量进行核定。

装机容量30万千瓦以上的电力企业排放二氧化硫的数量，由省、自治区、直辖市人民政府环境保护行政主管部门核定。

污染物排放种类、数量经核定后，由负责污染物排放核定工作的环境保护行政主管部门书面通知排污者。

第八条 排污者对核定的污染物排放种类、数量有异议的，自接到通知之日起7日内，可以向发出通知的环境保护行政主管部门申请复核；环境保护行政主管部门应当自接到复核申请之日起10日内，作出复核决定。

第九条 负责污染物排放核定工作的环境保护行政主管部门在核定污染物排放种类、数量时，具备监测条件的，按照国务院环境保护行政主管部门规定的监测方法进行核定；不具备监测条件的，按照国务院环境保护行政主管部门规定的物料衡算方法进行核定。

第十条 排污者使用国家规定强制检定的污染物排放自动监控仪器对污染物排放进行监测的，其监测数据作为核定污染物排放种类、数量的依据。

排污者安装的污染物排放自动监控仪器，应当依法定期进行校验。

第三章 排污费的征收

第十一条 国务院价格主管部门、财政部门、环境保护行政主管部门和经济贸易主管部门，根据污染治理产业化发展的需要、污染防治的要求和经济、技术条件以及排污者的承受能力，制定国家排污费征收标准。

国家排污费征收标准中未作规定的，省、自治区、直辖市人民政府可以制定地方排污费征收标准，并报国务院价格主管部门、财政部门、环境保护行政主管部门和经济贸易主管部门备案。

排污费征收标准的修订，实行预告制。

第十二条 排污者应当按照下列规定缴纳排污费：

（一）依照大气污染防治法、海洋环境保护法的规定，向大气、海洋排放污染物的，按照排放污染物的种类、数量缴纳排污费。

（二）依照水污染防治法的规定，向水体排放污染物的，按照排放污染物的

种类、数量缴纳排污费；向水体排放污染物超过国家或者地方规定的排放标准的，按照排放污染物的种类、数量加倍缴纳排污费。

（三）依照固体废物污染环境防治法的规定，没有建设工业固体废物贮存或者处置的设施、场所，或者工业固体废物贮存或者处置的设施、场所不符合环境保护标准的，按照排放污染物的种类、数量缴纳排污费；以填埋方式处置危险废物不符合国家有关规定的，按照排放污染物的种类、数量缴纳危险废物排污费。

（四）依照环境噪声污染防治法的规定，产生环境噪声污染超过国家环境噪声标准的，按照排放噪声的超标声级缴纳排污费。

排污者缴纳排污费，不免除其防治污染、赔偿污染损害的责任和法律、行政法规规定的其他责任。

第十三条 负责污染物排放核定工作的环境保护行政主管部门，应当根据排污费征收标准和排污者排放的污染物种类、数量，确定排污者应当缴纳的排污费数额，并予以公告。

第十四条 排污费数额确定后，由负责污染物排放核定工作的环境保护行政主管部门向排污者送达排污费缴纳通知单。

排污者应当自接到排污费缴纳通知单之日起7日内，到指定的商业银行缴纳排污费。商业银行应当按照规定的比例将收到的排污费分别解缴中央国库和地方国库。具体办法由国务院财政部门会同国务院环境保护行政主管部门制定。

第十五条 排污者因不可抗力遭受重大经济损失的，可以申请减半缴纳排污费或者免缴排污费。

排污者因未及时采取有效措施，造成环境污染的，不得申请减半缴纳排污费或者免缴排污费。

排污费减缴、免缴的具体办法由国务院财政部门、国务院价格主管部门会同国务院环境保护行政主管部门制定。

第十六条 排污者因有特殊困难不能按期缴纳排污费的，自接到排污费缴纳通知单之日起7日内，可以向发出缴费通知单的环境保护行政主管部门申请缓缴排污费；环境保护行政主管部门应当自接到申请之日起7日内，作出书面决定；期满未作出决定的，视为同意。

排污费的缓缴期限最长不超过3个月。

第十七条 批准减缴、免缴、缓缴排污费的排污者名单由受理申请的环境保护行政主管部门会同同级财政部门、价格主管部门予以公告，公告应当注明批准减缴、免缴、缓缴排污费的主要理由。

第四章 排污费的使用

第十八条 排污费必须纳入财政预算，列入环境保护专项资金进行管理，主要用于下列项目的拨款补助或者贷款贴息：

（一）重点污染源防治；

- (二) 区域性污染防治;
- (三) 污染防治新技术、新工艺的开发、示范和应用;
- (四) 国务院规定的其他污染防治项目。

具体使用办法由国务院财政部门会同国务院环境保护行政主管部门征求其他有关部门意见后制定。

第十九条 县级以上人民政府财政部门、环境保护行政主管部门应当加强对环境保护专项资金使用的管理和监督。

按照本条例第十八条的规定使用环境保护专项资金的单位和个人, 必须按照批准的用途使用。

县级以上地方人民政府财政部门 and 环境保护行政主管部门每季度向本级人民政府、上级财政部门 and 环境保护行政主管部门报告本行政区域内环境保护专项资金的使用和管理情况。

第二十条 审计机关应当加强对环境保护专项资金使用和管理的审计监督。

第五章 罚 则

第二十一条 排污者未按照规定缴纳排污费的, 由县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门依据职权责令限期缴纳; 逾期拒不缴纳的, 处应缴纳排污费数额 1 倍以上 3 倍以下的罚款, 并报经有批准权的人民政府批准, 责令停产停业整顿。

第二十二条 排污者以欺骗手段骗取批准减缴、免缴或者缓缴排污费的, 由县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门依据职权责令限期补缴应当缴纳的排污费, 并处所骗取批准减缴、免缴或者缓缴排污费数额 1 倍以上 3 倍以下的罚款。

第二十三条 环境保护专项资金使用者不按照批准的用途使用环境保护专项资金的, 由县级以上人民政府环境保护行政主管部门或者财政部门依据职权责令限期改正; 逾期不改正的, 1 0 年内不得申请使用环境保护专项资金, 并处挪用资金数额 1 倍以上 3 倍以下的罚款。

第二十四条 县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门应当征收而未征收或者少征收排污费的, 上级环境保护行政主管部门有权责令其限期改正, 或者直接责令排污者补缴排污费。

第二十五条 县级以上人民政府环境保护行政主管部门、财政部门、价格主管部门的工作人员有下列行为之一的, 依照刑法关于滥用职权罪、玩忽职守罪或者挪用公款罪的规定, 依法追究刑事责任; 尚不够刑事处罚的, 依法给予行政处分:

- (一) 违反本条例规定批准减缴、免缴、缓缴排污费的;
- (二) 截留、挤占环境保护专项资金或者将环境保护专项资金挪作他用的;
- (三) 不按照本条例的规定履行监督管理职责, 对违法行为不予查处, 造成严重后果的。

第六章 附 则

第二十六条 本条例自2003年7月1日起施行。1982年2月5日国务院发布的《征收排污费暂行办法》和1988年7月28日国务院发布的《污染源治理专项基金有偿使用暂行办法》同时废止。

排污费征收标准管理办法

(国家计委、财政部、国家环保总局、国家经贸委2003年2月28日第31号令)

第一条 为规范排污费征收标准的管理,根据国务院《排污费征收使用管理条例》(国务院令 第369号,以下简称《条例》)等有关规定,制定本办法。

第二条 直接向环境排放污染物的单位和个体工商户(以下简称“排污者”),必须按照本办法规定,缴纳排污费。

第三条 县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门应按下列排污收费项目向排污者征收排污费:

(一) 污水排污费。对向水体排放污染物的,按照排放污染物的种类、数量计征污水排污费;超过国家或者地方规定的水污染物排放标准的,按照排放污染物的种类、数量和本办法规定的收费标准计征的收费额加一倍征收超标排污费。

对向城市污水集中处理设施排放污水、按规定缴纳污水处理费的,不再征收污水排污费。

对城市污水集中处理设施接纳符合国家规定标准的污水,其处理后排放污水的有机污染物(化学需氧量、生化需氧量、总有机碳)、悬浮物和大肠菌群超过国家或地方排放标准的,按上述污染物的种类、数量和本办法规定的收费标准计征的收费额加一倍向城市污水集中处理设施运营单位征收污水排污费,对氨氮、

总磷暂不收费。对城市污水集中处理设施达到国家或地方排放标准排放的水，不征收污水排污费。

（二）废气排污费。对向大气排放污染物的，按照排放污染物的种类、数量计征废气排污费。对机动车、飞机、船舶等流动污染源暂不征收废气排污费。

（三）固体废物及危险废物排污费。对没有建成工业固体废物贮存、处置设施或场所，或者工业固体废物贮存、处置设施或场所不符合环境保护标准的，按照排放污染物的种类、数量计征固体废物排污费。对以填埋方式处置危险废物不符合国务院环境保护行政主管部门规定的，按照危险废物的种类、数量计征危险废物排污费。

（四）噪声超标排污费。对环境噪声污染超过国家环境噪声排放标准，且干扰他人正常生活、工作和学习的，按照噪声的超标分贝数计征噪声超标排污费。对机动车、飞机、船舶等流动污染源暂不征收噪声超标排污费。

排污费征收标准及计算办法见附件。

第四条 除《条例》规定的污染物排放种类、数量核定方法外，市（地）级以上环境保护行政主管部门可结合当地实际情况，对餐饮、娱乐等服务行业的小型排污者，采用抽样测算的办法核算排污量，核算办法应当向社会公开，并按本办法规定征收排污费。

第五条 县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门应到指定的价格主管部门申领、变更《收费许可证》，使用省、自治区、直辖市财政部门统一印制的行政事业性收费票据。

第六条 县级以上地方人民政府环境保护行政主管部门要严格执行本办法的规定。各级价格主管部门、财政部门要加强对排污费征收行为的监督检查，对违反规定乱收费的，应按照有关法律法规规定进行查处。

第七条 本办法由国家计委会同财政部、国家环保总局、国家经贸委负责解

释。

第八条 本办法自 2003 年 7 月 1 日起施行。原国家物价局、财政部《关于发布环保系统行政事业性收费项目及标准的通知》（[1992]价费字 178 号）中有关排污收费的规定；国家计委、财政部《关于征收污水排污费的通知》[计物价(1993)1366 号]；国家计委、财政部《关于实施按排放水污染物总量征收排污费试点工作的批复》（计价格[1995]2090 号）；国家环境保护总局、国家计委、财政部、国家经贸委《关于在酸雨控制区和二氧化硫污染控制区开展征收二氧化硫排污费扩大试点的通知》（环发[1998]6 号）；国家环境保护总局、国家计委、财政部《关于在杭州等三城市实行总量排污收费试点的通知》（环发[1998]73 号）等，以及地方制定的排污收费标准的规定同时废止。

附件：

一、污水排污费征收标准及计算方法

（一）污水排污费按排污者排放污染物的种类、数量以污染当量计征，每一污染当量征收标准为 0.7 元。

（二）对每一排放口征收污水排污费的污染物种类数，以污染当量数从多到少的顺序，最多不超过 3 项。其中，超过国家或地方规定的污染物排放标准的，按照排放污染物的种类、数量和本办法规定的收费标准计征污水排污费的收费额加一倍征收超标准排污费。

对于冷却水、矿井水等排放污染物的污染当量数计算，应扣除进水的本底值。

（三）水污染物污染当量数计算

1.1、一般污染物的污染当量数计算

某污染物的污染当量数=该污染物的排放量（千克）/该污染物的污染当量值（千克）

一般污染物的污染当量值见表 1 和表 2

2.2、PH 值、大肠菌群数、余氯量的污染当量数计算

某污染物的污染当量数=污水排放量（吨）/该污染物的污染当量值（吨）

3.3、色度的污染当量数计算

色度的污染当量数=污水排放量（吨）×色度超标倍数/色度的污染当量值（吨·倍）

PH 值、色度、大肠菌群数、余氯量的污染当量值见表 3。

PH 值、色度、大肠菌群数、余氯量不加倍收费。

4. 禽畜养殖业、小型企业和第三产业的污染当量数计算

污染当量数=污水排放特征值/污染当量值

禽畜养殖业、小型企业和第三产业的污染当量值见表 4。

（四）排污费收费

1.1、污水排污费收费额=0.7 元×前 3 项污染物的污染当量数之和。

2. 对超过国家或者地方规定排放标准的污染物，应在该种污染物排污费收费额基础上加 1 倍征收超标排污费。

表 1 第一类水污染物污染当量值

污染物	污染当量值（千克）
1. 总汞	0.0005
2. 总镉	0.005
3. 总铬	0.04
4. 六价铬	0.02
5. 总砷	0.02
6. 总铅	0.025
7. 总镍	0.025
8. 苯并（a）芘	0.0000003

9. 总铍	0.01
10. 总银	0.02

表 2 第二类水污染物污染当量值

污染物	污染物当量值（千克）
11. 悬浮物（SS）	4
12. 生化需氧量（BOD ₅ ）	0.5
13. 化学需氧量（COD）	1
14. 总有机碳（TOC）	0.49
15. 石油类	0.1
16. 动植物油	0.16
17. 挥发酚	0.08
18. 总氰化物	0.05
19. 硫化物	0.125
20. 氨氮	0.8
21. 氟化物	0.5
22. 甲醛	0.125
23. 苯胺类	0.2
24. 硝基苯类	0.2
25. 阴离子表面活性剂（LAS）	0.2
26. 总铜	0.1
27. 总锌	0.2
28. 总锰	0.2
29. 彩色显影剂（CD-2）	0.2
30. 总磷	0.25
31. 元素磷（以 P 计）	0.05
32. 有机磷农药（以 P 计）	0.05
33. 乐果	0.05

34. 甲基对硫磷	0.05
35. 马拉硫磷	0.05
36. 对硫磷	0.05
37. 五氯酚及五氯酚钠（以五氯酚计）	0.25
38. 三氯甲烷	0.04
39. 可吸附有机卤化物（AOX）（以C1计）	0.25
40. 四氯化碳	0.04
41. 三氯乙烯	0.04
42. 四氯乙烯	0.04
43. 苯	0.02
44. 甲苯	0.02
45. 乙苯	0.02
46. 邻二甲苯	0.02
47. 对二甲苯	0.02
48. 间二甲苯	0.02
49. 氯苯	0.02
50. 邻二氯苯	0.02
51. 对二氯苯	0.02
52. 对硝基氯苯	0.02
53. 2,4-二硝基氯苯	0.02
54. 苯酚	0.02
55. 间一甲酚	0.02
56. 2,4-二氯酚	0.02
57. 2,4,6-三氯酚	0.02
58. 邻苯二甲酸二丁酯	0.02
59. 邻苯二甲酸二辛酯	0.02
60. 丙烯晴	0.125
61. 总硒	0.02

说明：1. 第一、二类污染物的分类依据为《污水综合排放标准》(GB8978-1996)。

2. 同一排放口中的化学需氧量(COD)、生化需氧量(BOD5) 和总有机碳(TOC), 只征收一项。

表 3 PH 值、色度、大肠菌群数、余氯量污染当量值

污染物		污染物当量值
1PH 值	1. 0-1, 13-14	0.06 吨污水
	2. 1-2, 12-13	0.125 吨污水
	3. 2-3, 11-12	0.25 吨污水
	4. 3-4, 10-11	0.5 吨污水
	5. 4-5, 9-10	1 吨污水
	6. 5-6	5 吨污水
2 色度		5 吨水·倍
3 大肠菌群数 (超标)		3.3 吨污水
4 余氯量 (用氯消毒的医院废水)		3.3 吨污水

说明：1. 大肠菌群数和总余氯只征收一项。

2. PH5 - 6 指大于等于 5, 小于 6; PH9 - 10 指大于 9, 小于等于 10; 其余类推。

表 4 禽畜养殖业、小型企业和第三产业污染当量值

类 型		污染当量值
禽畜养殖场	1. 牛	0.1 头
	2. 猪	1 头
	3. 鸡、鸭等家禽	30 羽
4. 小型企业		1.8 吨污水
5. 饮食娱乐服务业		0.5 吨污水
6. 医院	消毒	0.14 床
		2.8 吨污水
	不消毒	0.07 床
		1.4 吨污水

说明：1. 本表仅适用于计算无法进行实际监测或物料衡算的禽畜养殖业、小型企业和第三产业等小型排污者的污染当量数。

2. 仅对存栏规模大于 50 头牛、500 头猪、5000 羽鸡、鸭等的禽畜养殖场收费。

3. 医院病床数大于 20 张的按本表计算污染当量。

二、废气排污费征收标准及计算方法

(一) 废气排污费按排污者排放污染物的种类、数量以污染当量计算征收，每一污染当量征收标准为 0.6 元。

其中，二氧化硫排污费，第一年每一污染当量征收标准为 0.2 元，第二年（2004 年 7 月 1 日起）每一污染当量征收标准为 0.4 元，第三年（2005 年 7 月 1 日起）达到与其它大气污染物相同的征收标准，即每一污染当量征收标准为 0.6 元。氮氧化物在 2004 年 7 月 1 日前不收费，2004 年 7 月 1 日起按每一污染当量 0.6 元收费。

(二) 北京市二氧化硫排污费仍按经国务院同意，1999 年国家计委批准的收费标准执行，即高硫煤每公斤二氧化硫排污费 1.20 元，低硫煤每公斤二氧化硫排污费 0.50 元。2005 年 7 月 1 日起，低硫煤二氧化硫排污费标准为每一污染当量 0.6 元。

本办法实施前两年，杭州、郑州和吉林三个城市的二氧化硫排污费标准，按当地人民政府批准的总量排污收费标准执行，即杭州、吉林二个城市的二氧化硫排污费标准为每一污染当量 0.6 元，郑州市二氧化硫排污费标准为每一污染当量 0.5 元。2005 年 7 月 1 日起，三个城市的二氧化硫排污费标准均按本办法规定执行。

(三) 对每一排放口征收废气排污费的污染物种类数，以污染当量数从多到少的顺序，最多不超过 3 项。

(四) 大气污染物污染当量数计算

某污染物的污染当量数 = 该污染物的排放量（千克）/ 该污染物的污染当量值（千克）

大气污染物污染当量值见表 5

(五) 排污费计算

废气排污费征收额=0.6元×前3项污染物的污染当量数之和。

表5 大气污染物污染当量值

污染物	污染当量值（千克）
1. 二氧化硫	0.95
2. 氮氧化物	0.95
3. 一氧化碳	16.7
4. 氯气	0.34
5. 氯化氢	10.75
6. 氟化物	0.87
7. 氰化氢	0.005
8. 硫酸雾	0.6
9. 铬酸雾	0.0007
10. 汞及其化合物	0.0001
11. 一般性粉尘	4
12. 石棉尘	0.53
13. 玻璃棉尘	2.13
14. 碳黑尘	0.59
15. 铅及其化合物	0.02
16. 镉及其化合物	0.03
17. 铍及其化合物	0.0004
18. 镍及其化合物	0.13
19. 锡及其化合物	0.27
20. 烟尘	2.18
21. 苯	0.05
22. 甲苯	0.18
23. 二甲苯	0.27
24. 苯并(a)芘	0.000002
25. 甲醛	0.09

26. 乙醛	0.45
27. 丙烯醛	0.06
28. 甲醇	0.67
29. 酚类	0.35
30. 沥青烟	0.19
31. 苯胺类	0.21
32. 氯苯类	0.72
33. 硝基苯	0.17
34. 丙烯氢	0.22
35. 氯乙烯	0.55
36. 光气	0.04
37. 硫化氢	0.29
38. 氨	9.09
39. 三甲胺	0.32
40. 甲硫醇	0.04
41. 甲硫醚	0.28
42. 二甲二硫	0.28
43. 苯乙烯	25
44. 二硫化碳	20

(六) 对难以监测的烟尘, 可按林格曼黑度征收排污费。每吨燃料的征收标准为: 1级1元、2级3元、3级5元、4级10元、5级20元。

三、固体废物及危险废物排污费征收标准

(一) 对无专用贮存或处置设施和专用贮存或处置设施达不到环境保护标准(即无防渗漏、防扬散、防流失设施)排放的工业固体废物, 一次性征收固体废物排污费。每吨固体废物的征收标准为: 冶炼渣25元、粉煤灰30元、炉渣25元、煤矸石5元、尾矿15元、其它渣(含半固态、液态废物)25元。

(二) 对以填埋方式处置危险废物不符合国家有关规定的, 危险废物排污费征收标准为每次每吨1000元。

危险废物是指列入国家危险废物目录或者根据国家规定的危险废物鉴别标准和鉴别方法认定的具有危险特征的废物。

四、噪声超标排污费征收标准

对排污者产生环境噪声，超过国家规定的环境噪声排放标准，且干扰他人正常生活、工作和学习的，按照超标的分贝数征收噪声超标排污费，征收标准见表 6。

表 6 噪声超标排污费征收标准

超标分贝数	1	2	3	4	5	6	7	8
收费标准(元/月)	350	440	550	700	880	1100	1400	1760
超标分贝数	9	10	11	12	13	14	15	16 及 16 以上
收费标准(元/月)	2200	2800	3520	4400	5600	7040	8800	11200

说明：1. 一个单位边界上有多处噪声超标，征收额应根据最高一处超标声级计算，当沿边界长度超过 100 米有二处及二处以上噪声超标，则加 1 倍征收。

2. 一个单位若有不同地点的作业场所，收费应分别计算、合并征收。
3. 昼、夜均超标的环境噪声，征收金额按本标准昼、夜分别计算，累计征收。
4. 声源一个月内超标不足十五天的，噪声超标排污费减半征收。
5. 夜间频繁突发和夜间偶然突发厂界超标噪声排污费，按等效声级和峰值噪声两种指标中超标分贝值高的一项计算排污费。
6. 一个工地同一施工单位多个建筑施工阶段同时进行，按噪声限值最高的施工阶段计收超标噪声排污费。
7. 本标准以每分贝为计征单位，不足一分贝的按四舍五入原则计算。
8. 对农民自建住宅不得征收噪声超标排污费。

排污费资金收缴使用管理办法

(财政部、国家环保总局 2003 年 3 月 20 日第 17 号令)

第一章 总则

第一条 为了加强和规范排污费资金的收缴、使用和管理，提高排污费资金

使用效益，促进污染防治，改善环境质量，根据《排污费征收使用管理条例》，结合环境保护工作实际，制定本办法。

第二条 排污费资金纳入财政预算，作为环境保护专项资金管理，全部专项用于污染防治，任何单位和个人不得截留、挤占或者挪作他用。

第三条 环境保护专项资金按照预算资金管理办法，坚持“量入为出和专款专用”的原则。

第四条 排污费资金的收缴、使用必须实行“收支两条线”，各级财政和环境保护行政主管部门应当建立健全各项规章制度，对排污费资金收缴、使用进行严格管理，加强监督检查。

第二章 排污费资金的收缴管理

第五条 排污费按月或者按季属地化收缴。

装机容量 30 万千瓦以上的电力企业的二氧化硫排污费，由省、自治区、直辖市人民政府环境保护行政主管部门核定和收缴，其他排污费由县级或市级地方人民政府环境保护行政主管部门核定和收缴。

第六条 排污者依照《排污费征收使用管理条例》对环境保护行政主管部门核定的污染物排放种类、数量提出复核申请的，如果对复核结果仍有异议，应当先按照复核的污染物种类、数量缴纳排污费，并可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第七条 排污者对核定的污染物排放种类、数量无异议的，由负责污染物排放核定工作的环境保护行政部门，根据排污费征收标准和排污者排放的污染物种类、数量，确定排污者应当缴纳的排污费数额并予以公告。

第八条 排污费数额确定后，由负责污染物排放核定工作的环境保护行政主管部门向排污者送达“排污费缴费通知单”，作为排污者缴纳排污费的依据。环境保护行政部门应当同时建立排污收费台帐。

第九条 排污者应当在接到“排污费缴费通知单”7 日内，填写财政部门监制的“一般缴款书”（五联），到财政部门指定的商业银行缴纳排污费。

对于未设银行账户的排污者以现金方式缴纳的排污费，由执收的环境保护行政主管部门使用省、自治区、直辖市财政部门统一印制的行政事业性收费票据，向排污者收取款项，并填写“一般缴款书”于当日将收取的款项缴至财政部门指定的商业银行。

第十条 商业银行应当在收到排污费的当日将排污费资金缴入国库。国库部门负责按 1:9 的比例，10%作为中央预算收入缴入中央国库，作为中央环境保护专项资金管理；90%作为地方预算收入，缴入地方国库，作为地方环境保护专项资金管理。

第十一条 收缴排污费的环境保护行政主管部门应当根据“一般缴款书”回联，认真核对排污费缴库数额，及时与国库对帐，并将“一般缴款书”回联与对

应的“排污费缴费通知单”存根一并立卷归档。

第十二条 各省、自治区、直辖市财政、环境保护行政主管部门应当在每季度终了后的30日内，将本行政区域内排污费资金收缴情况书面上报国务院财政、环境保护行政主管部门。

第三章 环境保护专项资金的支出范围

第十三条 环境保护专项资金应当用于下列污染防治项目的拨款补助和贷款贴息：

(一) 重点污染源防治项目。包括技术和工艺符合环境保护及其他清洁生产要求的重点行业、重点污染源防治项目；

(二) 区域性污染防治项目。主要用于跨流域、跨地区的污染治理及清洁生产项目；

(三) 污染防治新技术、新工艺的推广应用项目。主要用于污染防治新技术、新工艺的研究开发以及资源综合利用率高、污染物产生量少的清洁生产技术、工艺的推广应用；

(四) 国务院规定的其他污染防治项目。

环境保护专项资金不得用于环境卫生、绿化、新建企业的污染治理项目以及与污染防治无关的其他项目。

第四章 环境保护专项资金使用的管理

第十四条 国务院财政、环境保护行政主管部门每年应当根据国家环境保护宏观政策和污染防治工作重点，编制下一年度环境保护专项资金申请指南。

地方财政、环境保护行政主管部门可以根据国务院财政、环境保护行政主管部门编制的环境保护专项资金申请指南，制定本地区环境保护专项资金申请指南，指导环境保护专项资金的申报和使用。

第十五条 申请使用中央环境保护专项资金的，应当按照以下程序及要求进行申报：

(一) 申报程序：中央环境保护专项资金按照隶属关系以项目形式申报。项目组织实施单位或承担单位为中央直属的，通过其主管部门向国务院财政部门 and 环境保护行政主管部门提出申请；项目组织实施单位或承担单位为非中央直属的，通过其所在地的省、自治区、直辖市财政、环境保护行政主管部门联合向国务院财政、环境保护行政主管部门提出申请。

(二) 申请材料要求：申请材料分正文和附件两部分，正文为申请经费的正式文件，附件为每个项目的可行性研究报告。

项目可行性研究报告内容包括：项目的目的、技术路线、投资概算、申请补助金额及使用方向、项目实施的保障措施、预期的社会效益、经济效益、环境效益等。

申请使用贷款贴息的单位，还应当提供经办银行出具的专项贷款合同和利息

结算清单。

第十六条 国务院环境保护行政主管部门对申报中央环境保护专项资金的项目进行形式审查后，国务院财政、环境保护行政主管部门应当组织有关专家进行评审，按项目的轻重缓急及专家评审结果排序，统一纳入项目库管理，并根据财力状况联合下达项目预算。

环境保护专项资金的拨付方式按国家有关规定执行。

第十七条 地方环境保护专项资金的申报、项目评审及预算下达参照本办法第十五条、第十六条执行。

第十八条 财政部门应当将环境保护专项资金纳入年度预算，按项目进度和资金使用计划及时拨付资金，并对环境保护专项资金的专款专用及其他配套资金的到位情况进行监督检查，确保项目按时完成。

第十九条 项目承担单位收到环境保护专项资金后，应当严格按照有关规定组织项目的实施。污染治理项目在实施过程中应当严格执行国家有关招标投标管理规定。环境保护行政主管部门应当根据项目进度检查治理技术方案的实施以及污染物总量削减措施的执行。项目完成后，应当根据国家有关规定及时验收。

第二十条 各省、自治区、直辖市财政、环境保护行政主管部门应当于年度终了后的30日内，将排污费征收情况及环境保护专项资金使用情况年度报告上报国务院财政、环境保护行政主管部门。

第五章 排污费资金收缴使用的违规处理

第二十一条 环境保护行政主管部门在排污费收缴工作中，应当严格执行国家的有关法律法规，依法及时足额收缴。对擅自设立排污收费项目、改变收费范围的，同级财政部门应当责令改正，并按照《国务院关于违反财政法规处罚的暂行规定》（国发[1987]58号）予以处罚，并对负有直接责任的主管人员和其他直接负责人员按有关规定给予行政处分。

第二十二条 排污者在规定的期限内未足额缴纳排污费的，由收缴部门责令其限期缴纳，并从滞纳之日起加收2‰的滞纳金。

排污者拒不按前款规定缴纳排污费和滞纳金的，按照《排污费征收使用管理条例》的有关规定予以处罚。

第二十三条 环境保护专项资金使用者必须严格按照环境保护专项资金的使用范围确保专款专用，发挥资金使用效益。不按批准用途使用环境保护专项资金并逾期不改的，按照《排污费征收使用管理条例》的有关规定予以处罚。

第二十四条 对弄虚作假、截留、挤占、挪用排污费资金，应收未收或者少收排污费等违反财务制度和财经纪律的行为，应当给予有关责任人员经济和行政处罚；构成犯罪的，移交司法机关处理。

第六章 附则

第二十五条 财政部门应当将收到的环境保护专项资金纳入一般预算收入科

目中“排污费收入”核算；对纳入预算支出的环境保护专项资金，应纳入一般预算支出科目中“排污费支出”核算。

项目承担单位对申请取得的环境保护专项资金，应当按照国家统一的财务、会计制度的规定进行相应的财务、会计处理。

第二十六条 本办法由国务院财政部门会同国务院环境保护行政主管部门负责解释。此前与本办法不一致的规定一律以本办法为准。

第二十七条 本办法自 2003 年 7 月 1 日起施行。

关于减免及缓缴排污费有关问题的通知

(财政部、国家发展改革委、国家环保总局 2003 年 6 月 3 日财综[2003]38 号)

为加强排污费征收管理，规范排污费减免及缓缴行为，根据《排污费征收使用管理条例》(国务院令 第 369 号)的规定，现就减免及缓缴排污费等有关问题通知如下：

一、排污者遇台风、火山爆发、洪水、干旱、地震等不可抗力自然灾害以及因突发公共卫生事件、火灾、他人破坏等遭受重大直接经济损失，可以按照本通知规定申请减缴或者免缴排污费；排污者因未及时采取有效措施，造成环境污染的，不得申请减缴或者免缴排污费。

符合本条规定的排污者申请减免排污费的最高限额不得超过 1 年的排污费应缴额。

二、排污者遇不可抗力自然灾害和其他突发事件申请减免排污费，由市（地、州）级以上财政、价格主管部门会同环保部门负责审批。

（一）装机容量 30 万千瓦以上的电力企业申请减免二氧化硫排污费，按照下列权限审批：

1、减免排污费数额在 500 万元以下（含 500 万元）的，由省、自治区、直辖市财政、价格主管部门会同环保部门审批。

2、减免排污费数额在 500 万元以上的，由省、自治区、直辖市财政、价格主管部门会同环保部门提出审核意见，报国务院财政、价格主管部门会同环保部门审批。

（二）除本条（一）规定以外，申请减免排污费，按照下列权限审批：

1、减免排污费数额在 50 万元以下（含 50 万元）的，由市（地、州）财政、价格主管部门会同环保部门审批。

2、减免排污费数额在 50 万元以上 500 万元以下（含 500 万元）的，由省、自治区、直辖市财政、价格主管部门会同环保部门审批。

3、减免排污费数额在 500 万元以上的，由省、自治区、直辖市财政、价格主管部门会同环保部门提出审核意见，报国务院财政、价格主管部门会同环保部门审批。

三、减免排污费按照下列程序办理：

（一）排污者自遇不可抗力自然灾害和其他突发事件之日起 30 日内，向本通知第二条规定具有审批权限的市（地、州）级以上财政、价格、环保部门提出减免排污费的书面申请。书面申请包括排污者名称、减免理由、减免数额、减免期限等内容。其中，属于国务院财政、价格主管部门会同环保部门审批减免的排污费，排污者应当自遇不可抗力自然灾害和其他突发事件之日起 30 日内，将书面申请报送省、自治区、直辖市财政、价格、环保部门，由省、自治区、直辖市财政、价格主管部门会同环保部门提出审核意见，并将书面申请连同审核意见报国务院财政、价格、环保部门。排污者申请减免排污费数额超过负责征收排污费的环保部门和同级财政、价格主管部门审批权限的，其书面申请应当同时抄送负责征收排污费的环保部门和同级财政、价格主管部门。

（二）市（地、州）级以上财政、价格、环保部门收到排污者减免排污费的书面申请后，应当在 30 日内由环保部门先进行调查核实，并提出审核意见报同级财政、价格主管部门。

（三）市（地、州）级以上财政、价格主管部门应当在收到环保部门审核意见的 30 日内按照本通知第二条规定的权限，会同环保部门作出是否批准减免排污费的决定，并以书面形式批复申请减免排污费的排污者，同时抄送上级财政、价格、环保部门以及负责征收排污费的环保部门和同级财政、价格主管部门。其中，属于国务院财政、价格主管部门会同环保部门审批减免的排污费，由国务院财政、价格主管部门会同环保部门批复省、自治区、直辖市财政、价格、环保部门，同时抄送申请减免排污费的排污者。

四、养老院、残疾人福利机构、殡葬机构、幼儿园、特殊教育学校、中小学校（不含其所办企业）等国务院财政、价格、环保部门规定的非盈利性社会公益事业单位，在达标排放污染物的情况下，经负责征收排污费的环保部门核准后可以免缴排污费。

五、排污者有下列情形之一的，可以按照本通知规定申请缓缴排污费：

（一）遇不可抗力自然灾害和其他突发事件，正在申请减免排污费以及市（地、州）级以上财政、价格、环保部门正在批复减免排污费期间。

（二）企业由于经营困难处于破产、倒闭、停产、半停产状态。

符合本条规定的排污者申请缓缴排污费的最长期限不超过 3 个月。在批准缓缴后 1 年内不得再重新申请。

六、缓缴排污费按照下列程序办理：

（一）排污者自接到排污费缴纳通知单之日起 7 日内，向负责征收排污费的

环保部门提出缓缴排污费的书面申请，书面申请包括排污者名称、缓缴理由、缓缴期限等内容。

(二) 负责征收排污费的环保部门自接到申请之日起 7 日内，应当作出是否批准缓缴排污费的书面决定，期满未作出决定的，视为同意缓缴排污费。

七、批准减免或缓缴排污费的排污者名单，由环保部门会同同级财政、价格主管部门每半年公告一次。公告应当包括批准机关、批准文号、批准减免或缓缴排污费的主要理由等内容。

八、对批准减免或缓缴排污费的排污者，不免除其防治污染的责任和法律、行政法规规定的其他责任。

九、各地区和有关部门应当严格按照本通知规定执行，不得以任何名义擅自扩大排污费减免及缓缴的范围，也不得超越审批权限或违反审批程序批准减免及缓缴排污费。

十、对排污者以欺骗手段骗取减免或缓缴排污费，以及县级以上财政、价格、环保部门违反本通知规定批准减免或缓缴排污费的，按照《排污费征收使用管理条例》(国务院令第 369 号)的规定进行处罚。

十一、本通知自 2003 年 7 月 1 日起执行。过去有关规定与本通知不一致的，一律以本通知为准。

十二、各省、自治区、直辖市可根据本通知规定制定减免及缓缴排污费的具体办法，报国务院财政、价格、环保部门备案。

财政部、国家环境保护总局关于印发

〈关于环保部门实行收支两条线管理后经费安排的实施办法〉的通知

(财政部、国家环保总局 2003 年 4 月财建[2003]64 号)

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅(局)、环境保护局(厅)：

为保障各级环保部门及其所属机构开展工作的经费需要，促进环保机构依法行政，确保国家环境保护战略任务的顺利实施，根据《排污费征收使用管理条例》(国务院令第 369 号)、《排污费资金收缴使用管理办法》(财政部、国家环境保护总局令第 17 号)、《国务院办公厅转发财政部关于深化收支两条线改革 进一步加强财政管理意见的通知》(国办发[2001]93 号)、《财政部 中国人民银行关于公安等部门收费收入纳入预算管理的通知》(财预[2002]9 号)以及其他相关

文件精神，财政部、国家环境保护总局联合制定了《关于环保部门实行收支两条线管理后经费安排的实施办法》，现印发给你们，请遵照执行。

附件：关于环保部门实行收支两条线管理后经费安排的实施办法

附件：

关于环保部门实行收支两条线管理后经费安排的实施办法

为保障各级环保部门及其所属机构（以下简称“环保机构”）开展工作的经费需要，促进环保机构依法行政，确保国家环境保护战略任务的顺利实施，根据《排污费征收使用管理条例》（国务院令第 369 号）、《排污费资金收缴使用管理办法》（财政部、国家环境保护总局令第 17 号）、《国务院办公厅转发财政部关于深化收支两条线改革 进一步加强财政管理意见的通知》（国办发[2001]93 号）、《财政部 中国人民银行关于公安等部门收费收入纳入预算管理的通知》（财预[2002]9 号）以及其他相关文件精神，现就环保部门实行“收支两条线”管理后财政经费安排的有关问题规定如下：

一、实施经费安排的基本原则及要求

（一）各级财政部门应当本着实事求是、有利于环保事业健康发展的原则，根据环保机构开展工作的实际需要和各级财政的财力状况安排经费。

（二）环保机构按规定应当上缴的各项收费要及时足额上缴国库，支出纳入同级财政年度预算，实行“收支两条线”管理。

各级环保机构应当对超编的人员逐步进行清退，对超编人员，财政部门不予核拨经费。严禁将环保机构年度经费预算与其征收的行政事业性收费挂钩。

（三）各级财政部门、环保机构应当充分利用已有环境管理和服务能力资源，避免重复投入，集中财力优先保证政府对环境状况行使管理和监督职责所需经费。

二、纳入财政预算的环保机构包括：行政、监督执法、监测、信息、科研、宣传教育、放射性与危险废物管理以及自然保护区管理等环保机构。

三、实施经费安排工作的具体要求

各级财政部门应当根据财力状况和环保机构的工作需要，将人员经费、公用经费、监督执法经费、仪器设备购置经费以及基础设施经费等纳入同级财政预算予以保障。

（一）各级政府环保行政机构及监督执法机构履行环境管理和监督职责所需经费由同级财政预算安排。其中，人员经费按照编制内实有人数和国家规定的工资、津贴补助标准核定；日常公用经费按照同级财政预算定额核定；专项业务费按照工作需要予以重点安排。

（二）向政府环境管理和社会公众提供环境技术服务的环境监测机构、信息机构、放射性及危险废物管理机构所需的经费，由同级财政预算资金和本单位经营服务性收入统筹安排。人员经费按照政府有关部门核定的编制内实有人数和国

家规定的工资、津贴补贴标准核定；日常公用经费比照同级财政预算定额核定；专项业务费按照专项工作的实际需要，单独予以核定。

财政部门、环境保护行政主管部门应当根据环境监测、监督执法工作的实际需要，制定有关仪器设备配备标准，逐步配备到位。对各种仪器设备所需的维护、维修和消耗费用予以充分保障，保证其正常运转。

（三）环境科研机构的经费按照社会公益类科研院所经费供给制度和办法安排，并逐步实行课题制。

（四）各级政府设置的环境宣传教育、自然保护区管理等机构经费以定额补助和定项补助相结合的办法纳入同级财政预算。人员经费、日常公用经费按照同级财政预算定额核定。对其承担的环境保护宣传教育及自然保护区管理专项工作，按照具体工作内容，给予定项补助。

四、环保机构的基础设施建设应纳入本地区的社会发展计划，实行统一规划和管理；应当有计划地安排基础设施经费，逐步解决环保机构基础设施条件简陋、设备陈旧等问题。

五、环保机构经费安排的具体过渡措施

（一）排污费不得用于环保机构自身建设的规定在东部地区（北京市、上海市、天津市、辽宁省、山东省、浙江省、江苏省、福建省、广东省）应当一步到位，中西部地区可以3年到位。具体要求是：从2003年起，东部地区的环保机构经费全额纳入同级财政预算，不得再从排污费中列支，排污费收入全部用于污染防治；中西部地区，以2000年各级环保机构在排污费收入中列支的环保机构经费为基数，2003至2005年每年用于补助环保机构的经费最多可以分别照列基数的75%、50%和25%，排污费其余部分全部用于污染防治；从2006年开始，有关环保机构经费全额纳入同级财政预算，不得再从排污费中列支，排污费收入全部用于污染防治。

（二）2004年前，允许将结存在各级财政和环保部门的排污费（含有偿使用基金）纳入部门预算，用于弥补环保机构行政、事业经费不足。

（三）各级财政部门对排污费中安排的环保机构补助经费要严格审核，从紧安排，纳入部门预算统一管理。

（四）中央财政视财力状况对中西部财政困难省份的环境保护执法工作给予适当补助。

六、加强管理，严格监督，确保政策贯彻落实

（一）各级财政部门应当切实加强环保机构的预算管理、财务监督，并根据《国务院办公厅转发财政部关于深化收支两条线改革 进一步加强财政管理意见的通知》（国办发[2001]93号）、《财政部 中国人民银行关于公安等部门收费收入纳入预算管理的通知》（财预[2002]9号）以及《行政单位财务规则》、《事业单位财务规则》等有关文件精神，结合本地实际情况，制定具体的管理办法。

(二) 各级财政部门、环保部门应当密切配合, 认真执行《国务院关于加强预算外资金管理的决定》(国发[1996]29号), 采取切实有效的措施, 加强对环保机构的行政事业性收费收缴的监督管理, 共同做好各项行政事业性收费收入及罚没收入的上缴工作, 做到应收尽收, 应缴尽缴。

(三) 各级财政部门应当督促环保机构做好增收节支工作, 优化支出结构, 保证重点需要, 压缩一般性开支, 提高资金使用效益。

(四) 各级财政部门应当进一步增强服务意识, 提高工作效率, 将环保机构的各项经费按照有关规定及工作进度, 及时、足额拨付到位。

(五) 各级环保机构应当严格执行国家有关法律、法规和规章, 应缴国库的各项行政事业性收费, 依照有关规定足额征收, 及时缴入国库, 不得少收或不收, 严禁截留、挤占和挪用。

(六) 各级环保机构应当严格执行国家有关经费开支范围和标准等财务规定以及有关政府采购和工程招投标的规定, 不得违反财经纪律和财务制度。

七、本办法自2003年7月1日起实施。

三、与节能、环保有关的税收政策

关于印发《国家鼓励的资源综合利用认定管理办法》的通知

(国家发展改革委 财政部 国家税务总局 2006年9月7日 发改环资[2006]1864号)

各省、自治区、直辖市及计划单列市、副省级省会城市、新疆生产建设兵团发展改革委、经委(经贸委)、财政厅(局)、国家税务局、地方税务局, 国务院有关部门:

根据《国务院办公厅关于保留部分非行政许可审批项目的通知》(国办发[2004]62号)精神, 按照精简效能的原则, 将保留的资源综合利用企业认定与资源综合利用电厂认定工作合并。根据《行政许可法》有关精神, 结合资源综合利用工作的实际, 我们对原国家经贸委等部门发布的《资源综合利用认定管理办法》(国经贸资源[1998]716号)和《资源综合利用电厂(机组)认定管理办法》(国经贸资源[2000]660号)进行了修订。在此基础上, 特制定《国家鼓励的资源综合利用认定管理办法》, 现印发你们, 请认真贯彻执行。原国家经贸委等部门发布的《资源综合利用认定管理办法》和《资源综合利用电厂(机组)认定管理办法》同时废止。

资源综合利用是我国经济和社会发展中一项长远的战略方针, 也是一项重大

的技术经济政策，对提高资源利用效率，发展循环经济，建设节约型社会具有十分重要的意义。各地要加强对资源综合利用认定工作的管理，落实好国家对资源综合利用的鼓励和扶持政策，促进资源综合利用事业健康发展。在执行中有何意见和建议，请及时报告我们。

附：

国家鼓励的资源综合利用认定管理办法

第一章 总则

第一条 为贯彻落实国家资源综合利用的鼓励和扶持政策，加强资源综合利用管理，鼓励企业开展资源综合利用，促进经济社会可持续发展，根据《国务院办公厅关于保留部分非行政许可审批项目的通知》（国办发[2004]62号）和国家有关政策法规精神，制定本办法。

第二条 本办法所指国家鼓励的资源综合利用认定，是指对符合国家资源综合利用鼓励和扶持政策的资源综合利用工艺、技术或产品进行认定（以下简称资源综合利用认定）。

第三条 国家发展改革委负责资源综合利用认定的组织协调和监督管理。

各省、自治区、直辖市及计划单列市资源综合利用行政主管部门（以下简称省级资源综合利用主管部门）负责本辖区内的资源综合利用认定与监督管理工作；财政行政主管部门要加强对认定企业财政方面的监督管理；税务行政主管部门要加强税收监督管理，认真落实国家资源综合利用税收优惠政策。

第四条 经认定的生产资源综合利用产品或采用资源综合利用工艺和技术的企业，按国家有关规定申请享受税收、运行等优惠政策。

第二章 申报条件和认定内容

第五条 申报资源综合利用认定的企业，必须具备以下条件：

- （一）生产工艺、技术或产品符合国家产业政策和相关标准；
- （二）资源综合利用产品能独立计算盈亏；
- （三）所用原（燃）料来源稳定、可靠，数量及品质满足相关要求，以及水、电等配套条件的落实；
- （四）符合环保要求，不产生二次污染。

第六条 申报资源综合利用认定的综合利用发电单位，还应具备以下条件：

（一）按照国家审批或核准权限规定，经政府主管部门核准（审批）建设的电站。

（二）利用煤矸石（石煤、油母页岩）、煤泥发电的，必须以燃用煤矸石（石煤、油母页岩）、煤泥为主，其使用量不低于入炉燃料的60%（重量比）；利用煤矸石（石煤、油母页岩）发电的入炉燃料应用基低位发热量不大于12550千焦/千克；必须配备原煤、煤矸石、煤泥自动给料显示、记录装置。

(三) 城市生活垃圾(含污泥)发电应当符合以下条件:垃圾焚烧炉建设及其运行符合国家或行业有关标准或规范;使用的垃圾数量及品质需有地(市)级环卫主管部门出具的证明材料;每月垃圾的实际使用量不低于设计额定值的90%;垃圾焚烧发电采用流化床锅炉掺烧原煤的,垃圾使用量应不低于入炉燃料的80%(重量比),必须配备垃圾与原煤自动给料显示、记录装置。

(四) 以工业生产过程中产生的可利用的热能及压差发电的企业(分厂、车间),应根据产生余热、余压的品质和余热量或生产工艺耗气量和可利用的工质参数确定工业余热、余压电厂的装机容量。

(五) 回收利用煤层气(煤矿瓦斯)、沼气(城市生活垃圾填埋气)、转炉煤气、高炉煤气和生物质能等作为燃料发电的,必须有充足、稳定的资源,并依据资源量合理配置装机容量。

第七条 认定内容

(一) 审定申报综合利用认定的企业或单位是否执行政府审批或核准程序,项目建设是否符合审批或核准要求,资源综合利用产品、工艺是否符合国家产业政策、技术规范和认定申报条件;

(二) 审定申报资源综合利用产品是否在《资源综合利用目录》范围之内,以及综合利用资源来源和可靠性;

(三) 审定是否符合国家资源综合利用优惠政策所规定的条件。

第三章 申报及认定程序

第八条 资源综合利用认定实行由企业申报,所在地市(地)级人民政府资源综合利用管理部门(以下简称市级资源综合利用主管部门)初审,省级资源综合利用主管部门会同有关部门集中审定的制度。省级资源综合利用主管部门应提前一个月向社会公布每年年度资源综合利用认定的具体时间安排。

第九条 凡申请享受资源综合利用优惠政策的企业,应向市级资源综合利用主管部门提出书面申请,并提供规定的相关材料。市级资源综合利用主管部门在征求同级财政等有关部门意见后,自规定受理之日起在30日内完成初审,提出初审意见报省级资源综合利用主管部门。

第十条 市级资源综合利用主管部门对申请单位提出的资源综合利用认定申请,应当根据下列情况分别做出处理:

(一) 属于资源综合利用认定范围、申请材料齐全,应当受理并提出初审意见。

(二) 不属于资源综合利用认定范围的,应当即时将不予受理的意见告知申请单位,并说明理由。

(三) 申请材料不齐全或者不符合规定要求的,应当场或者在五日内一次告知申请单位需要补充的全部内容。

第十一条 省级资源综合利用主管部门会同同级财政等相关管理部门及行业

专家，组成资源综合利用认定委员会（以下简称综合利用认定委员会），按照第二章规定的认定条件和内容，在 45 日内完成认定审查。

第十二条 属于以下情况之一的，由省级资源综合利用主管部门提出初审意见，报国家发展改革委审核。

- （一）单机容量在 25MW 以上的资源综合利用发电机组工艺；
- （二）煤矸石（煤泥、石煤、油母页岩）综合利用发电工艺；
- （三）垃圾（含污泥）发电工艺。

以上情况的审核，每年受理一次，受理时间为每年 7 月底前，审核工作在受理截止之日起 60 日内完成。

第十三条 省级资源综合利用主管部门根据综合利用认定委员会的认定结论或国家发展改革委的审核意见，对审定合格的资源综合利用企业予以公告，自发布公告之日起 10 日内无异议的，由省级资源综合利用主管部门颁发《资源综合利用认定证书》，报国家发展改革委备案，同时将相关信息通报同级财政、税务部门。未通过认定的企业，由省级资源综合利用主管部门书面通知，并说明理由。

第十四条 企业对综合利用认定委员会的认定结论有异议的，可向原作出认定结论的综合利用认定委员会提出重新审议，综合利用认定委员会应予受理。企业对重新审议结论仍有异议的，可直接向上一级资源综合利用主管部门提出申诉；上一级资源综合利用主管部门根据调查核实的情况，会同有关部门组织提出论证意见，并有权变更下一级的认定结论。

第十五条 《资源综合利用认定证书》由国家发展改革委统一制定样式，各省级资源综合利用主管部门印制。认定证书有效期为两年。

第十六条 获得《资源综合利用认定证书》的单位，因故变更企业名称或者产品、工艺等内容的，应向市级资源综合利用主管部门提出申请，并提供相关证明材料。市级资源综合利用主管部门提出意见，报省级资源综合利用主管部门认定审查后，将相关信息及时通报同级财政、税务部门。

第四章 监督管理

第十七条 国家发展改革委、财政部、国家税务总局要加强对资源综合利用认定管理工作和优惠政策实施情况的监督检查，并根据资源综合利用发展状况、国家产业政策调整、技术进步水平等，适时修改资源综合利用认定条件。

第十八条 各级资源综合利用主管部门应采取切实措施加强对认定企业的监督管理，尤其要加强大宗综合利用资源来源的动态监管，对综合利用资源无法稳定供应的，要及时清理。在不妨碍企业正常生产经营活动的情况下，每年应对认定企业和关联单位进行监督检查和了解。

各级财政、税务行政主管部门要加强与同级资源综合利用主管部门的信息沟通，尤其对在监督检查过程中发现的问题要及时交换意见，协调解决。

第十九条 省级资源综合利用主管部门应于每年 5 月底前将上一一年度的资源

综合利用认定的基本情况报告国家发展改革委、财政部和国家税务总局。主要包括：

（一）认定工作情况（包括资源综合利用企业（电厂）认定数量、认定发电机组的装机容量等情况）

（二）获认定企业综合利用大宗资源情况及来源情况（包括资源品种、综合利用量、供应等情况）。

（三）资源综合利用认定企业的监管情况（包括年检、抽查及处罚情况等）。

（四）资源综合利用优惠政策落实情况。

第二十条 获得资源综合利用产品或工艺认定的企业（电厂），应当严格按照资源综合利用认定条件的要求，组织生产，健全管理制度，完善统计报表，按期上报统计资料和经审计的财务报表。

第二十一条 获得资源综合利用产品或工艺认定的企业，因综合利用资源原料来源等原因，不能达到认定所要求的资源综合利用条件的，应主动向市级资源综合利用主管部门报告，由省级认定、审批部门终止其认定证书，并予以公告。

第二十二条 《资源综合利用认定证书》是各级主管税务机关审批资源综合利用减免税的必要条件，凡未取得认定证书的企业，一律不得办理税收减免手续。

第二十三条 参与认定的工作人员要严守资源综合利用认定企业的商业和技术秘密。

第二十四条 任何单位和个人，有权检举揭发通过弄虚作假等手段骗取资源综合利用认定资格和优惠政策的行为。

第五章 罚则

第二十五条 对弄虚作假，骗取资源综合利用优惠政策的企业，或违反本办法第二十一条未及时申报终止认定证书的，一经发现，取消享受优惠政策的资格，省级资源综合利用主管部门收回认定证书，三年内不得再申报认定，对已享受税收优惠政策的企业，主管税务机关应当依照《中华人民共和国税收征收管理法》及有关规定追缴税款并给予处罚。

第二十六条 有下列情形之一的，由省级资源综合利用主管部门撤销资源综合利用认定资格并抄报同级财政和税务部门：

（一）行政机关工作人员滥用职权、玩忽职守做出不合条件的资源综合利用认定的；

（二）超越法定职权或者违反法定程序做出资源综合利用认定的；

（三）对不具备申请资格或者不符合法定条件的申请企业予以资源综合利用认定的；

（四）隐瞒有关情况、提供虚假材料或者拒绝提供反映其活动情况真实材料的；以欺骗、贿赂等不正当手段取得资源综合利用认定的；

（五）年检、抽查达不到资源综合利用认定条件，在规定期限不整改或者整

改后仍达不到认定条件的。

第二十七条 行政机关工作人员在办理资源综合利用认定、实施监督检查过程中有滥用职权、玩忽职守、弄虚作假行为的，由其所在部门给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十八条 对伪造资源综合利用认定证书者，依据国家有关法律法规追究其责任。

第六章 附则

第二十九条 本办法所称资源综合利用优惠政策是指：经认定具备资源综合利用产品或工艺、技术的企业按规定可享受的国家资源综合利用优惠政策。

第三十条 申请享受资源综合利用税收优惠政策的企业(单位)须持认定证书向主管税务机关提出减免税申请。主管税务机关根据有关税收政策规定，办理减免税手续。

申请享受其它优惠政策的企业，须持认定证书到有关部门办理相关优惠政策手续。

第三十一条 本办法涉及的有关规定及资源综合利用优惠政策如有修订，按修订后的执行。

第三十二条 各地可根据本办法，结合地方具体情况制定实施细则，并报国家发展和改革委员会、财政部和国家税务总局备案。

第三十三条 本办法由国家发展和改革委员会会同财政部、国家税务总局负责解释。

第三十四条 本办法自2006年10月1日起施行。原国家经贸委、国家税务总局发布的《资源综合利用认定管理办法》(国经贸资源[1998]716号)和《资源综合利用电厂(机组)认定管理办法》(国经贸资源[2000]660号)同时废止。

关于发展生物能源和生物化工财税扶持政策的实施意见

(财政部 国家发展改革委 农业部 国家税务总局 国家林业局 2006年9月30日)

财建[2006]702号)

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅(局)、发展改革委、农业厅(局)、国家税务局、地方税务局、林业厅(局)：

发展生物能源与生物化工对于替代化石能源、促进农民增收、改善生态环境，具有重要意义。“十五”期间我国在部分地区试点推广燃料乙醇取得良好的社会

效益与生态环境效益。随着国际石油价格的上涨，迫切需要加快实施石油替代战略，积极有序地发展生物能源与生物化工。根据国务院领导指示精神，下一阶段将重点推进生物燃料乙醇、生物柴油、生物化工新产品等生物石油替代品的发展，同时合理引导其他生物能源产品发展。目前我国生物能源与生物化工产业处于起步阶段，制定并实施有关财税扶持政策将为生物能源与生物化工产业的健康发展提供有力的保障。

一、生物能源与生物化工财税扶持政策的原则

(一)坚持不与粮争地，促进能源与粮食“双赢”。我国人多地少，粮食安全至关重要。发展生物能源产业一定要在确保国家粮食安全基础上稳步推进。当粮食出现阶段性供过于求时，国家有计划地拿出一部分粮食加工转化为生物能源，将有助于丰富粮食转化渠道，平衡粮食供求，有效保护粮价，保护农民种粮积极性。国家鼓励利用秸秆、树枝等农林废弃物，利用薯类、甜高粱等非粮农作物和小桐子、黄连木等木本油料树种为原料加工生产生物能源，鼓励开发利用盐碱地、荒山和荒地等未利用土地建设生物能源原料基地。今后将具备原料基地作为生物能源行业准入与国家财税政策扶持的必要条件。促进实现粮食安全与能源安全的双赢。

(二)坚持产业发展与财政支持相结合，鼓励企业提高效率。生物能源与生物化工产业的发展最终要靠市场，要立足于提高产业自身竞争力。在发展初期，实施国家财税扶持政策将有助于突破制约因素，加快产业发展进程。财税扶持政策要有利于鼓励企业提高效率，有利于科技进步。各类企业要公平竞争，成本低、效率高的企业将优先获得国家支持，体现效率优先原则。国家支持成熟技术的推广。对尚未完全成熟、但发展前景广阔，影响意义深远的新技术，如纤维素制酒精等，国家鼓励产学研相结合，扩大产业化示范。国家财税扶持政策将充分整合与利用现有的各种资金支持渠道，集中力量突破若干关键技术。

(三)坚持生物能源与生物化工发展既积极又稳妥，引导产业健康有序发展。随着国际油价上涨及受国家政策鼓励，生物能源与生物化工产业发展内在动力不断加强，当前地方新上项目的积极性较高，有投资过热的倾向。如不能正确加以引导，将可能破坏生物能源资源；燃料乙醇、生物柴油产品质量如不合格，将可能影响到交通运输安全；在生物能源和生物化工生产环节，如不严格标准，会造成环境污染，增加能源消耗。因此，发展生物能源与生物化工必须充分考虑资源、技术、环保、能耗等多方面因素，稳步发展。国家实施财税扶持政策，将限定支持对象、控制支持范围、把握支持力度，引导产业健康有序发展。

二、发展生物能源和生物化工财税扶持政策内容

(四)实施弹性亏损补贴。目前国际石油价格高位运行，如果油价下跌，生物能源与生物化工生产企业亏损将加大。为化解石油价格变动对发展生物能源与生物化工所造成的市场风险，为市场主体创造稳定的市场预期，将建立风险基金制度与弹性亏损补贴机制。当石油价格高于企业正常生产经营最低价时，国家不予亏损补贴，企业应当建立风险基金；当石油价格低于最低价时，先由企业用风险基金以盈补亏。如果油价长期低位运行，将启动弹性亏损补贴机制，具体补贴办法财政部将会同国家发展改革委另行制定。

(五)原料基地补助。国家鼓励开发冬闲田、盐碱地、荒山、荒地等未利用土地建设生物能源与生物化工原料基地，从而确保生物能源与生物化工有稳定原料供应来源，确保发展生物能源与生物化工不与粮争地。开发生物能源与生物化工原料基地要与土地开发整理、农业综合开发、林业生态项目相结合，享受有关优惠政策。对以“公司+农户”方式经营的生物能源和生物化工龙头企业，国家给予适当补助。具体补助办法，财政部将会同国家发展改革委、农业部、国家林业局另行制定。

(六)示范补助。国家鼓励具有重大意义的生物能源及生物化工生产技术的产

业化示范，以增加技术储备，对示范企业予以适当补助。具体补助办法财政部将另行制定。

(七) 税收优惠。对国家确实需要扶持的生物能源和生物化工生产企业，国家给予税收优惠政策，以增强相关企业竞争力，具体政策由财政部、国家税务总局上报国务院后另行制定。

三、生物能源和生物化工财税扶持政策的组织实施

(八) 国家财税扶持政策将紧密结合生物燃料乙醇专项规划、生物柴油试点方案。发展生物能源和生物化工应坚持统一规划、防止一哄而起。燃料乙醇将在现有基础上，扩大推广范围，重点发展非粮原料燃料乙醇的生产。近阶段燃料乙醇扩大推广仍将采用“定点生产、定向流通、封闭运行”的方式。生物柴油按国家统一规划，有序开展试点推广。生物能源与生物化工企业实行严格的行业准入制度。地方发展改革委、财政部门根据国家统一的推广规划，联合推荐申报定点企业，申请企业必须符合行业准入标准。国家发展改革委、财政部按有关规定选择并确定定点企业。

(九) 国家财税扶持政策将坚持专家评审，科学决策。组织实施财税扶持政策，要充分借助专家力量。由相关领域的专家对地方申报定点企业的生产技术条件、资产财务状况、原料基地情况、生产环保能耗等进行全面论证与评审。在专家评审的基础上，国家发展改革委、财政部按照公开、公平、公正的原则选择效率高、补贴少的企业作为定点企业，并予以公示。

(十) 建立政策保障机制，在确保国家粮食安全的前提下稳步发展生物能源和生物化工。建立粮食安全影响因素评价制度，财政部将会同有关部门组织专家对地方申报的生物质能源和生物化工项目消耗粮食、占用土地情况进行专项评审，充分论证与考虑对国家粮食安全的影响。对以粮食为原料生产生物能源与生物化工，国家实行严格的计划控制，只有按国家计划生产才能享受财税扶持政策，未

经国家批准的粮食加工转化生物能源，不能享受国家财税扶持政策。对以薯类、甜高粱等非粮农林作物为原料生产生物能源与生物化工，要配套建设原料基地，只有具备原料基地的生物能源与生物化工企业才能享受国家财税扶持政策，原料基地建设要开发利用荒山荒坡等未利用土地，不能占用现有耕地。财政部门严格考核各企业原料基地建设及规模，作为补贴预算依据。

(十一)加强资金监督，确保资金使用安全规范有效。申请生物能源和生物化工财政扶持专项资金，必须按本实施意见的规定程序执行，未执行相关规定者，不能享受国家财税扶持政策。财政部驻各省、自治区、直辖市、计划单列市财政监察专员办事处负责审核确认定点企业生产销售生物能源产品数量，作为弹性亏损补贴的依据，并对原料基地补助及示范补助的使用情况进行日常监督。农业、林业行业主管部门要加强原料基地建设和开发利用工作的指导。地方财政部门要及时掌握了解企业生产销售情况、原料基地建设情况、示范技术进展情况，加强对财政补贴资金的追踪问效，并向财政部报告。

四、提高认识，加强协作，实施好对生物能源及生物化工发展的财税扶持政策

(十二)充分认识实施财税扶持政策，支持生物能源与生物化工发展的重要意义。积极发展生物能源与生物化工，尤其是发展生物燃料乙醇等石油替代品，具有重要战略意义。国家财税扶持政策对促进生物能源与生物化工的发展至关重要。各级财政等部门要充分认识财税扶持政策的重要意义，将其作为工作的重点，落实好国家有关扶持政策。并且要在摸清当地生物资源底数的基础上，因地制宜，积极支持生物能源与生物化工产业的发展，为企业发展创造良好的政策环境，促进有序开发利用生物能源与生物化工。

(十三)加强部门间配合，共同推动生物能源发展。发展生物能源与生物化工是一项系统工程，需要多个部门的协同配合。中石油、中石化等成品油销售企业

要按有关法律规定，收购燃料乙醇等生物能源产品，并积极建设混配中心，为发展生物能源创造良好的市场环境。技术标准管理部门要抓紧制定相关技术标准，为生物柴油等试点推广准备条件。农业、林业部门要做好生物质资源评价，做好育种等基础工作，并引导做好生物能源与生物化工原料基地建设。国家将加大公共能力建设的投入，支持开展各项基础工作。

(十四) 本办法自下发之日起执行，由财政部负责解释。

增值税的税收优惠规定

1. 以下优惠政策，自 2004 年 1 月 1 日起执行。

(1) 利用石煤生产的电力按增值税应纳税额减半征收。

(2) 利用煤矸石、煤泥、石煤、油母页岩生产电力，煤矸石、煤泥、石煤、油母页岩用量（重量）占发电燃料的比重必须达到 60%以上（含 60%）；利用城市生活垃圾生产电力，城市生活垃圾用量（重量）占发电燃料的比重必须达到 80%以上（含 80%），才能享受增值税即征即退的优惠政策。

(3) 对燃煤电厂烟气脱硫副产品实行增值税即征即退的政策，享受政策的具体产品包括：二水硫酸钙含量不低于 85%的石膏；浓度不低于 15%的硫酸；总氮含量不低于 18%的硫酸铵。

(4) 为解决西部地区新型墙体材料产品生产企业因达不到财税 [2001]198 号文件附件中对建筑砌块和建筑板材规定的生产规模标准，无法享受增值税减半的优惠政策的问题，对西部地区内的企业生产销售的列入财税[2001]198 号附件的建筑砌块和建筑板材产品，在 2005 年 12 月 31 日之前不再限定企业的生产规模，均可享受新型墙体材料产品增值税减半征收的优惠政策。上述西部地区是指重庆、四川、云南、贵州、西藏、陕西、甘肃、宁夏、青海、新疆、内蒙古、广西 12 个省（自治区、直辖市）以及湖南省湘西土家族苗族自治州、湖北省恩施土家族苗族自治州、吉林省延边朝鲜族自治州。

(财税[2004]25 号、财税[2001]198 号)

2. 自 2001 年 1 月 1 日起，对下列货物实行增值税即征即退的政策：

(1) 在生产原料中掺有不少于 30%的废旧沥青混凝土生产的再生沥青混凝土。

(2) 在生产原料中掺有不少于 30%的煤矸石、石煤、粉煤灰、烧煤锅的炉底

渣（不包括高炉水渣）及其他废渣生产的水泥。

自 2001 年 1 月 1 日起，对部分新型墙体材料产品，实行按增值税应纳税额减半征收的政策。

在生产原料中掺有不少 30%的煤矿石、石煤、粉煤灰、烧煤锅炉的炉底渣（不包括高炉水渣）及其他废渣生产的建材产品免征增值税（水泥除外）。

自 2001 年 1 月 1 日起，对增值税一般纳税人生产销售的商品混凝土，按规定应当征收增值税的，按照 6%的征收率征收增值税，但是不得开具增值税专用发票。

(财税[2001]198 号、国税发[2000]37 号、财税字[1996]20 号)

3. 对国有森工企业以林区“三剩物”和“次小薪材”为原料生产加工的综合利用产品，实行增值税即征即退办法。

“三剩物”包括：采伐剩余物（指枝丫、树梢、树皮、树叶、树根及藤条、灌木等）；造材剩余物（指造材截头）；加工剩余物（指板皮、板条、木竹截头、锯末、碎单板、木芯、刨花、木块、边角余料等）。“次小薪材”包括：次加工材（指材质低于针、阔叶树加工用原木最低等级但具有一定利用价值的次加工原木，其中东北、内蒙古地区按 ZBB68009—89 标准执行，南方及其他地区按 ZBB68003—86 标准执行）；小径材（指长度在 2 米以下或径级 8 厘米以下的小原木条、松木杆、脚手杆、杂木杆、短原木等）；薪材。

(财税[2001]72 号)

4. 自 2001 年 5 月 1 日起，对废旧物资回收经营单位销售其收购的废旧物资免征增值税。废旧物资是指在社会生产和消费过程中产生的各类废弃物品，包括经过挑选、整理等简单加工后的各类废弃物品。利用废旧物资加工生产的产品不享受废旧物资免征增值税的政策。

(财税[2001]78 号)

5. 自 2001 年 7 月 1 日起，对各级政府及主管部门委托自来水厂（公司）随水费收取的污水处理费，免征增值税。

(财税[2001]97 号)

所得税的税收优惠规定

1. 第四条 下列各项个人所得，免纳个人所得税：

一、省级人民政府、国务院部委和中国人民解放军军以上单位，以及外国组织、国际组织颁发的科学、教育、技术、文化、卫生、体育、环境保护等方面的奖金；

（《中华人民共和国个人所得税法》第4条第1款）

2.（三）企业利用废水、废气、废渣等废弃物为主要原料进行生产的，可在5年内减征或者免征所得税。是指：

1. 企业在原设计规定的产品以外，综合利用本企业生产过程中产生的、在《资源综合利用目录》内的资源作主要原料生产的产品的所得，自生产经营之日起，免征所得税5年。

2. 企业利用本企业外的大宗煤矸石、炉渣、粉煤灰作主要原料，生产建材产品的所得，自生产经营之日起，免征所得税5年。

3. 为处理利用其他企业废弃的、在《资源综合利用目录》内的资源而新办的企业，经主管税务机关批准后，可减征或者免征所得税1年。

（财政部 国家税务总局关于企业所得税若干优惠政策的通知 财税字[1994]1号）

3. 三、根据中央关于采取积极财政政策，促进经济快速、健康发展的精神，对环保设备(产品)给予鼓励和扶持的政策。

（一）企业技术改造项目凡使用目录中的国产设备，按照财政部、国家税务总局《关于印发〈技术改造国产设备投资抵免企业所得税暂行办法〉的通知》（财税字[1999]290号）的规定，享受投资抵免企业所得税的优惠政策。

（二）对企业使用目录中的国产设备实行折旧政策。企业使用目录中的国产设备，经企业提出申请，报主管税务机关批准后，可实行加速折旧办法。

(三)对专门生产目录内设备(产品)的企业(分厂、车间),在符合独立核算、能独立计算盈亏的条件下,其年度净收入在30万元(含30万元)以下的,暂免征收企业所得税,超过30万元的部分,依法缴纳企业所得税。

(国家经济贸易委员会 国家税务总局关于公布《当前国家鼓励发展的环保产业设备(产品)目录》(第一批)的通知 国经贸资源[2000]159号)

4.外国企业在节约能源和防治环境污染方面提供专有技术收取的特许权使用费,可以减按10%的税率征收所得税,其中技术先进或者条件优惠的,可以免征所得税。

第六十六条 税法第十九条第三款第(四)项所规定的特许权使用费减征、免征所得税的范围如下:

(一)在发展农、林、牧、渔业生产方面提供下列专有技术所收取的使用费:

- 1.改良土壤、草地,开发荒山,以及充分利用自然资源的技术;
- 2.培育动植物新品种和生产高效低毒农药的技术;
- 3.对农、林、牧、渔业进行科学生产管理,保持生态平衡,增强抗御自然灾害能力等方面的技术。

(二)为科学院、高等院校以及其他科研机构进行或者合作进行科学研究、科学实验,提供专有技术所收取的使用费;

(三)在开发能源、发展交通运输方面提供专有技术所收取的使用费;

(四)在节约能源和防治环境污染方面提供的专有技术所收取的使用费;

(五)在开发重要科技领域方面提供下列专有技术所收取的使用费:

- 1.重大的先进的机电设备生产技术;
- 2.核能技术;

3. 大规模集成电路生产技术；
4. 光集成、微波半导体和微波集成电路生产技术及微波电子管制造技术；
5. 超高速电子计算机和微处理机制造技术；
6. 光导通讯技术；
7. 远距离超高压直流输电技术；
8. 煤的液化、气化及综合利用技术。

**（《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法实施细则》第 66 条
国务院令[1991]第 85 号）**

消费税的税收优惠规定

1. 排气量在 1.5 升以下的小汽车和排气量超过 1.5 升、不超过 2.0 升的小汽车，分别可以按照 3%和 5%的低税率征收消费税。

（一）调整小汽车税目税率。

取消小汽车税目下的小轿车、越野车、小客车子目。在小汽车税目下分设乘用车、中轻型商用客车子目。适用税率分别为：

1. 乘用车。

- （1）气缸容量（排气量，下同）在 1.5 升（含）以下的，税率为 3%；
- （2）气缸容量在 1.5 升以上至 2.0 升（含）的，税率为 5%；
- （3）气缸容量在 2.0 升以上至 2.5 升（含）的，税率为 9%；
- （4）气缸容量在 2.5 升以上至 3.0 升（含）的，税率为 12%；
- （5）气缸容量在 3.0 升以上至 4.0 升（含）的，税率为 15%；
- （6）气缸容量在 4.0 升以上的，税率为 20%。

（财政部 国家税务总局关于调整和完善消费税政策的通知 财税[2006]33

号)

其他税收的税收优惠规定

1. 改造的废弃土地、财政部规定免税的能源、交通、水利设施用地和其他用地，可以免征城镇土地使用税。

第六条 下列土地免缴土地使用税：

- (一) 国家机关、人民团体、军队自用的土地；
- (二) 由国家财政部门拨付事业经费的单位自用的土地；
- (三) 宗教寺庙、公园、名胜古迹自用的土地；
- (四) 市政街道、广场、绿化地带等公共用地；
- (五) 直接用于农、林、牧、渔业的生产用地；
- (六) 经批准开山填海整治的土地和改造的废弃土地，从使用的月份起免缴土地使用税 5 年至 10 年；
- (七) 由财政部另行规定免税的能源、交通、水利设施用地和其他用地。

(1988 年 9 月 27 日中华人民共和国国务院令第 17 号发布 根据 2006 年 12 月 31 日《国务院关于修改〈中华人民共和国城镇土地使用税暂行条例〉的决定》修订 国务院令 第 483 号)

2. 省、自治区、直辖市人民政府可以根据当地实际情况，对城市、农村公共交通车船给予定期减税、免税。

(中华人民共和国车船税暂行条例 国务院令第 482 号 第四条)

3. 《关于天然林保护工程实施企业和单位有关税收政策的通知》(财税[2004]37号)

国家实施天然林资源保护工程后,对部分地区的重点国有林区实行了木材禁伐、限伐政策。为支持国家天然林资源保护工程的实施,根据国务院批准实施天然林资源保护工程的有关文件精神,现就国家天然林资源保护工程实施企业和单位有关房产税、城镇土地使用税和车船使用税政策问题通知如下:

一、对长江上游、黄河中上游地区,东北、内蒙古等国有林区天然林资源保护工程实施企业和单位用于天然林保护工程的房产、土地和车船分别免征房产税、城镇土地使用税和车船使用税。对上述企业和单位用于天然林资源保护工程以外其他生产经营活动的房产、土地和车船仍按规定征收房产税、城镇土地使用税和车船使用税。

二、对由于国家实行天然林资源保护工程造成森工企业的房产、土地闲置一年以上不用的,暂免征收房产税和城镇土地使用税;闲置房产和土地用于出租或企业重新用于天然林资源保护工程之外的其他生产经营的,应依照规定征收房产税和城镇土地使用税。

三、用于国家天然林资源保护工程的免税房产、土地和车船应单独划分,与其他应税房产、土地和车船划分不清的,应按规定征税。

四、本通知自2004年1月1日至2010年12月31日期间执行。

4. 病虫害防治、植物保护及其相关的技术培训,可以免征营业税。

第二十六条 条例第六条规定的部分免税项目的范围,限定如下:

(一)第一款第(二)项所称残疾人员个人提供的劳务,是指残疾人员本人为社会提供的劳务。

(二)第一款第(三)项所称的医院、诊所、其他医疗机构提供的医疗服务,是指对患者进行诊断、治疗和防疫、接生、计划生育方面的服务,以及与这些服务有关的提供药品、医疗用具、病房住宿和伙食的业务。

(三)第一款第(四)项所称学校及其他教育机构,是指普通学校以及经地、市级以上人民政府或者同级政府的教育行政部门批准成立、国家承认其学员学历的各类学校。

(四)第一款第(五)项所称农业机耕,是指在农业、林业、牧业中使用农业机械进行耕作(包括耕耘、种植、收割、脱粒、植保等)的业务。

排灌,是指对农田进行灌溉或排涝的业务。

病虫害防治,是指从事农业、林业、牧业、渔业的病虫害测报和防治的业务。

农牧保险,是指为种植业、养殖业、牧业种植和饲养的动植物提供保险的业务。

相关技术培训,是指与农业机耕、排灌、病虫害防治、植保业务相关以及为使农民获得农牧保险知识的技术培训业务。

家禽、牲畜、水生动物的配种和疾病防治业务的免税范围,包括与该项劳务有关的提供药品和医疗用具的业务。

(五)第一款第(六)项所称纪念馆、博物馆、文化馆、美术馆、展览馆、书画院、图书馆、文物保护单位举办文化活动,是指这些单位在自己的场所举办的属于文化体育业税目征税范围的文化活动。其售票收入,是指销售第一道门票的收入。

宗教场所举办文化、宗教活动的售票收入,是指寺庙、宫观、清真寺和教堂举办文化、宗教活动销售门票的收入。

(《中华人民共和国营业税暂行条例实施细则》第 26 条第 4 款 财法字[1993]第 40 号)